

平成28年第2回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料



## 平成28年度 荒尾市一般会計予算資料

(単位:千円)

## 1 歳入

区 分	平成28年度				平成27年度				比 較					
	予算額 (A)	構成比 %	うち一般財源 (B)	構成比 %	予算額 (C)	構成比 %	うち一般財源 (D)	構成比 %	予算比較 (A)-(C)	伸び率 %	一財比較 (B)-(D)	伸び率 %		
純 一 般 財 源	1 市 税	市民税	2,054,100	10.1	2,054,100	15.9	1,911,900	9.4	1,911,900	15.3	142,200	7.4	142,200	7.4
		固定資産税	2,346,949	11.5	2,346,949	18.2	2,203,000	10.8	2,203,000	17.6	143,949	6.5	143,949	6.5
		軽自動車税	154,000	0.8	154,000	1.2	142,000	0.7	142,000	1.1	12,000	8.5	12,000	8.5
		たばこ税	389,000	1.9	389,000	3.0	404,000	2.0	404,000	3.2	△ 15,000	△ 3.7	△ 15,000	△ 3.7
		入湯税	7,000	0.0	7,000	0.1	10,000	0.0	10,000	0.1	△ 3,000	△ 30.0	△ 3,000	△ 30.0
		計	4,951,049	24.3	4,951,049	38.3	4,670,900	22.9	4,670,900	37.4	280,149	6.0	280,149	6.0
		2 地方譲与税	132,000	0.6	132,000	1.0	133,000	0.7	133,000	1.1	△ 1,000	△ 0.8	△ 1,000	△ 0.8
	3 利子割交付金	6,000	0.0	6,000	0.0	9,000	0.0	9,000	0.1	△ 3,000	△ 33.3	△ 3,000	△ 33.3	
	4 配当割交付金	10,000	0.0	10,000	0.1	7,000	0.0	7,000	0.1	3,000	42.9	3,000	42.9	
	5 株式等譲渡所得割交付金	20,000	0.1	20,000	0.2	1,500	0.0	1,500	0.0	18,500	1,233.3	18,500	1,233.3	
	6 地方消費税交付金	900,000	4.4	900,000	7.0	800,000	3.9	800,000	6.4	100,000	12.5	100,000	12.5	
7 ゴルフ場利用 税交付金	29,000	0.1	29,000	0.2	28,000	0.1	28,000	0.2	1,000	3.6	1,000	3.6		
8 自動車取得税 交付金	9,000	0.0	9,000	0.1	12,000	0.1	12,000	0.1	△ 3,000	△ 25.0	△ 3,000	△ 25.0		
9 地方特例交付金	19,000	0.1	19,000	0.1	20,000	0.1	20,000	0.2	△ 1,000	△ 5.0	△ 1,000	△ 5.0		
10 地 方 交 付 税	普通交付税	5,100,000	25.0	5,100,000	39.5	5,000,000	24.5	5,000,000	40.1	100,000	2.0	100,000	2.0	
	特別交付税	750,000	3.7	750,000	5.8	750,000	3.7	750,000	6.0	0	0.0	0	0.0	
計	5,850,000	28.7	5,850,000	45.3	5,750,000	28.1	5,750,000	46.1	100,000	1.7	100,000	1.7		
小 計	11,926,049	58.5	11,926,049	92.3	11,431,400	55.9	11,431,400	91.6	494,649	4.3	494,649	4.3		
11 交通安全対策特別 交付金	10,000	0.0	10,000	0.1	10,000	0.0	10,000	0.1	0	0.0	0	0.0		
12 分担金・負担金	284,067	1.4	0	0.0	287,219	1.4	0	0.0	△ 3,152	△ 1.1	0	0		
13 使用料・手数料	594,256	2.9	12,439	0.1	594,938	2.9	11,858	0.1	△ 682	△ 0.1	581	4.9		
14 国庫支出金	4,053,283	19.9	0	0.0	4,267,306	20.9	0	0.0	△ 214,023	△ 5.0	0	0		
15 県支出金	1,792,834	8.8	1,812	0.0	1,873,917	9.2	1,675	0.0	△ 81,083	△ 4.3	137	8.2		
16 財産収入	82,046	0.4	11,716	0.1	76,726	0.4	30,823	0.2	5,320	6.9	△ 19,107	△ 62.0		
17 寄附金	5,001	0.0	5,001	0.0	701	0.0	701	0.0	4,300	613.4	4,300	613.4		
18 繰入金	351,985	1.7	333,723	2.6	293,960	1.4	277,092	2.2	58,025	19.7	56,631	20.4		
19 繰越金	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0		
20 諸収入	198,478	1.0	20,945	0.2	189,332	0.9	19,082	0.2	9,146	4.8	1,863	9.8		
21 市 債	1,102,000	5.4	600,000	4.6	1,414,500	6.9	700,000	5.6	△ 312,500	△ 22.1	△ 100,000	△ 14.3		
歳 入 合 計	20,400,000	100.0	12,921,686	100.0	20,440,000	100.0	12,482,632	100.0	△ 40,000	△ 0.2	439,054	3.5		
う ち	自主財源	6,466,883	31.7	5,334,874	41.3	6,113,777	29.9	5,010,457	40.1	353,106	5.8	324,417	6.5	
	依存財源	13,933,117	68.3	7,586,812	58.7	14,326,223	70.1	7,472,175	59.9	△ 393,106	△ 2.7	114,637	1.5	

(四捨五入の関係で率の合計が一致しない場合があります。)

## 2 歳出(目的別)

(単位:千円)

款	平成28年度				平成27年度				比較			
	予算額 (A)	構成比 %	うち一般財源 (B)	構成比 %	予算額 (C)	構成比 %	うち一般財源 (D)	構成比 %	予算比較 (A)-(C)	伸び率 %	一財比較 (B)-(D)	伸び率 %
1 議会費	206,977	1.0	206,927	1.6	240,960	1.2	240,931	1.9	△ 33,983	△ 14.1	△ 34,004	△ 14.1
2 総務費	1,847,556	9.1	1,616,794	12.5	1,882,141	9.2	1,532,872	12.3	△ 34,585	△ 1.8	83,922	5.5
3 民生費	10,027,560	49.2	4,705,719	36.4	9,974,807	48.8	4,535,105	36.3	52,753	0.5	170,614	3.8
4 衛生費	2,448,057	12.0	2,098,190	16.2	2,638,053	12.9	2,272,235	18.2	△ 189,996	△ 7.2	△ 174,045	△ 7.7
5 労働費	15,211	0.1	15,211	0.1	17,077	0.1	17,077	0.1	△ 1,866	△ 10.9	△ 1,866	△ 10.9
6 農林 水産業費	380,896	1.9	156,855	1.2	299,219	1.5	145,735	1.2	81,677	27.3	11,120	7.6
7 商工費	284,963	1.4	178,052	1.4	224,326	1.1	127,184	1.0	60,637	27.0	50,868	40.0
8 土木費	1,886,468	9.2	883,360	6.8	1,789,712	8.8	725,128	5.8	96,756	5.4	158,232	21.8
9 消防費	660,683	3.2	609,407	4.7	614,286	3.0	586,174	4.7	46,397	7.6	23,233	4.0
10 教育費	931,123	4.6	847,698	6.6	1,210,813	5.9	866,261	6.9	△ 279,690	△ 23.1	△ 18,563	△ 2.1
11 災害 復旧費	5,200	0.0	5,200	0.0	4,700	0.0	4,700	0.0	500	10.6	500	10.6
12 公債費	1,661,733	8.1	1,554,700	12.0	1,505,558	7.4	1,390,882	11.1	156,175	10.4	163,818	11.8
13 諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0		0	
14 予備費	43,573	0.2	43,573	0.3	38,348	0.2	38,348	0.3	5,225	13.6	5,225	13.6
歳出合計	20,400,000	100.0	12,921,686	100.0	20,440,000	100.0	12,482,632	100.0	△ 40,000	△ 0.2	439,054	3.5

(四捨五入の関係で率の合計が一致しない場合があります。)

## 3 歳 出 (性質別)

(単位:千円)

区分	平成28年度		平成27年度		比較増減		増減の主な理由
	予算額 (A)	構成比 %	予算額 (B)	構成比 %	(A) - (B)	伸び率 %	
1. 消費的経費	15,995,021	78.4	16,005,218	78.3	△ 10,197	△ 0.1	
義務的経費	11,009,661	54.0	10,934,179	53.5	75,482	0.7	
人件費	2,637,034	12.9	2,807,328	13.7	△ 170,294	△ 6.1	議員人件費(共済費等)△31,437、一般職員人件費△108,730 △10人(336人→326人)(うち退職手当△17,472(△1人))、行政協力員報酬+1,824、国勢調査員△24,367、地域おこし協力隊+11,229(+5人)、放課後児童クラブ+9,611、学校給食非常勤職員△40,065
扶助費	6,710,894	32.9	6,621,293	32.4	89,601	1.4	養護老人ホーム費+8,798、介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費+57,842、相談支援給付費等支給事業費+14,358、特別保育事業費(延長短時間認定)△14,853、子ども医療費助成事業費+28,258、管内外私立及び管外公立保育所運営費+148,091、特定教育・保育施設型給付費△30,348、母子家庭等高等職業訓練促進給付事業費+12,300、万田保育園△24,136、生活保護(扶助費)△107,704
公債費	1,661,733	8.1	1,505,558	7.4	156,175	10.4	長期債元金償還金+175,589、長期債利子 △19,414
物件費	2,131,462	10.4	2,068,123	10.1	63,339	3.1	福祉業務システム新システム移行事業費△16,441、農村地域防災減災事業費△17,600、土地区画整理調査事業費△21,000、小学校振興費△14,180、運動公園施設長寿命化計画事業費+20,060、給食センター調理・配送等業務委託料+95,170
維持補修費	196,412	1.0	196,136	1.0	276	0.1	庁舎施設改修費+5,000、松ヶ浦環境センター施設改修費△4,838
補助費等	2,657,486	13.0	2,806,780	13.7	△ 149,294	△ 5.3	有明広域行政事務組合負担金(総務・企画・地方創生)+10,745、社会福祉協議会運営費補助金+15,000、臨時福祉給付金事業費△84,000、子育て世帯臨時特例給付金事業費△22,200、簡素及び低所得年金受給者向け給付金事業費+91,500、大牟田・荒尾清掃施設組合負担金△50,927、市民病院会計支出金△161,428、人・農地プラン事業費+7,500、有明広域行政事務組合消防負担金(消防)+22,784
2. 投資的経費	1,598,312	7.8	1,865,537	9.1	△ 267,225	△ 14.3	
普通建設事業費	1,593,112	7.8	1,860,837	9.1	△ 267,725	△ 14.4	
補助事業費	1,021,404	5.0	1,511,265	7.4	△ 489,861	△ 32.4	介護施設等スプリンクラー設置事業費(福祉空間)△31,926、安心子ども基金特別対策(保育所等緊急整備)△135,670、強い農業づくり事業費+50,787、団体宮土地改良総合整備事業費+27,585、中央野原線+90,000、万田田添線+80,000、西原桜町線+75,000、川後田府本線△10,000、荒尾港海岸堤防△100,000、新生区団地建替新築工事△136,042、公営住宅ストック総合改善事業費△104,953、中学校施設非構造部材耐震工事費(海陽中・四中)△94,500、中学校プール改築事業費△163,436、万田坑史跡追加区域用地取得事業費△40,794、万田坑重要文化財建造物調査工事委託料+19,000
単独事業費	571,708	2.8	349,572	1.7	222,136	63.5	庁舎施設改修費△39,087、荒尾総合文化センター施設改修費+73,390、道路施設改修費+34,000、集落道路改良事業費+9,000、道路改良単独事業費+26,110、競馬場跡地管理事業費+48,400、公園施設改修費+7,710、景観形成推進事業費+5,000、朝日ヶ丘団地解体工事費+19,440、消防施設新設費+18,313、小・中学校施設非構造部材耐震工事費△11,206、旧五中跡臨時駐車場整備工事費△11,772、宮崎兄弟の生家施設茅葺屋根総葺替工事費△8,227、給食配送車購入費△10,640
災害復旧事業費	5,200	0.0	4,700	0.0	500	10.6	現年農林水産災害復旧事業費+300、現年公共土木災害復旧費+200
3. その他の経費	2,806,667	13.8	2,569,245	12.6	237,422	9.2	
積立金・出資金	0	0.0	0	0.0	0	0	
貸付金	75,000	0.4	75,000	0.4	0	0.0	
繰出金	2,731,667	13.4	2,494,245	12.2	237,422	9.5	国民健康保険特別会計繰出金+59,191、介護保険特別会計(保険事業勘定)繰出金+45,330、介護保険特別会計(保険料軽減)繰出金+348、後期高齢者医療特別会計繰出金+11,985、療養給付費負担金+52,220、南新地土地区画整理事業特別会計繰出金+69,000
歳出合計	20,400,000	100.0	20,440,000	100.0	△ 40,000	△ 0.2	

(予備費は、補助費等を含めています。)

臨 時 的 経 費 等

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	議会だより発行事業費	1,422				1,422	印刷製本費、広報個別配送委託料
	市議会映像配信事業費	1,052				1,052	映像配信業務委託料
2 総務費	行政協力員費 ※1	1,824				1,824	行政協力員報酬(増額分のみ)
	有明広域行政事務組合費	33,019				33,019	総務共通経費・企画費・地方創生振興費負担金 (前年度 22,274)
	いじめに関する第三者調査委員会事業費	2,851	753			2,098	(H27補正～) 委員報酬ほか (財源) ・国庫補助金 753
	退職手当	85,876				85,876	4人(前年度6人 124,740)
	広報戦略事業費	620			175	445	広告料、駅前フラッグ製作委託料ほか (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 175
	地域おこし協力隊事業費(秘書広報課)	7,999				7,999	協力隊報酬(2名分)ほか
	国際交流促進事業費	1,680				1,680	日中協会訪中団派遣事業参加負担金ほか
	地方バス対策費	59,829	4,000		3,451	52,378	地域公共交通活性化協議会負担金、バス路線欠損補助金、乗合タクシー運行補助金 (財源) ・県補助金 4,000 ・地域公共交通調査等事業返還金 3,451
	市民応援事業費	522			522		あじさい公園看板設置委託料、植樹枿設置委託料 (財源) ・ふるさと応援基金繰入金 522
	地域元気づくり事業費	500			500		事業費補助:1地区 (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 500
	地域づくり交付金事業費	6,963			6,716	247	地域づくり交付金:12地区(地域活性化事業は11地区)ほか (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 6,716
	情報化対策推進事業費	17,425				17,425	OA機器借上料、セキュリティクラウド運用保守料、事後処理機購入費ほか
	ふるさと応援寄附金推進費	1,973				1,973	(H27補正～) ふるさと応援寄附金報償費ほか
コミュニティFM推進事業費 ※2	3,300				3,300	(新規) コミュニティFM推進事業委託料	
公共施設等総合管理計画策定事業費	4,285				4,285	(H27補正～) 委託料ほか	

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	地域おこし協力隊事業費(政策企画課)	3,496				3,496	協力隊報酬(1人分)ほか
	市民病院あり方検討会事業費	333				333	委員出席手当、費用弁償ほか
	まちづくり推進調査事業費	3,084				3,084	荒尾市域における都市再興に向けたまちづくり事業委託料
	移住定住促進ガイドツアー事業費	40				40	(新規) 講師謝金、費用弁償、消耗品費
	お試し暮らし体験住宅事業費	1,290			180	1,110	家屋借上料ほか (財源) ・体験住宅家賃 180
	空き家バンク事業費	425				425	普通旅費、現地調査委託料
	男女共同参画計画策定事業費	1,561				1,561	委員報酬、費用弁償、普通旅費、計画策定業務委託料
	社会保障・税番号制度対応住基システム改修費(総務省分)	2,110				2,110	中間サーバー・プラットフォーム負担金
	社会保障・税番号制度対応住基システム改修費(厚生労働省分)	16,227	7,875			8,352	システム改修委託料(国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、健康管理、障がい者福祉、児童福祉、生活保護) (財源) ・国庫補助金 7,875
	福祉業務システム新システム移行事業費	9,084				9,084	(H27～) システム移行委託料
	個人番号カード交付事業費	6,301	5,882		289	130	賃金、システム保守料、交付金ほか (財源) ・国庫補助金 5,882 ・再交付手数料 289
	選挙人名簿システム改修費	2,409	1,204			1,205	選挙人名簿システム改修委託料 (財源) ・国庫補助金 1,204
	熊本県有明海区漁業調整委員会委員選挙費	1,440	1,440				選挙事務従事者謝金ほか (財源) ・県委託金 1,440
	参議院議員選挙費	24,529	24,529				選挙事務従事者謝金ほか (財源) ・県委託金 24,529
	経済センサス事務費	2,214	2,214				調査員手当ほか (財源) ・県委託金 2,214
3 民生費	※3 民生委員活動手当	1,224				1,224	民生委員活動手当(増額のみ)
	※4 三世代交流センター 検討費	5,940				5,940	(新規) 三世代交流センターの整備に向けた調査委託料

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	社会福祉協議会運営補助費	15,000				15,000	(H27補正～) 地域福祉の担い手である社会福祉協議会に対する支援(拡充分のみ) 補助金
	住居確保給付金事業費	3,780	2,835			945	(H27～) 住居確保給付金(生活困窮者自立支援法により住宅支援給付事業(基金事業)から制度化) (財源) ・国庫負担金 2,835
	簡素な給付措置及び <sup>※5</sup> 低所得の障害・遺族 年金受給者向け給付 金事業費	118,021	118,021				(新規) 委託料、簡素な給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金、時間外手当ほか (財源) ・国庫補助金 118,021
	生活困窮者自立相談 支援等事業費	14,523	9,579			4,944	(H27～) 生活困窮者自立支援法施行に伴う相談支援事業等の実施 (財源) ・国庫負担金 5,274 ・国庫補助金 4,305
	高齢者地域共生事業 費	3,000	3,000				(H27～) 認知症カフェの運営費補助金 (財源) ・国庫補助金 3,000
	国民年金システム改 修費	270	270				(新規) 納付猶予の対象者拡大に伴うシステム改修委託料 (財源) ・国庫委託金 270
	育成医療費支給事業 費	5,551	4,152			1,399	(H25～) 県からの権限移譲分 扶助費、手数料 (財源) ・国庫負担金 2,768 ・県負担金 1,384
	巡回相談支援事業費	5,788	4,339			1,449	(H26～) 任期付き職員人件費、普通旅費、消耗品費ほか (財源) ・国庫補助金 2,893 ・県補助金 1,446
	後期高齢者医療広域 連合負担金	826,353				826,353	広域連合一般会計事務費 7,187 広域連合特別会計事務費 16,321 療養給付費 802,845
	ファミリー・サポート・セ ンター事業費	3,048	1,600			1,448	(H23～) 事業運営委託料ほか (財源) ・国庫補助金 800 ・県補助金 800
	平井小放課後児童ク ラブ運営事業費	3,833	1,104	1,657		1,072	(H26補正～) 平井小学校に設置した学童クラブの運営 非常勤報酬、消耗品費ほか (財源) ・国庫補助金 552 ・県補助金 552 ・施設利用料 1,657

※は別紙に事業シート有



(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	有明小放課後児童クラブ運営事業費	3,845	1,170		1,756	919	(H26補正～) 有明小学校に設置した学童クラブの運営 非常勤報酬、消耗品費ほか (財源) ・国庫補助金 585 ・県補助金 585 ・施設利用料 1,756
	※6 清里小放課後児童クラブ運営事業費	3,547			662	2,885	(新規) 清里小学校に設置する学童クラブの運営 非常勤報酬、消耗品費ほか (財源) ・施設利用料 662
	特別保育事業(延長保育促進事業補助金(短時間認定分))	3,406	2,270			1,136	(H27～) 短時間認定の保育所入所児が、前後の延長保育を利用した場合の園に対する補助 (財源) ・国庫補助金 1,135 ・県補助金 1,135
	放課後児童クラブ環境改善整備推進事業費	1,400	1,050			350	(新規) 国の補正予算を活用した放課後児童クラブへのパソコン等購入 (財源) ・国庫補助金 1,050
	養育医療費(支払事務費含む。)	10,655	7,116		1,160	2,379	(H25～) 県からの権限移譲分 扶助費、手数料 (財源) ・国庫負担金 4,744 ・県負担金 2,372 ・保護者負担金 1,160
	病児・病後児保育事業費	24,339	16,226		909	7,204	(H23～)委託料 ※H26から生活保護世帯について利用料の半額減免実施 (財源) ・国庫補助金 8,113 ・県補助金 8,113 ・受託事業収入 909
	万田保育園跡地管理費	778				778	(新規) H27年度をもって閉園する万田保育園の跡地管理 臨時職員賃金、委託料ほか
	一時預かり事業費	10,282	6,854			3,428	(H27～) 幼稚園の在園児に、通常の教育時間外において預かりを行う。 委託料 (財源) ・国庫補助金 3,427 ・県補助金 3,427
	利用者支援事業費	1,333	888			445	(H27補正～) 子ども・子育て支援事業を円滑に利用するための利用者支援専門職員の配置 非常勤職員報酬、健康労働保険料 (財源) ・国庫補助金 444 ・県補助金 444
	難聴児補聴器購入費助成事業費	283	141			142	(H25～) 扶助費 8台 (財源) ・県補助金 141

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	子ども医療費助成事業費 <sup>※7</sup>	167,973	23,655			144,318	(拡充) 対象を中学3年生まで拡充 扶助費 (前年度 139,715)
	子ども医療費助成現物給付化経費	5,173				5,173	(拡充) 対象を中学3年生まで拡充増 手数料 (前年度 4,539)
	特定教育・保育施設型給付費	485,902	313,056			172,846	(H27～) 特定教育・保育施設への給付 負担金 (財源) ・国庫負担金 186,992 ・県負担金 124,730 ・県補助金 1,334
	家庭児童相談員設置事業費	1,325				1,325	(H27補正～) 家庭児童相談件数の増に対する体制強化 非常勤職員報酬、費用弁償など(増員分のみ)
	児童センター開設30周年記念事業費	177				177	(新規) 運営審議会出席手当(臨時分)
4 衛 生 費	夜間休日救急診療体制運営事業費	3,362				3,362	荒尾市民病院ほか2病院
	妊婦健診委託料(補助廃止に伴う継続実施分)	12,241				12,241	(H25～) 妊婦健診委託料(H25補助廃止に伴う継続実施分)
	乳幼児健診委託事業費	3,790			18	3,772	(H26～) 3か月及び9か月健診を医療機関に委託し、個別健診化 委託料ほか (財源) ・実費徴収金 18
	予防接種費(子宮頸がん、Hib、小児用肺炎球菌委託料)	46,003				46,003	(H23～) 小児用肺炎球菌等ワクチン接種委託料ほか (H24まで県補助。H25から定期の予防接種に追加)
	予防接種費(成人用肺炎球菌)	15,578			6,751	8,827	(H26補正～) 予防接種委託料、広域化業務委託料 (財源) ・実費徴収金 6,751
	予防接種費(水痘)	9,233				9,233	(H26補正～) 医薬材料費、委託料、扶助費(県外医療機関分)
	むし歯予防対策事業費	2,615	1,274			1,341	(H23補正～) H27から全小・中学校へ拡大 フッ化物洗口用消耗品費ほか (財源) ・県補助金 1,274
	任意予防接種助成事業費	16,380	66			16,314	小児インフルエンザ(H26～)、風しん(H26～)及びロタウイルス(H27～)予防接種に対する費用の一部助成 (財源) ・県補助金 66

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	ラムサール湿地荒尾干潟啓発事業費	2,337			350	1,987	講師謝金、仮設トイレ借上料、説明板張替委託料、協議会補助金ほか (財源) ・ふるさと応援基金繰入金 350
	健康あらし強化事業費	6,343				6,343	第2次健康増進計画及び第2次食育推進計画策定委託料ほか
	がん検診推進事業費	1,142	78			1,064	がん検診委託料ほか (H28は、乳がん及び子宮頸がんの新規の対象者のみの実施) (財源) ・国庫補助金 78
	ごみ減量化推進事業費	919				919	(新規) ごみ細組成分析検査業務委託料
	大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	407,333			156,615	250,718	(前年度) 458,260 (財源) ・ごみ処理手数料 156,615
	リサイクル業務委託事業費	143,640				143,640	委託料
	ごみ収集業務委託事業費	36,336				36,336	(新規) 委託料
	市民病院会計支出金	541,047				541,047	(前年度 702,475)
	水道事業会計支出金	180,887				180,887	(前年度 178,223)
6 農 林 水 産 業 費	機構集積支援事業費	3,415	3,217			198	臨時職員賃金、健康労働保険料ほか (財源) ・県補助金 3,217
	農業振興地域整備事業費	2,679				2,679	(新規) 農業振興地域整備計画基礎調査委託料
	機構集積協力金交付事業費	25,070	24,778		292		郵便料、手数料、補助金 (財源) ・県補助金 24,778 ・事業受託収入 292
	農業産地確立促進事業費	1,560			1,560		旅費、補助金 (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 1,560
	※8を含む あらしブランド推進事業費	1,986			900	1,086	旅費、補助金 (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 900

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	地域おこし協力隊事業費(農林水産課)	4,000				4,000	(H27補正～) 協力隊報酬(1人分)ほか
	人・農地プラン事業費	24,473	24,424			49	補助金、報酬ほか (財源) ・県補助金 24,424
	多面的機能支払交付金事業費	32,323	24,293			8,030	交付金、旅費ほか (財源) ・県補助金 24,293
	県営土地改良総合整備事業費	1,667	581			1,086	非常勤報酬、健康労働保険料ほか (財源) ・県補助金 100 ・県委託金 481
7 商 工 費	信用保証協会信用保証料負担金	57				57	負担金
	各種団体補助金	4,640				4,640	商工会議所運営補助金ほか5件
	空き店舗対策事業費	3,505				3,505	補助金
	観光ガイドサービス提供事業費 <sup>※1 2</sup>	333				333	(新規) 市民ガイドへの事業補助
	教育旅行誘致推進事業費	473				473	荒尾玉名・大牟田観光推進協議会負担金
	有明圏域定住自立圏観光推進事業費	390				390	(H27～) 負担金
	荒尾市観光協会体制強化事業費	4,500				4,500	補助金
	荒尾市観光振興計画策定事業費	1,770				1,770	(新規) 報酬、報償費、委託料ほか
	地域おこし協力隊事業費(産業振興課)	4,000				4,000	(H27補正～) 協力隊報酬(1人分)ほか
	三池エリアおもてなし向上事業費 <sup>※1 3</sup>	170				170	(新規) 三池エリアおもてなし推進協議会負担金
	世界文化遺産保存活用推進事業費 <sup>※1 4</sup>	16,518	3,525			12,993	委員報酬、旅費、委託料ほか (財源) ・国庫補助金 3,525
	万田坑・専用鉄道敷跡保存管理事業費	5,420	195		4,079	1,146	消耗品費、燃料費、除草委託料ほか (財源) ・県補助金 195 ・占用使用料収入 4,079
万田坑世界遺産登録に伴う集客増対応事業費	3,822				3,822	案内システム保守委託料、機械警備システム保守委託料、トイレ清掃委託料ほか	

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	※15 万田坑世界遺産登録 記念事業費	6,000				6,000	万田坑世界遺産登録一周年記念事業 委託料
	万田坑ガイド待機施 設及び物販施設管理 事業費	3,188				3,188	待機施設等リース料ほか
	いきいき産業立地促 進助成事業費	4,000				4,000	補助金(雇用促進)
	地方消費者行政活性 化事業費	4,128	2,616			1,512	報酬、費用弁償ほか (財源) ・県補助金 2,616
8 土 木 費	下水道事業会計支出 金	382,369				382,369	(前年度 376,948)
	有明海沿岸道路「荒 尾・玉名地域」整備促 進期成会負担金	200				200	負担金
	集約都市形成支援事 業費	8,000	4,000			4,000	立地適正化計画作成委託料 (財源) ・国庫補助金 4,000
	競馬場跡地管理事業 費	20,994			3,600	17,394	委託料、土地借上料ほか (財源) ・旧競馬場施設貸付料 3,600
	※17 街路計画事業費	14,036				14,036	(H27補正～) 荒尾駅周辺調査委託料、報酬ほか
9 消 防 費	有明広域行政事務組 合消防負担金	538,541				538,541	消防費負担金 (前年度 515,757)
	自主防災組織育成事 業費	1,180	680			500	補助金(設立促進助成金10地区、活動 活性化助成金34地区) (財源) ・県補助金 680
10 教 育 費	幼・保・小・中・高連携 事業費	100			100		消耗品費 (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 100
	学校事務センター管 理事業費	853				853	(H27～) 海陽中に学校事務センター設置 消耗品、電気料、電話料
	※22 児童生徒の運動部活 動等あり方検討会事 業費	154				154	(新規) 委員出席手当、旅費、消耗品費ほか
	※23 教育振興基本計画策 定事業費	2,271				2,271	(新規) 策定委員報酬、旅費、印刷製本費、郵 便料、アンケート委託料
	退職手当	42,882				42,882	2人 (前年度1人 17,242)

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	小学校維持管理費 (報償費)	604				604	卒業記念品(英和・和英辞典CD付)
	小学校振興費	24,078				24,078	準要保護児童就学援助費の基準見直しにより拡充 (前年度 22,379)
	小学校特別支援教育 支援員	16,350				16,350	(H27～) 小学校への配置増員 +3人、+3,340(対H26比)
	コミュニティ・スクール 推進事業費	50				50	学校運営協議会委員報酬
	コミュニティ・スクール 導入事業費	402	130			272	(H27補正～) 講師謝金、旅費、消耗品費ほか (財源) ・国庫補助金 130
	首長部局等との協働 による新たな学校モデル 構築事業費	1,771	1,771				(H27補正～) 相談員報酬、講師謝金ほか (財源) ・国庫補助金 1,771
	※24 学力検査事業費	1,265				1,265	(新規) 学力テスト委託料
	中学校振興費	21,749				21,749	準要保護生徒就学援助費の基準見直し により拡充 (前年度 18,094)
	中学校特別支援教育 支援員	6,440				6,440	(H27～) 中学校への配置増員 +1名、+1,250(対H26比)
	英語検定チャレンジ事 業費	920				920	(H27補正～) 英語検定手数料
	※25の一部 国重要文化建造物保 存修理事業費	1,211	203			1,008	(新規) 整備検討委員報酬、旅費 (財源) ・国庫補助金 185 ・県補助金 18
	※26 海達公子生誕100年 記念事業費	2,003			2,000	3	(新規) イベント委託料 (財源) ・自治総合センター助成金 2,000
	地域未来塾事業費	5,413	3,608			1,805	講師謝金、旅費、消耗品費、保険料 (財源) ・県補助金 3,608
	青少年防犯パトロール 強化事業費	1,720				1,720	専任指導員手当、労働保険料
	宮崎兄弟の生家おも てなし向上事業費	1,620				1,620	非常勤職員報酬、健康労働保険料
	孫文記念館交流事業 費	1,836				1,836	通訳謝金、旅費、交際費

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	市体育協会補助金	5,450				5,450	運営補助金分 1,481 県民体育祭補助分 3,969
	荒尾市スポーツ推進 基本計画策定事業費	1,370				1,370	(新規) 第二次荒尾市スポーツ推進基本計画策 定業務委託料
	※27 荒尾運動公園施設長 寿命化計画事業費	20,060	7,500			12,560	(新規) 長寿命化計画策定業務委託料、長寿命 化計画に伴う再配置計画策定業務委託 料 (財源) ・国庫補助金 7,500
	給食センター管理費 (調理・配送等業務委 託料)	95,170			20,175	74,995	(新規) 委託料 (財源) ・長洲町学校給食受託事業費 20,175
12 公 債 費	H23第三セクター等改 革推進債元利償還金	140,692				140,692	H24から10年間

## 投資的経費の内訳

(単位:千円)

区 分	事業費	左の財源内訳			一般財源	前年度(H27)		増減額・率	
		特定財源				事業費	一般財源	事業費	一般財源
		国県支出金	地方債	その他					
1 普通建設事業 (7) + (4)	(1,860,837)	(874,820)	(711,610)	(20,735)	(253,672)			△ 267,725	150,413
	1,593,112	602,259	502,000	84,768	404,085	1,860,837	253,672	△14.4%	59.3%
内 訳	(7) 補助事業	(1,511,265)	(868,020)	(546,210)	(97,035)			△ 489,861	△ 22,790
		1,021,404	599,259	347,900	74,245	1,511,265	97,035	△32.4%	△23.5%
	(4) 単独事業	(349,572)	(6,800)	(165,400)	(20,735)	(156,637)		222,136	173,203
		571,708	3,000	154,100	84,768	329,840	349,572	63.5%	110.6%
2 災害復旧事業	(4,700)				(4,700)			500	500
	5,200				5,200	4,700	4,700	10.6%	10.6%
合計 (1 + 2)	(1,865,537)	(874,820)	(711,610)	(20,735)	(258,372)			△ 267,225	150,913
	1,598,312	602,259	502,000	84,768	409,285	1,865,537	258,372	△14.3%	58.4%

( )書:前年度数値



## (補助事業)

(単位:千円)

款	事業名	事業費	補助基本額	補助率	事業費の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	参議院議員選挙費	3,996	3,996	国10/10	3,996				自動読取集計機 (財源) ・県委託金 3,996
	計	3,996	3,996		3,996				
3 民生費	介護予防拠点整備事業費	45,000	45,000	県10/10	45,000				介護予防拠点整備事業補助金 7,500×6か所 (財源) ・県補助金 45,000
	介護予防遊具整備事業費	3,000	3,000	国10/10	3,000				健康遊具設置工事 公園3,000×1か所 (財源) ・国庫補助金 3,000
	計	48,000	48,000		48,000				
4 衛生費	合併処理浄化槽設置事業費	17,064	17,064	国1/3 県1/3未 満	8,374			8,690	45基 (財源) ・国庫補助金 5,688 ・県補助金 2,686
	計	17,064	17,064		8,374			8,690	
6 農林水産業費	※9 強い農業づくり事業費	50,787	50,787	総事業費 に対して 国1/2	50,787				(新規) 共同利用施設整備に対する補助金 (財源) ・県補助金 50,787
	団体営土地改良総合整備事業費	74,470	74,470	国100%・ 50% 県15% 地元25%	49,970	6,300		18,200	圃場整備(下赤田地区)、暗渠排水 (荒尾地区) (財源) ・県補助金 49,970 ・農業基盤整備事業債 6,300
	計	125,257	125,257		100,757	6,300		18,200	
8 土木費	社会資本整備総合交付金事業費 (大谷長洲港線)	41,000	41,000	国55/100	22,550	16,560		1,890	工事請負費 水野工区L=450m (財源) ・国庫補助金 22,550 ・道路橋梁事業債 16,560
	社会資本整備総合交付金事業費 (中央野原線)	200,000	200,000	国55/100	110,000	81,000		9,000	工事請負費、用地取得費、家屋等 移転補償費ほか (財源) ・国庫補助金 110,000 ・道路橋梁事業債 81,000
	社会資本整備総合交付金事業費 (万田田添線)	130,000	130,000	国55/100	71,500	52,700		5,800	委託料、工事請負費、用地取得費 ほか (財源) ・国庫補助金 71,500 ・道路橋梁事業債 52,700
	社会資本整備総合交付金事業費 (西原桜町線)	100,000	100,000	国55/100	55,000	40,500		4,500	工事施工業務委託料 (財源) ・国庫補助金 55,000 ・道路橋梁事業債 40,500
	社会資本整備総合交付金事業費 (川後田府本線)	20,000	20,000	国55/100	11,000	8,100		900	委託料、用地取得費、家屋等移転 補償金 (財源) ・国庫補助金 11,000 ・道路橋梁事業債 8,100

※は別紙に事業シート有

## (補助事業)

(単位:千円)

款	事業名	事業費	補助基本額	補助率	事業費の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国県支出金	地方債	その他		
	社会資本整備総合交付金事業費 (貝塚本村線)	16,500	16,500	国55/100	9,075	6,740		685	工事請負費 L=550m、W=5.5m (財源) ・国庫補助金 9,075 ・道路橋梁事業債 6,740
	社会資本整備総合交付金事業費 (橋梁定期点検)	6,000	6,000	国55/100	3,300			2,700	委託料 (財源) ・国庫補助金 3,300
	社会資本整備総合交付金事業費 (荒尾港海岸堤防)	200,000	200,000	国50/100	100,000	90,000		10,000	工事請負費 L=180m (財源) ・国庫補助金 100,000 ・海岸保全事業債 90,000
	※19を含む 住宅・建築物安全 ストック形成事業 費	9,069	9,069	(戸建) 国1/3 (緊急輸 送) 国1/3 県1/6 (がけ地) 国1/2 県1/4	6,691			2,378	戸建木造住宅耐震診断補助金 緊急輸送道路沿岸建築物耐震診断 補助金 がけ地近接等危険住宅移転補助金 (財源) ・国庫補助金 4,534 ・県補助金 2,157
	公営住宅ストック 総合改善事業費	83,808	83,808	国45/100	37,711	46,000		97	桜山団地等外壁調査・設計委託、 北五反田団地・プロパン庫・ポンプ 室外壁改修工事請負費 (財源) ・国庫補助金 37,711 ・公営住宅建設事業債 46,000
	移転費等助成事 業費	1,710	1,710	国50/100	855			855	新生区団地入居者移転補償金 (財源) ・国庫補助金 855
	計	808,087	808,087		427,682	341,600		38,805	
10 教育費	※25の一部 国重要文化財建 造物保存修理事 業費	19,000	19,000	国1/2 県5/100	10,450			8,550	倉庫及びポンプ室、安全燈室及び 浴室工事設計委託 (財源) ・国庫補助金 9,500 ・県補助金 950
	計	19,000	19,000		10,450			8,550	
	合計	1,021,404	1,021,404		599,259	347,900		74,245	

## ( 単 独 事 業 )

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 議 会 費	議会公用車購入費	4,530			50	4,480	議会公用車購入 (財源) ・物品売払収入 50
	計	4,530			50	4,480	
2 総 務 費	庁舎施設改修費	73,377		55,000		18,377	昇降設備設置、トイレ改修、駐車場改修ほか (財源) ・庁舎施設改修事業債 55,000
	情報化対策推進事業費	5,736				5,736	ドライシーラ、ディタッチャーほか
	荒尾総合文化センター施設改修費	80,635				80,635	大小ホール照明給電ケーブル交換、小ホール音響設備更新、エレベーター設備更新
	計	159,748		55,000		104,748	
3 民 生 費	人権啓発センター施設改修費	6,097				6,097	キュービクル取替
	計	6,097				6,097	
4 衛 生 費	斎場施設改修費	2,400				2,400	炉内台車入替、い号炉再燃炉バーナー取替
	塵芥処理費	2,052				2,052	不法投棄監視カメラ購入費
	金山最終処分場施設改修費	2,009				2,009	水槽内清掃及びコンクリート検査
	松ヶ浦環境センター施設改修費	33,911				33,911	硝化脱窒膜分離装置用膜交換・改造ほか
	計	40,372				40,372	
6 農 林 水 産 業 費	農漁業生産施設助成金	4,883				4,883	道路、水路
	県営川登地区圃場整備事業負担金	25,425		13,700	10,125	1,600	県事業負担金 (財源) ・地元負担金 10,125 ・農業基盤整備事業債 13,700
	※10 水産多面的機能発揮対策事業費	1,071				1,071	(新規) 耕耘等漁協実施事業に係る市負担金
	計	31,379		13,700	10,125	7,554	

※は別紙に事業シート有

## (単独事業)

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
7 商 工 費	※11 荒尾駅前・万田坑 ルート案内板整備事 業費	594				594	(新規) 案内板設置工事費
	工業団地土地賃貸 事業費	21,930			15,230	6,700	用地取得費 (財源) ・土地賃貸料 15,230
	計	22,524			15,230	7,294	
8 土 木 費	法定外公共物施設 改修費	8,000				8,000	水島地区、川登・緑ヶ丘地区生活道路改良 工事請負費
	道路施設改修費	39,000				39,000	工事請負費 (貝塚本村線、西原桜町線側溝及び太郎丸 八反田線舗装改良)
	集落道路改良事業 費	9,500				9,500	下井手地区集落道路改良工事
	※16を含む 道路改良事業費	63,181		22,700		40,481	工事請負費、委託料ほか (財源) ・道路橋梁事業債 22,700
	交通安全施設整備 事業費	10,000				10,000	交通安全対策特別交付金対象事業
	海岸堤防事業費	10,000		9,000		1,000	社会資本整備(海岸堤防)事務費 (財源) ・海岸保全事業債 90,000
	競馬場跡地盛土工 事費	48,400			48,400		造成工事請負費 (財源) ・旧競馬場施設貸付料 48,400
	一般排水路施設改 修費	9,000		8,600		400	工事請負費 (財源) ・自然災害防止事業債 5,000 ・国土保全対策事業債 3,600
	公園施設改修工事 費	7,710				7,710	(新規) 四ツ山山ノ下公園、大嶋公園フェンス改修 工事
	※18 景観形成推進事業 費	5,000		4,500		500	(新規) 四ツ山公園内展望所整備工事 (財源) ・都市公園事業債 4,500
	住宅施設改修費	19,440				19,440	朝日ヶ丘団地解体工事
	※20を含む 熊本県土砂災害危 険住宅移転促進事 業費	3,000	3,000				(新規) 土砂災害特別警戒地域からの移転補助 (財源) ・県補助金 3,000
	公営住宅ストック総合 改善事業費(単独 分)	3,388				3,388	単独で行う補助対象外経費
計	235,619	3,000	44,800	48,400	139,419		

※は別紙に事業シート有

## ( 単 独 事 業 )

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
9 消 防 費	消防施設新設費	43,894		35,100	8,744	50	小型動力ポンプ4台、ポンプ車4台購入、中央野原線工事に伴う補償分 消防団格納庫新設工事、ホース乾燥塔新設工事、消防団格納庫撤去工事 (財源) ・移転補償金 8,744 ・消防施設整備事業債 35,100
	※21 消防団デジタル無線 配備事業費	5,880			1,000	4,880	車載型・基地局用・携帯型デジタル簡易無線機 (財源) ・コミュニティ助成金 1,000
	防災対策事業費	5,500		5,500			防災行政無線システム再整備事業県負担金 (財源) ・防災施設整備事業債 5,500
	計	55,274		40,600	9,744	4,930	
10 教 育 費	小学校施設改修費	2,458				2,458	中央小学校運動場入口スロープ改修工事 万田小中庭屋根破損部改修工事
	中央公民館施設改修費	2,913				2,913	中央公民館トイレ改修工事(1階、2階)
	宮崎兄弟の生家施設資料館外壁補修工事	3,849				3,849	宮崎兄弟の生家施設資料館外壁補修工事
	運動公園施設改修費	1,574				1,574	テニスコート電灯分電盤更新費
	給食センター施設改修費	5,371			1,219	4,152	冷凍冷蔵庫更新工事 (財源) ・長洲町学校給食受託事業収入 1,219
計	16,165			1,219	14,946		
合 計	571,708	3,000	154,100	84,768	329,840		

( 災害復旧事業 )

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源			一般財源	
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
11 災 害 復 旧 費	農林災害復旧費	1,000				1,000	測量委託料等
	土木災害復旧費	4,200				4,200	測量委託料、工事請負費等
	計	5,200				5,200	
	合 計	5,200				5,200	

## 特別会計繰出金

(単位:千円)

区 分	金 額	左 の 財 源 内 訳				前年度 (H27)	増減額
		特 定 財 源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他			
国民健康保険	717,347	325,765			391,582	658,156	59,191
介護保険 (保険事業勘定)	894,840	11,248			883,592	849,162	45,678
後期高齢者医療	231,314	144,951			86,363	219,329	11,985
(新規) 南新地土地地区画整理事業	69,000				69,000		69,000
計	1,912,501	481,964			1,430,537	1,726,647	185,854

## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規・ <b>拡充</b>	予算	款	02総務費	項	01総務管理費	目	01一般管理費	
事業名	行政協力員費							
総合計画	政策方針						所管 部局	総務課
	重点施策							
本年度 予算額	37,950千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							37,950千円	
目的・趣旨	<p>行政協力員は1年の任期で委嘱しているが、実情は長年に渡り行政協力員を続ける方が多く、地域の中で少子高齢化が進む中、交代を希望しても容易には後任が見つからない等の状況が見受けられるため、行政協力員の処遇を改善することにより、担い手不足等の問題解決を図る。</p>							
事業概要等	<p>行政協力員報酬のうち世帯割について、近隣他市を参考に報酬単価の見直しを行い、行政協力員の処遇改善を図る。行政協力会の地区支部長会議出席手当についても、近隣他市を参考に金額の見直しを行い、行政協力会のより円滑な運営を図る。</p> <p style="text-align: right;">           ・行政協力員報酬等 37,950 千円            （うち見直しによる影響額 1,824 千円）         </p>							
主な 特定財源								



## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規・拡充	予算	款	02総務費	項	01総務管理費	目	07企画費	
事業名	コミュニティFM推進事業費							
総合計画	政策方針	4.時代に合ったまちをつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域の連携を推進する					所管 部局	政策企画課
	重点施策	(4)広域連携の推進						
本年度 予算額	3,300千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							3,300千円	
目的・趣旨	<p>第三セクターである株式会社有明ねっとこむ(以下「同社」という。)が、平成28年6月にコミュニティFMの開局を予定している。コミュニティFMは、地域に密着した情報を提供するために平成4年に制度化された超短波放送で、総務大臣の免許を受けた事業者が運用し、地域の特色を生かした番組などを通じて地域のきめ細かな情報を発信することができ、豊かで安全なまちづくりに貢献することが期待される。</p> <p>同社の試算によると、コミュニティFMのカバー率は本市の場合94%とされており、インターネットを通じた放送も計画されていることから、若者から高齢者までのあらゆる世代に向けたメディアとして位置付けられ、ラジオは安価で取扱いも容易なことから、行政情報発信の有効な手段の一つとしてコミュニティFMの積極的な活用を図る。</p>							
事業概要等	<p>放送エリアは、同社に出資している大牟田市、みやま市及び荒尾市の3市が想定され、約22万人が視聴対象者となる。広域的な取組として、大牟田市・みやま市と連携し、災害時の情報伝達などを含め、定期的及び緊急的な行政情報をコミュニティFMを通じて発信する。行政情報発信の対価として、3市の均等割及び人口割に基づいて算出された委託料により、同社と委託契約を締結する。</p> <p style="text-align: center;">・コミュニティFM推進事業委託料 <span style="float: right;">3,300 千円</span></p>							
主な 特定財源								

## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規(拡充)	予算	款	03民生費	項	01社会福祉費	目	01社会福祉総務費		
事業名	民生委員活動手当								
総合計画	政策方針	4.時代に合ったまちをつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域の連携を推進する				所管 部局	福祉課		
	重点施策	(2)暮らしやすい地域づくりの推進							
本年度 予算額	4,536千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
				390千円			4,146千円		
目的・趣旨	<p>地域の見守り役である民生委員・児童委員の活動は、少子高齢化や核家族化の進展による独居高齢者の増加、認知症問題、生活困窮世帯の把握等、その重要性を増している。多様化・複雑化する地域問題のため、民生委員・児童委員の負担が増加していることからその活動環境を整備し、地域福祉の増進を図る。</p>								
事業概要等	<p>民生委員・児童委員の報償金について、近隣他市を参考に報酬単価の見直しを行い、民生委員・児童委員の処遇改善を図る。</p> <p style="text-align: right;">・報償金 4,536 千円 (うち見直しによる影響額 1,224 千円)</p>								
主な 特定財源									

## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

①新規・拡充	予算	款	03民生費	項	01社会福祉費	目	01社会福祉総務費	
事業名	三世代交流センター検討費							
総合計画	政策方針	4.時代に合ったまちをつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域の連携を推進する				所管 部局	福祉課	
	重点施策	(2)暮らしやすい地域づくりの推進						
本年度 予算額	5,940千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							5,940千円	
目的・趣旨	平成23年度において、老人福祉センターを廃止し、入浴機能のみの潮湯を運営しているが、老朽化が著しく、また、交流機能を望む声も多いことから、高齢者の居場所づくりを中心とし、かつ、誰もが交流できる三世代交流センターの整備を検討する。							
事業概要等	<p>潮湯について、公共施設の総合管理の動向と合わせて、市民サービスや利便性の更なる向上とともに、地域活性化への貢献や財政負担軽減等を実現するため、施設利用実態や施設の発展可能性の調査及び最適な施設整備方策等の検討を行い、施設整備構想を作成する。</p> <p>・三世代交流施設整備構想作成業務委託料 5,940 千円</p>							
主な 特定財源								

## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規・拡充	予算	款	03民生費	項	01社会福祉費	目	01社会福祉総務費																																		
事業名	簡素な給付措置及び低所得の障害・遺族基礎年金受給者向け給付金事業費																																								
総合計画	政策方針						所管 部局	福祉課																																	
	重点施策																																								
本年度 予算額	118,021千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源																																		
			118,021千円																																						
目的・趣旨	消費税増税による緩和措置として、平成28年10月から平成29年3月までの6か月分の簡素な給付措置と「一億総活躍社会」の実現に向け、高齢者世帯の年金を含めた所得全体の底上げを図り、社会保障・税の一体改革の一環として平成29年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒し的な位置付けになることも踏まえて実施される。																																								
事業概要等	<p>平成28年度簡素な給付措置の対象者に1人3,000円の給付に併せて、低所得の障害・遺族基礎年金受給者を対象として、年度の前半で実施される「年金生活者等支援臨時福祉給付金(低所得の高齢者向け)」を受給した者を除いて1人30,000円支給する。</p> <table border="0"> <tr> <td>・普通旅費</td> <td>10</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>・消耗品費</td> <td>571</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>・印刷製本費</td> <td>614</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>・郵便料</td> <td>4,936</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>・電話料</td> <td>70</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>・システム改修委託料</td> <td>5,098</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>・臨時福祉給付金業務委託料</td> <td>13,000</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>・駐車場整理委託料</td> <td>110</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>・借上料</td> <td>150</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>・簡素な給付措置及び低所得者障害・遺族年金向け給付金</td> <td>91,500</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>・時間外手当</td> <td>80</td> <td>千円</td> </tr> </table>								・普通旅費	10	千円	・消耗品費	571	千円	・印刷製本費	614	千円	・郵便料	4,936	千円	・電話料	70	千円	・システム改修委託料	5,098	千円	・臨時福祉給付金業務委託料	13,000	千円	・駐車場整理委託料	110	千円	・借上料	150	千円	・簡素な給付措置及び低所得者障害・遺族年金向け給付金	91,500	千円	・時間外手当	80	千円
・普通旅費	10	千円																																							
・消耗品費	571	千円																																							
・印刷製本費	614	千円																																							
・郵便料	4,936	千円																																							
・電話料	70	千円																																							
・システム改修委託料	5,098	千円																																							
・臨時福祉給付金業務委託料	13,000	千円																																							
・駐車場整理委託料	110	千円																																							
・借上料	150	千円																																							
・簡素な給付措置及び低所得者障害・遺族年金向け給付金	91,500	千円																																							
・時間外手当	80	千円																																							
主な 特定財源	簡素な給付措置及び低所得者障害・遺族年金向け給付国庫補助金 118,021千円																																								

## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規・拡充	予算	款 03民生費	項 02児童福祉費	目 01児童福祉総務費																													
事業名	清里小放課後児童クラブ事業運営費																																
総合計画	政策方針	3.若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる				所管 部局	子育て支援課																										
	重点施策	(3)子ども・子育て支援の充実																															
本年度 予算額	3,547千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源																										
						662千円	2,885千円																										
目的・趣旨	<p>平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法の中で「学童保育事業」が地域子育て支援事業の一つとして位置付けられている。</p> <p>清里小学校区は、学童保育が未設置の唯一の校区である。放課後に児童が安心して過ごせる生活の場を提供し、保護者の就労や子育て支援を行う。</p>																																
事業概要等	<p>平成27年度中に、清里小学校の敷地内に学童保育施設を設置し、平成28年4月から市の直営による学童保育事業を実施する。</p> <p>学童保育時間 平日・放課後から午後6時まで 土曜日・午前8時から午後5時まで 長期休暇・午前8時から午後6時まで(土曜日は午後5時まで)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">・非常勤職員報酬</td> <td style="text-align: right;">2,913 千円</td> </tr> <tr> <td>・費用弁償</td> <td style="text-align: right;">27 千円</td> </tr> <tr> <td>・普通旅費</td> <td style="text-align: right;">8 千円</td> </tr> <tr> <td>・消耗品費</td> <td style="text-align: right;">50 千円</td> </tr> <tr> <td>・電気料</td> <td style="text-align: right;">150 千円</td> </tr> <tr> <td>・水道料</td> <td style="text-align: right;">30 千円</td> </tr> <tr> <td>・食糧費</td> <td style="text-align: right;">87 千円</td> </tr> <tr> <td>・医薬材料費</td> <td style="text-align: right;">10 千円</td> </tr> <tr> <td>・電話料</td> <td style="text-align: right;">27 千円</td> </tr> <tr> <td>・手数料</td> <td style="text-align: right;">14 千円</td> </tr> <tr> <td>・保険料</td> <td style="text-align: right;">4 千円</td> </tr> <tr> <td>・施設維持管理委託料</td> <td style="text-align: right;">222 千円</td> </tr> <tr> <td>・各種負担金</td> <td style="text-align: right;">4 千円</td> </tr> </table>							・非常勤職員報酬	2,913 千円	・費用弁償	27 千円	・普通旅費	8 千円	・消耗品費	50 千円	・電気料	150 千円	・水道料	30 千円	・食糧費	87 千円	・医薬材料費	10 千円	・電話料	27 千円	・手数料	14 千円	・保険料	4 千円	・施設維持管理委託料	222 千円	・各種負担金	4 千円
・非常勤職員報酬	2,913 千円																																
・費用弁償	27 千円																																
・普通旅費	8 千円																																
・消耗品費	50 千円																																
・電気料	150 千円																																
・水道料	30 千円																																
・食糧費	87 千円																																
・医薬材料費	10 千円																																
・電話料	27 千円																																
・手数料	14 千円																																
・保険料	4 千円																																
・施設維持管理委託料	222 千円																																
・各種負担金	4 千円																																
主な 特定財源	学童保育施設使用料 662千円																																

## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規(拡充)	予算	款 03民生費	項 02児童福祉費	目 01児童福祉総務費			
事業名	子ども医療費助成事業費						
総合計画	政策方針	3.若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる				所管 部局	子育て支援課
	重点施策	(3)子ども・子育て支援の充実					
本年度 予算額	167,973千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				23,655千円			144,318千円
目的・趣旨	<p>平成25年度に実施した子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートで、乳幼児医療費助成の対象年齢拡大を望む意見が多く寄せられた。助成対象年齢を引き上げてほしいという保護者からの要望があり、平成28年4月診療分から、助成対象年齢を中学3年生まで引き上げることとなった。助成対象年齢を拡大することにより、経済状況の苦しい家庭であっても、スムーズに受診できるようになる。</p>						
事業概要等	<p>0歳から15歳までの児童が医療機関等で診療を受けた際に支払う保険内一部負担金について助成する(県内の外来のみ現物給付。その他は償還払い。現物給付は、社会保険診療報酬支払基金・熊本県国民健康保険団体連合会に委託している。)</p> <p>10歳から12歳までは、外来については1医療機関につき500円、入院については1医療機関につき2,000円の自己負担を一部導入 中学生は入院のみが対象で、1医療機関につき2,000円の自己負担を導入 また、本市の医師会や歯科医師会等を通して各医療機関に適正受診の周知をお願いすることとしている。</p> <p style="text-align: right;">・扶助費 167,973 千円 (前年度当初予算額 139,715 千円)</p>						
主な 特定財源	子ども医療費県補助金 23,655千円						

## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規・拡充	予算	款	06農林水産業費	項	01農業費	目	03農業振興費	
事業名	荒尾ラムサールブランド推進事業補助金							
総合計画	政策方針	1.安定した雇用を創出する					所管 部局	農林水産課
	重点施策	(2)地域産業の競争力強化(分野別取組)						
本年度 予算額	900千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
						900千円		
目的・趣旨	生産者の所得低下による担い手不足や高齢化、耕作放棄地の増加による鳥獣被害問題など一次産業の衰退が危惧されている。品質の高いものを生産・加工することにより、農水産物の付加価値を高め、売れるブランドを確立し、生産者の所得向上を図る。							
事業概要等	<p>あらおブランド推進事業において、ブランド認定を受けた商品の中から必要と認められるものに対し、産品改良や調査研究支援のため、上限300千円の補助を行う。</p> <p style="text-align: center;">・荒尾ラムサールブランド推進事業補助金 900 千円</p>							
主な 特定財源	ふるさと創生基金繰入金 900千円							

## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規・拡充	予算	款	06農林水産業費	項	01農業費	目	03農業振興費	
事業名	強い農業づくり事業費							
総合計画	政策方針	1.安定した雇用を創出する					所管 部局	農林水産課
	重点施策	(2)地域産業の競争力強化(分野別取組)						
本年度 予算額	50,787千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
				50,787千円				
目的・趣旨	<p>生産・経営から流通までの総合的な強い農業づくりを実現するためには生産基盤の整備により、農業の収益力等を強化する必要があるが、施設整備等にはコストがかかることから、実施主体だけで取り組むことが困難である。</p> <p>農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、新規就農者の育成・確保及び食品流通の合理化等、地域における生産・経営から流通・消費までの対策を総合的に推進する。</p>							
事業概要等	<p>事業実施主体の共同利用施設整備や卸売市場の施設整備に対する補助を行う。</p> <p>・強い農業づくり(共同利用施設整備)事業補助金 50,787 千円</p>							
主な 特定財源	強い農業づくり県交付金 50,787千円							



## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規・拡充	予算	款	06農林水産業費	項	03水産業費	目	02水産業振興費	
事業名	水産多面的機能発揮対策事業費							
総合計画	政策方針						所管 部局	農林水産課
	重点施策							
本年度 予算額	1,071千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							1,071千円	
目的・趣旨	水産業の振興、国民への多面的機能の発揮、ラムサール登録湿地の荒尾干潟の保全などを目的に、干潟の環境保全を行い、水産業・漁村における多面的な機能発揮の促進を図る。							
事業概要等	<p>漁業者等が行う干潟における耕うんや機能発揮のための生物移植、浮遊・堆積物の除去、モニタリングといった多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援(国70%・県15%・市15%)することにより、水産業の再生及び漁村の活性化を図るものである。</p> <p>漁業者においては海産物の生産量向上へ、国民においては保健休養・交流・教育の場として提供するためにも機能発揮を促進する。</p> <p style="text-align: center;">・水産多面的機能発揮対策事業負担金 <span style="float: right;">1,071 千円</span></p>							
主な 特定財源								

## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規・拡充	予算	款 07商工費	項 01商工費	目 04観光費				
事業名	荒尾駅前・万田坑ルート案内板整備事業費							
総合計画	政策方針	1.安定した雇用を創出する					所管 部局	産業振興課
	重点施策	(2)地域産業の競争力強化(分野別取組)						
本年度 予算額	594千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							594千円	
目的・趣旨	<p>JRで「万田坑」へ来訪される方に対して、お客さま目線でのルート誘導により、「万田坑」での滞在がより満足できるものとする事で、リピーターの創出を目指す。</p> <p>世界遺産登録に伴い「万田坑」へのお客さまは増加しており、今後リピーターを創出するためにも、施設内だけでなく施設までのルートなどにおける、お客さま目線での誘導など、おもてなしの向上が求められている。</p>							
事業概要等	<p>荒尾市の玄関口である荒尾駅を利用して世界遺産「万田坑」を訪れるお客さまへのおもてなしとして、駅前商店街から208号線までの区間に、「万田坑」までの案内看板を設置するもの。JR荒尾駅から「万田坑」をスムーズに楽しみながら辿れることで、お客さまへのおもてなし向上となり、交流人口の拡大が図られる。</p> <p>・荒尾駅前・万田坑ルート案内板設置工事費 594 千円</p>							
主な 特定財源								

## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規・拡充	予算	款 07商工費	項 01商工費	目 04観光費				
事業名	観光ガイドサービス提供事業費							
総合計画	政策方針	1.安定した雇用を創出する					所管 部局	産業振興課
	重点施策	(2)地域産業の競争力強化(分野別取組)						
本年度 予算額	333千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							333千円	
目的・趣旨	<p>観光ガイドサービスを観光客に提供することで、市内周遊性を高め、地域経済の活性化・交流人口の拡大を図る。</p> <p>観光客に本市の魅力を十分に満喫してもらうためには、市内周遊性の向上が必要だが、本市においては、観光資源が点で存在しているため、それらを周遊観光できるテーマでつなぐガイドが求められている。しかしながら、本市では施設ガイドは存在するものの、市全体を案内する観光ガイドサービスがない状況である。</p>							
事業概要等	<p>市観光ガイド「荒尾のまち案内人」による有料のガイドサービスを来訪者に提供する。</p> <p>◆定時ツアー(まち歩き) …季節やテーマに合った市内コースを案内するツアーを開催する。</p> <p>◆ガイド派遣 …荒尾市を訪れる観光客から依頼・申込があった場合に、市内を案内する。基本的には、観光客が行きたい観光地を事前に聞き取り、その場所を案内する。</p> <p>◆情報発信 …荒尾市・観光協会ホームページ、Facebook等を活用し、情報発信を行う。</p> <p>◆視察研修の開催 …観光ガイドにおけるスキルアップを目的とした視察研修を開催する(九州内で日帰りを予定)。</p> <p style="text-align: center;">・観光ガイドサービス提供事業補助金 <span style="float: right;">333 千円</span></p>							
主な 特定財源								

## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規・拡充	予算	款 07商工費	項 01商工費	目 04観光費				
事業名	三池エリアおもてなし向上事業費							
総合計画	政策方針	1.安定した雇用を創出する					所管 部局	産業振興課
	重点施策	(2)地域産業の競争力強化(分野別取組)						
本年度 予算額	170千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							170千円	
目的・趣旨	<p>世界遺産の三池炭鉱エリアにおける連携したインタープリテーションによる案内の実現、おもてなしや周遊性の向上を目指す。</p> <p>「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が世界遺産に登録されたが、三池炭鉱エリアの構成資産では各々の施設概要は伝えているものの、三池エリアや世界遺産の全体像、各施設の役割や他の施設との関連性などを来訪者に十分に伝えきれていない。そのため、三池炭鉱エリアの荒尾市・大牟田市・宇城市が連携して一体となり、共通のガイド研修やパンフレット制作をすることによりおもてなしや周遊性の向上を目指す。</p>							
事業概要等	<p>来訪者に「明治日本の産業革命遺産」三池炭鉱エリアの構成資産の魅力・価値・ストーリー、他地域の構成資産とのつながり等を正確かつ分かりやすく伝えるため、関連地域が一体となってガイド研修、パンフレット制作等を行うもの。これらは国が推進する「インタープリテーション」の観点から見ても必要な取組と考えられる。</p> <p>◆ガイド研修          …ガイド講習・研修会を開催(荒尾大牟田1回、宇城1回予定)</p> <p>◆ガイド体制の検討          …有償ガイド・認定ガイド・スルーガイド等のガイド体制について関係機関と検討</p> <p>◆パンフレット制作          …三池エリアの構成資産を紹介したパンフレットを制作。来訪者に配布し、周遊性を高める(40,000部程度)。</p> <p>配布先:世界遺産関連施設(構成資産、資料館等)          ※継続事業を想定(3～6年の事業スキームを作成)          ※3市(荒尾市、宇城市、大牟田市)で構成する協議会形式で運営し、事務局は輪番制とする。</p> <p style="text-align: center;">・三池エリアおもてなし推進協議会負担金 <span style="float: right;">170 千円</span></p>							
主な 特定財源								

## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規・拡充	予算	款 07商工費	項 01商工費	目 04観光費																					
事業名	世界文化遺産保存活用推進事業費																								
総合計画	政策方針	1. 安定した雇用を創出する					所管 部局	産業振興課																	
	重点施策	(2) 地域産業の競争力強化																							
本年度 予算額	16,518千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源																		
			3,525千円				12,993千円																		
目的・趣旨	<p>本市の万田坑及び専用鉄道敷跡を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が平成27年7月にユネスコ世界文化遺産となったことから、国、県、九・山協議会との連携を一層強化し、幅広い分野での事業を実施していくことで万田坑をはじめとする産業遺産群の正しい世界遺産価値を広く情報発信していくものである。</p>																								
事業概要等	<p>「明治日本の産業革命遺産」の保全委員会(事務局:内閣官房)、協議会総会・幹事会(事務局:鹿児島県)、文化庁等の関係機関との連携を一層強化し、本遺産群の将来にわたる適切な保存活用を図っていくものである。</p> <p>「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が世界遺産に登録された際に、世界遺産委員会から日本政府に対し8項目の勧告が出されており、そのうちの1つが「推薦資産(の全体)及び構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定すること」であった。そこで、その勧告内容に基づき、各構成資産に関する修復・整備活用計画を策定するものであり、荒尾市においては、世界遺産となった万田坑及び専用鉄道敷跡を将来にわたって適切かつ有効な保存活用を行うための修復・整備活用計画を策定するものである。</p> <p>三池炭鉱労働者などの高齢化が進む中で、炭鉱労働や住民生活などに関する声や映像の記録を将来にわたって保存するため、平成28年、平成29年度の2年で元炭鉱マンやその家族など証言を記録していくものである。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>・委員報酬</td> <td style="text-align: right;">165 千円</td> </tr> <tr> <td>・普通旅費</td> <td style="text-align: right;">1,183 千円</td> </tr> <tr> <td>・特別旅費</td> <td style="text-align: right;">267 千円</td> </tr> <tr> <td>・一般消耗品費</td> <td style="text-align: right;">4 千円</td> </tr> <tr> <td>・「明治日本の産業革命遺産」解説板等設置委託料</td> <td style="text-align: right;">2,000 千円</td> </tr> <tr> <td>・修復・整備活用計画策定業務委託料</td> <td style="text-align: right;">6,035 千円</td> </tr> <tr> <td>・炭鉱資料調査委託料</td> <td style="text-align: right;">2,300 千円</td> </tr> <tr> <td>・「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会負担金</td> <td style="text-align: right;">4,024 千円</td> </tr> <tr> <td>・全国近代化産業遺産連絡協議会負担金</td> <td style="text-align: right;">5 千円</td> </tr> </table>							・委員報酬	165 千円	・普通旅費	1,183 千円	・特別旅費	267 千円	・一般消耗品費	4 千円	・「明治日本の産業革命遺産」解説板等設置委託料	2,000 千円	・修復・整備活用計画策定業務委託料	6,035 千円	・炭鉱資料調査委託料	2,300 千円	・「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会負担金	4,024 千円	・全国近代化産業遺産連絡協議会負担金	5 千円
・委員報酬	165 千円																								
・普通旅費	1,183 千円																								
・特別旅費	267 千円																								
・一般消耗品費	4 千円																								
・「明治日本の産業革命遺産」解説板等設置委託料	2,000 千円																								
・修復・整備活用計画策定業務委託料	6,035 千円																								
・炭鉱資料調査委託料	2,300 千円																								
・「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会負担金	4,024 千円																								
・全国近代化産業遺産連絡協議会負担金	5 千円																								
主な 特定財源	文化財保存修理国庫補助金 3,525千円																								

## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規・拡充	予算	款 07商工費	項 01商工費	目 04観光費			
事業名	万田坑世界遺産登録記念事業費						
総合計画	政策方針	1. 安定した雇用を創出する				所管 部局	産業振興課
	重点施策	(2) 地域産業の競争力強化					
本年度 予算額	6,000千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							6,000千円
目的・趣旨	「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の一つとして平成27年7月に世界文化遺産に登録された万田坑及び専用鉄道敷跡の登録1周年を記念して、市民をはじめとする多くの人に万田坑などの情報発信を行うとともに、世界遺産価値の理解を促進するために記念イベントを開催する。						
事業概要等	<p>世界遺産セミナー、コンサート等を実施し、万田坑の世界遺産的価値を多くの人に普及啓発するとともに、国内外に万田坑を発信していき、万田坑の認知度の向上、新たな観光客の獲得につなげる。</p> <p>・記念事業委託料 6,000 千円</p>						
主な 特定財源							

## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規・拡充	予算	款 08土木費	項 02道路橋梁費	目 03道路新設改良費			
事業名	交通量推計委託料						
総合計画	政策方針	4.時代に合ったまちをつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域の連携を推進する				所管 部局	土木課
	重点施策	(1)コンパクトシティの推進と交通ネットワークの形成					
本年度 予算額	11,384千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							11,384千円
目的・趣旨	<p>道路維持整備においては、整備から相当な年数が経過した路線も多く、市民からの要望も年々増加傾向にある。</p> <p>現状の道路ネットワーク全体の交通量を把握することで、改修や補修等の優先順位の参考とし、効率的、効果的な道路等の維持管理をする。</p> <p>また、土地利用の基盤となる交通量の推移を把握できることで、将来を見据えたまちづくりができる。</p>						
事業概要等	<p>市内のほぼ全路線を対象に現況交通量を調査し、配分(現況)データを作成、解析することで10年後や20年後の将来交通量の推測が可能となり、既に調査した路面状況との整合性を図り、今後の道路維持計画に反映し環境整備に努めていくとともに、近隣市町村との推移計画と照らし合わせることで広域的なまちづくりへとつなげる。</p> <p style="text-align: center;">・荒尾市全域交通量推計業務委託料 <span style="float: right;">11,384 千円</span></p>						

## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規・拡充	予算	款	08土木費	項	05都市計画費	目	03街路事業費											
事業名	街路計画事業費																	
総合計画	政策方針	4.時代に合ったまちづくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域の連携を推進する				所管 部局	都市計画課											
	重点施策	(1)コンパクトシティの推進と交通ネットワークの形成																
本年度 予算額	14,036千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源											
							14,036千円											
目的・趣旨	<p>①都市計画道路万田下井手線及び蔵満万田線が世界遺産の中核的な部分及びバッファゾーンを通過しているため、ルート及び整備方法を検討する必要がある。</p> <p>②有明海沿岸道路の事業化を受け、有明海沿岸道路と周辺一般道との接続及び老朽化した駅舎を含めた荒尾駅周辺の活性化策を検討する。</p>																	
事業概要等	<p>①都市計画道路万田下井手線及び蔵満万田線のルート、交差点計画及び文化財に配慮した道路整備方法について、第三者委員会で検討を行う。</p> <p>②荒尾競馬場跡地にインターチェンジが設置されることに伴い、インターチェンジ～荒尾駅～国道208号線にかけてのエリアにかけて、荒尾駅のバリアフリー化を含めた、将来的な事業化が可能な計画を作成する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">・整備検討委員会報酬</td> <td style="text-align: right;">150 千円</td> </tr> <tr> <td>・整備検討委員会委員費用弁償</td> <td style="text-align: right;">498 千円</td> </tr> <tr> <td>・普通旅費</td> <td style="text-align: right;">214 千円</td> </tr> <tr> <td>・万田下井手線設計委託料</td> <td style="text-align: right;">3,174 千円</td> </tr> <tr> <td>・荒尾駅周辺調査委託料</td> <td style="text-align: right;">10,000 千円</td> </tr> </table>								・整備検討委員会報酬	150 千円	・整備検討委員会委員費用弁償	498 千円	・普通旅費	214 千円	・万田下井手線設計委託料	3,174 千円	・荒尾駅周辺調査委託料	10,000 千円
・整備検討委員会報酬	150 千円																	
・整備検討委員会委員費用弁償	498 千円																	
・普通旅費	214 千円																	
・万田下井手線設計委託料	3,174 千円																	
・荒尾駅周辺調査委託料	10,000 千円																	
主な 特定財源																		



## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規・拡充	予算	款 08土木費	項 05都市計画費	目 05公園緑地費			
事業名	景観形成推進事業費						
総合計画	政策方針	4.時代に合ったまちをつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域の連携を推進する				所管 部局	都市計画課
	重点施策	(6)ふるさとづくりの推進					
本年度 予算額	5,000千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					4,500千円		500千円
目的・趣旨	平成25年度に荒尾市景観計画を策定し、良好な景観形成の推進を図っているが、市民に対して景観に関する啓発が進んでいない状況である。 景観に関する啓発を行い市民の景観に対する意識を高めることで、良好な景観形成につなげる。						
事業概要等	<p>荒尾市景観計画に基づく推進施策として、PR効果の高い良好な景観資源の周辺環境整備を行うこととしている。 荒尾干潟、有明海沿岸道路、競馬場跡地等の良好な眺望が望むことができる四ツ山公園内に、視点場(展望所)としての環境整備を行う。</p> <p style="text-align: center;">・視点場整備工事費 <span style="float: right;">5,000 千円</span></p>						
主な 特定財源	都市公園事業債 4,500千円						

## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規・拡充	予算	款 08土木費	項 06住宅費	目 01住宅管理費			
事業名	がけ地近接等危険住宅移転事業補助金						
総合計画	政策方針	4.時代に合ったまちをつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域の連携を推進する				所管 部局	建築住宅課
	重点施策	(2)暮らしやすい地域づくりの推進					
本年度 予算額	8,029千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			4,014千円	2,007千円			2,008千円
目的・趣旨	頻発する豪雨による土砂災害に伴う住宅・建築物の倒壊等から市民・住民の生命・身体の安全確保と物的財産の保護のため、今回の危険住宅移転事業補助により、土砂災害警戒区域外への住宅移転を促進する。						
事業概要等	<p>補助対象 土砂災害特別警戒区域にかかる住宅で熊本県建築基準条例に抵触しない危険住宅の移転 熊本県建築基準条例に抵触しない危険住宅の移転</p> <p>補助交付要件 (1)現在住んでいる住宅の除却 (2)土砂災害警戒区域外への移転 (3)荒尾市内での移転</p> <p>補助金額 最高 8,029千円/戸 危険住宅の除去等に要する経費への補助。危険住宅に代わる住宅建設・土地購入・敷地造成等に要する経費で金融機関からの融資を受けられた際の利子利子補填補助を行う。</p> <p style="text-align: center;">・がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 <span style="float: right;">8,029 千円</span></p>						
主な 特定財源	<p>防災・安全社会資本整備交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)国庫補助金 4,014千円          防災・安全社会資本整備交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)県交付金 2,007千円</p>						

## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規・拡充	予算	款 08土木費	項 06住宅費	目 01住宅管理費			
事業名	熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業費						
総合計画	政策方針	4.時代に合ったまちづくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域の連携を推進する				所管 部局	建築住宅課
	重点施策	(2)暮らしやすい地域づくりの推進					
本年度 予算額	3,000千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				3,000千円			
目的・趣旨	<p>頻発する豪雨による土砂災害から県民の生命・身体を守り、県民の「安心を実現」するために、土砂災害特別警戒区域内に居住する者の土砂災害警戒区域外への住宅移転を促進する。          なお、土砂災害特別警戒区域内の住宅対し1戸でも補助を行うこととしている。また、急傾斜地のみならず、土石流、地すべりの土砂災害特別警戒区域も対象とする。</p>						
事業概要等	<p>補助対象 土砂災害特別警戒区域内にある建築物で、その全部又は一部を住宅(賃貸住宅を除く。)として使用しているものとする。          補助交付要件          (1)現在住んでいる住宅の除却          (2)土砂災害警戒区域(レッドゾーン・イエローゾーン)外への移転          (3)荒尾市内での移転          補助金額          最高 3,000千円/戸          住宅除却費、移転経費(動産移転費等)、移転先の住宅建設費・住宅購入費・リフォーム費、賃貸住宅に入居する際の賃貸費(1年間)など</p> <p style="text-align: center;">・熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金 3,000 千円</p>						
主な 特定財源	熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金 3,000千円						

## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規・拡充	予算	款 09消防費	項 01消防費	目 03消防施設費			
事業名	消防団デジタル無線配備事業						
総合計画	政策方針	4.時代に合ったまちをつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域の連携を推進する				所管 部局	くらしいきいき課
	重点施策	(5)住民が地域防災の担い手となる環境の確保					
本年度 予算額	5,880千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						1,000千円	4,880千円
目的・趣旨	平成25年に施行された消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に伴い、消防団の情報収集、共有、発信機能を強化するとともに、情報伝達が可能な装備を充実させる。						
事業概要等	<p>有明広域行政事務組合消防本部より発信されていた消防アナログ波が平成28年5月に停波することにより、情報収集能力が著しく低下することとなる。          そこで、消防団員間の伝達能力を向上させるため、送受信できるデジタル簡易無線機を消防団車両及び消防団幹部に配備するものとする。          また、台風等の災害時においては災害対策本部と消防団との情報の共有化をより一層図ることができる。</p> <p style="text-align: right;">           ・消防団デジタル無線機配備委託料 4,422 千円            ・備品購入費 1,458 千円         </p>						
主な 特定財源	コミュニティ助成金 1,000千円						

## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規・拡充	予算	款	10教育費	項	01教育総務費	目	02事務局費									
事業名	児童生徒の運動部活動等あり方検討会事業費															
総合計画	政策方針	5.豊かな心、優れた教養、健やかな体を育む					所管 部局	教育振興課								
	重点施策	(1)学校教育の充実 (2)社会教育の充実														
本年度 予算額	154千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源									
							154千円									
目的・趣旨	<p>熊本県においては、これまで小学校の運動部活動については、教職員により指導等を行ってきたが、少子化が進み、部活動の種類やチーム編制も困難な学校があり、その他保護者のニーズの多様化や指導者不足などの課題も生じていた。</p> <p>そこで、平成26年度末に熊本県教育委員会では「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」を策定し、その基本方針の一つに、小学校の運動部活動は平成30年度末までに社会体育へ移行すると方針がうたわれており、本市においても、その方針に沿って取り組む必要がある。</p>															
事業概要等	<p>荒尾市内の社会体育関係団体や地域住民代表、PTA、学校代表等にて構成される検討会を設置し、スポーツ活動の活動環境、体制、活動内容等について協議する。</p> <p>また、中学校における適切な運動部活動等の推進などについても協議する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・運動部活動等あり方検討会委員会出席手当</td> <td style="text-align: right;">123 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・費用弁償</td> <td style="text-align: right;">18 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・消耗品費</td> <td style="text-align: right;">10 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・郵便料</td> <td style="text-align: right;">3 千円</td> </tr> </table>								・運動部活動等あり方検討会委員会出席手当	123 千円	・費用弁償	18 千円	・消耗品費	10 千円	・郵便料	3 千円
・運動部活動等あり方検討会委員会出席手当	123 千円															
・費用弁償	18 千円															
・消耗品費	10 千円															
・郵便料	3 千円															
主な 特定財源																

## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規・拡充	予算	款	10教育費	項	01教育総務費	目	02事務局費											
事業名	教育振興基本計画策定事業費																	
総合計画	政策方針	5.豊かな心、優れた教養、健やかな体を育む					所管 部局	教育振興課										
	重点施策	(3)人材育成及び雇用対策																
本年度 予算額	2,271千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源											
							2,271千円											
目的・趣旨	<p>少子高齢化、高度情報化、国際化など急速に社会情勢が変化する中、家庭や地域の教育力の低下、規範意識の低下など、教育を取り巻く環境が複雑化している。          このような中、平成25年6月に国の第2期教育振興計画が示された。本市においても、これからの目指すべき教育の方向性を明確にし、総合的・計画的に推進するために、「荒尾市教育振興基本計画」を策定する。</p>																	
事業概要等	<p>アンケート調査、策定委員会(外部委員)での審議を踏まえ教育振興基本計画を策定する。          体系図、アンケート、数値目標、本文等の素案は、庁内関係課係長級で構成する作業部会で作成する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・教育振興基本計画策定委員報酬</td> <td style="text-align: right;">267 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・費用弁償</td> <td style="text-align: right;">20 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・印刷製本費</td> <td style="text-align: right;">400 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・郵便料</td> <td style="text-align: right;">148 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・アンケート委託料</td> <td style="text-align: right;">1,436 千円</td> </tr> </table>								・教育振興基本計画策定委員報酬	267 千円	・費用弁償	20 千円	・印刷製本費	400 千円	・郵便料	148 千円	・アンケート委託料	1,436 千円
・教育振興基本計画策定委員報酬	267 千円																	
・費用弁償	20 千円																	
・印刷製本費	400 千円																	
・郵便料	148 千円																	
・アンケート委託料	1,436 千円																	
主な 特定財源																		

## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規・拡充	予算	款	10教育費	項	2小学校費	目	2教育振興費	
事業名	学力検査事業費							
総合計画	政策方針	5 豊かな心、優れた教養、健やかな体を育む					所管 部局	教育振興課
	重点施策	(1) 学校教育の充実						
本年度 予算額	1,265千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							1,265千円	
目的・趣旨	<p>これまで熊本県学力検査「ゆうチャレンジ」については、小学校では3年生以上の児童において、国語・算数・理科・社会の4教科で実施されていたが、平成27年度から国語・算数の2教科の実施に変更された。</p> <p>各教科の学力の状況を全国の基準と照らし、学力の相対的な伸びや差を客観的に把握するには、4教科の学力検査の必要がある。</p>							
事業概要等	<p>これまで、全国標準学力検査(NRT)を小学校の全学年に対して国語・算数の2教科で実施していたが、熊本県学力検査「ゆうチャレンジ」の実施教科の見直しを受け、3年生以上の児童に対し、社会と理科の2教科を追加し、4教科で実施する。</p> <p style="text-align: center;">・学力テスト委託料 <span style="float: right;">1,265 千円</span></p>							
主な 特定財源								

## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規・拡充	予算	款	10教育費	項	04社会教育費	目	01社会教育総務費													
事業名	国重要文化財建造物保存修理事業費																			
総合計画	政策方針	5. 豊かな心、優れた教養、健やかな体を育む					所管 部局	生涯学習課												
	重点施策	(2)(オ)文化財の適切な保存・顕彰																		
本年度 予算額	20,211千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源													
			9,685千円	968千円			9,558千円													
目的・趣旨	<p>「明治日本の産業革命遺産」の構成資産の一つとして世界文化遺産となった万田坑内の重要文化財建造物の中には、老朽化が進み倒壊の恐れ等があるものがあることから、適切な保存修理を計画的に行う必要がある。</p>																			
事業概要等	<p>整備検討委員会を開催して、国指定重要文化財としての価値を損ねないような保存修理の手法等の検討を行う。 平成28年度は、「倉庫及びポンプ室、安全燈室及び浴室」に関する調査・設計を行い、平成29年度に工事を実施する予定 なお、平成30年度以降には、「事務所」を予定している。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・整備検討委員会委員報酬</td> <td style="text-align: right;">213 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・費用弁償</td> <td style="text-align: right;">360 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・普通旅費</td> <td style="text-align: right;">94 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・特別旅費</td> <td style="text-align: right;">534 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・消耗品費</td> <td style="text-align: right;">10 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・調査工事委託料</td> <td style="text-align: right;">19,000 千円</td> </tr> </table>								・整備検討委員会委員報酬	213 千円	・費用弁償	360 千円	・普通旅費	94 千円	・特別旅費	534 千円	・消耗品費	10 千円	・調査工事委託料	19,000 千円
・整備検討委員会委員報酬	213 千円																			
・費用弁償	360 千円																			
・普通旅費	94 千円																			
・特別旅費	534 千円																			
・消耗品費	10 千円																			
・調査工事委託料	19,000 千円																			
主な 特定財源	文化財保存修理国庫補助金 9,685千円 文化財保存整備県補助金 968千円																			



## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規・拡充	予算	款	10教育費	項	04社会教育費	目	01社会教育総務費		
事業名	海達公子生誕100年記念事業費								
総合計画	政策方針	4.時代に合ったまちをつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域の連携を推進する				所管 部局	生涯学習課		
	重点施策	(6)ふるさとづくりの推進							
本年度 予算額	2,003千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
						2,000千円	3千円		
目的・趣旨	<p>荒尾市の天才少女詩人「海達公子」の生誕100年を迎える平成28年に、海達公子を顕彰し後世に残していくことにより、若い世代に海達公子の詩を通して豊かな想像力や表現力の育成につなげる。また、記念事業を行うことによって、「海達公子」を万田坑や荒尾干潟、宮崎兄弟に並ぶ魅力ある地域資源の一つとして周知を図る。</p>								
事業概要等	<p>平成28年は海達公子生誕100年の年であり、海達公子に関する講演会や展示会などの記念事業を行うことで、海達公子を歴史的に再評価するとともに、その作品の魅力を広く発信する。</p> <p style="text-align: center;">・海達公子生誕100年記念イベント委託料 2,003 千円</p>								
主な 特定財源	財団法人自治総合センター助成金(コミュニティー助成金) 2,000千円								

## 【平成28年度一般会計 新規・拡充事業シート】

新規・拡充	予算	款	10教育費	項	05保健体育費	目	02体育施設費	
事業名	荒尾運動公園施設長寿命化計画事業費							
総合計画	政策方針	5.豊かな心、優れた教養、健やかな体を育む					所管 部局	生涯学習課
	重点施策	(2) 社会教育の充実						
本年度 予算額	20,060千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
			7,500千円				12,560千円	
目的・趣旨	<p>荒尾運動公園の都市公園施設について、安全性確保・機能保全・ライフサイクルコストの縮減・耐用年数の延伸等を図る観点から、既存ストックの長寿命化や適切な維持管理を行う必要がある。策定した長寿命化計画に基づき、施設の種別に応じた日常点検や定期点検を実施し、利用者の安全と利便性を確保するように努めるとともに、執行予算の平準化を図りながら計画的な補修、改築及び更新を実施し、施設の延命化によるライフサイクルコストの縮減を図る。</p>							
事業概要等	<p>建築物、附属施設、遊具、土木構造物等の荒尾運動公園内の全ての施設を対象として、健全度調査、健全度・緊急度判定を実施し、長寿命化計画を策定する。 あわせて、運動公園内での施設の適切な再配置について検討を行う。</p> <p>・荒尾運動公園施設長寿命化計画策定業務委託料 15,023 千円 ・長寿命化計画に伴う再配置計画策定業務委託料 5,037 千円</p>							
主な 特定財源	公園長寿命化計画国庫補助金 7,500千円							

## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 370,588 千円

(歳出)

・社会保障施策に要する経費 8,825,174 千円

### 【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名 (目)	経費	事業費の財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	老人福祉費	158,325			24,583	12,886	120,856
	身体障害者福祉費	140,000	70,000			6,745	63,255
	福祉手当費	29,571	22,178			712	6,681
	障害者自立支援給付費	1,343,929	1,006,508			32,511	304,910
	障害者地域生活支援事業費	41,060	23,012		2,040	1,542	14,466
	児童福祉総務費	610,383	205,771		6,144	38,393	360,075
	児童措置費	2,685,879	1,812,862		232,407	61,724	578,886
	母子福祉費	49,978	33,784			1,560	14,634
	扶助費(生活保護費)	1,543,336	1,171,806			35,798	335,732
小 計	6,602,461	4,345,921		265,174	191,871	1,799,495	
社会保険	国民健康保険基盤安定費	434,355	325,765			10,463	98,127
	介護保険給付費	747,834	11,248			70,972	665,614
	後期高齢者医療費	802,845				77,357	725,488
	小 計	1,985,034	337,013			158,792	1,489,229
保健衛生	感染症対策費	4,574				441	4,133
	予防費	182,884	1,340		22,005	15,372	144,167
	救急医療対策費	11,622				1,120	10,502
	保健事業費	38,599	2,124		5,422	2,992	28,061
小 計	237,679	3,464		27,427	19,925	186,863	
合 計	8,825,174	4,686,398		292,601	370,588	3,475,587	

議第4号資料

平成28年度 荒尾市国民健康保険特別会計予算資料

歳入の部

(単位:千円)

款	説明	本年度	前年度	比較	
1 国民健康保険税	一 般	医療給付費現年課税分	655,985	716,122	△ 60,137
		医療給付費滞納繰越分	53,905	44,554	9,351
		後期高齢者支援金現年課税分	219,514	238,239	△ 18,725
		後期高齢者支援金滞納繰越分	17,159	13,510	3,649
		介護納付金現年課税分	59,102	67,356	△ 8,254
		介護納付金滞納繰越分	6,973	5,294	1,679
		小計	1,012,638	1,085,075	△ 72,437
	退 職	医療給付費現年課税分	28,385	42,919	△ 14,534
		医療給付費滞納繰越分	1,656	1,467	189
		後期高齢者支援金現年課税分	9,467	14,367	△ 4,900
		後期高齢者支援金滞納繰越分	475	469	6
		介護納付金現年課税分	6,004	11,855	△ 5,851
		介護納付金滞納繰越分	371	351	20
		小計	46,358	71,428	△ 25,070
	計	1,058,996	1,156,503	△ 97,507	
2	使用料及び手数料	1,200	1,200	0	
3 国庫支出金	療養給付費等負担金	療養給付費等負担金	933,165	1,000,568	△ 67,403
		老人保健拠出金負担金	1	1	0
		介護納付金負担金	89,986	98,574	△ 8,588
		後期高齢者医療費支援金負担金	251,837	241,511	10,326
		小計	1,274,989	1,340,654	△ 65,665
	高額医療費共同事業負担金	44,813	43,390	1,423	
	特定健康診査等負担金	10,477	10,477	0	
	財政調整交付金	普通調整交付金	638,362	588,960	49,402
		特別調整交付金	161,163	172,234	△ 11,071
		小計	799,525	761,194	38,331
	計	2,129,804	2,155,715	△ 25,911	
4	療養給付費交付金	197,964	372,409	△ 174,445	
	退職者医療費交付金(現年度)	197,964	372,409	△ 174,445	
	退職者医療費交付金(過年度)	1	1	0	
	計	197,965	372,410	△ 174,445	
5	前期高齢者交付金	2,585,435	2,405,002	180,433	
6 県支出金	高額医療費共同事業負担金	高額医療費共同事業負担金	44,813	43,390	1,423
		特定健康診査等負担金	10,477	10,477	0
	財政調整交付金	普通調整交付金	367,893	389,318	△ 21,425
		特別調整交付金	21,000	21,000	0
		小計	388,893	410,318	△ 21,425
	計	444,183	464,185	△ 20,002	
7 共同事業交付金	高額医療共同事業交付金	171,629	178,768	△ 7,139	
	保険財政共同安定化事業交付金	1,901,161	1,724,516	176,645	
	計	2,072,790	1,903,284	169,506	
8	財産収入	1	1	0	
9 繰入金	一 般 会計繰入金	財産運用収入	1	1	0
		保険基盤安定繰入金(支援分)	138,689	93,962	44,727
		保険基盤安定繰入金(軽減分)	295,666	304,855	△ 9,189
		出産育児一時金繰入金	22,400	22,400	0
		事務費繰入金	102,208	102,777	△ 569
		財政安定化支援繰入金	150,821	127,073	23,748
	乳幼児医療費(現物給付分)繰入金	7,563	7,089	474	
		小計	717,347	658,156	59,191
	財政調整基金繰入金	100,000	0	100,000	
	計	817,347	658,156	159,191	
10	繰越金	1	1	0	
11 諸収入	一 般	延滞金	1,000	1,000	0
		第三者納付金	5,000	5,000	0
		返納金	50	50	0
	退 職	延滞金	100	100	0
		第三者納付金	3,000	3,000	0
		返納金	50	50	0
	雑 入	療養費等軽減特例措置分	300	300	0
		特定健康診査実費徴収金	1,920	1,920	0
		若年者健康診査実費徴収金	60	60	0
		雑入	12,033	168,723	△ 156,690
	計	23,513	180,203	△ 156,690	
	歳入合計	9,331,235	9,296,660	34,575	

## 歳出の部

(単位：千円)

款	説明		本年度	前年度	比較
1 総務費	一般管理費	職員給与費	64,361	61,966	2,395
		物件費	18,464	18,868	△ 404
	小計		82,825	80,834	1,991
	連合会負担金		2,469	2,513	△ 44
	徴税费(賦課徴収費)		6,048	5,693	355
	運営協議会費		704	704	0
	医療費適正化対策事業費		10,162	13,033	△ 2,871
計			102,208	102,777	△ 569
2 保険給付費	一般	療養給付費	4,977,665	5,017,239	△ 39,574
		療養費	38,266	38,324	△ 58
		高額療養費	796,592	747,346	49,246
		高額介護合算療養費	1,000	1,000	0
		移送費	30	30	0
	小計		5,813,553	5,803,939	9,614
	退職	療養給付費	160,793	224,683	△ 63,890
		療養費	2,109	3,195	△ 1,086
		高額療養費	30,115	34,841	△ 4,726
		高額介護合算療養費	300	300	0
		移送費	10	10	0
	小計		193,327	263,029	△ 69,702
	審査手数料		14,004	14,196	△ 192
	出産育児一時金		33,600	33,600	0
	出産育児一時金手数料		17	17	0
	葬祭費		3,750	3,750	0
	計			6,058,251	6,118,531
3 後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金		776,374	792,489	△ 16,115
	後期高齢者関係事務費拠出金		51	54	△ 3
	病床転換支援金		1	0	1
	病床転換支援金関係事務費拠出金		5	0	5
計			776,431	792,543	△ 16,112
4 前期高齢者納付金等	前期高齢者納付金		342	360	△ 18
	前期高齢者関係事務費拠出金		54	55	△ 1
	計		396	415	△ 19
5 老人保健拠出金	老人保健医療費拠出金		1	1	0
	老人保健事務費拠出金		34	34	0
計			35	35	0
6 介護納付金			281,209	308,045	△ 26,836
7 共同事業拠出金	高額医療費共同事業拠出金		179,252	173,562	5,690
	保険財政共同安定化事業拠出金		1,759,626	1,621,251	138,375
	その他共同事業事務費拠出金		5	5	0
計			1,938,883	1,794,818	144,065
8 保健事業費			71,380	76,154	△ 4,774
9 基金積立金			1	1	0
10 公債費			100	1,000	△ 900
11 諸支出金	一般	保険税還付金	2,237	2,237	0
		還付加算金	100	100	0
	償還金		1	1	0
	退職	保険税還付金	2	2	0
		還付加算金	1	1	0
	計			2,341	2,341
12 予備費			100,000	100,000	0
歳出合計			9,331,235	9,296,660	34,575

# 議第5号資料

## 平成28年度荒尾市介護保険特別会計予算資料

### < 保険事業勘定 >

【歳入】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 保険料	介護保険料	第1号被保険者保険料	1,126,807	1,102,960	23,847
2款 分担金及び負担金	分担金	利用者負担金	2,520	2,400	120
3款 使用料及び手数料	手数料	総務手数料	1	1	0
		督促手数料	180	180	0
		計	181	181	0
4款 国庫支出金	国庫負担金	介護給付費負担金	1,076,876	1,055,483	21,393
		調整交付金	422,040	437,585	△ 15,545
	国庫補助金	地域支援事業交付金	53,234	42,718	10,516
		介護保険事業費補助金	0	1,552	△ 1,552
		小計	475,274	481,855	△ 6,581
計	1,552,150	1,537,338	14,812		
5款 支払基金交付金	支払基金交付金	介護給付費交付金	1,641,553	1,611,033	30,520
		地域支援事業支援交付金	18,659	9,357	9,302
		計	1,660,212	1,620,390	39,822
6款 県支出金	県負担金	介護給付費負担金	828,498	814,467	14,031
		地域支援事業交付金	26,617	21,358	5,259
	県補助金	計	855,115	835,825	19,290
7款 財産収入	財産運用収入	利子及び配当金	1	1	0
9款 繰入金	一般会計繰入金	介護給付費繰入金	732,836	719,211	13,625
		職員給与費等繰入金	56,318	33,433	22,885
		事務費繰入金	64,071	60,510	3,561
		地域支援事業繰入金	26,617	21,358	5,259
		低所得者保険料軽減繰入金	14,998	14,650	348
		小計	894,840	849,162	45,678
	基金繰入金	介護給付費準備基金繰入金	61,277	33,043	28,234
計	956,117	882,205	73,912		
10款 繰越金	繰越金		1	1	0
11款 諸収入	延滞金、加算金及び過料	第1号被保険者延滞金	100	100	0
		第1号被保険者加算金	1	1	0
		小計	101	101	0
	雑入	第三者納付金	1	1	0
		返納金	1	1	0
		雑入	143	143	0
		小計	145	145	0
計	246	246	0		
歳 入 合 計			6,153,350	5,981,547	171,803

【歳出】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 総務費	総務管理費	一般管理費	83,611	60,154	23,457
		連合会負担金	125	125	0
		小計	83,736	60,279	23,457
	徴収費	賦課徴収費	3,757	3,484	273
	介護認定審査会費	介護認定審査会費	253	253	0
		認定調査等費	39,634	37,025	2,609
		認定審査会共同設置負担金	15,705	13,575	2,130
		小計	55,592	50,853	4,739
	趣旨普及費		843	303	540
	計画策定委員会費		128	128	0
		計	144,056	115,047	29,009
2款 保険給付費	介護サービス等諸費		5,177,051	5,088,559	88,492
	介護予防サービス等諸費		374,871	366,505	8,366
	審査支払手数料		8,533	8,480	53
	高額介護サービス等費		109,072	106,081	2,991
	高額医療合算介護サービス等費		17,215	15,764	1,451
	特定入所者介護サービス等費		175,951	168,304	7,647
	計		5,862,693	5,753,693	109,000
5款 地域支援事業費	介護予防事業費		68,322	34,651	33,671
	包括的支援事業・任意事業費		70,877	70,154	723
	計		139,199	104,805	34,394
6款 基金積立金	基金積立金	介護給付費準備基金積立金	1	1	0
7款 公債費	公債費	利子	500	500	0
8款 諸支出金	償還金及び還付加算金		1,901	2,501	△ 600
9款 予備費	予備費		5,000	5,000	0
歳 出 合 計			6,153,350	5,981,547	171,803

<介護サービス事業勘定>

【歳入】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 サービス収入	予防給付費収入	介護予防サービス計画費収入	29,340	34,116	△ 4,776
		特例介護予防サービス計画費収入	1	1	0
	計		29,341	34,117	△ 4,776
3款 繰越金	繰越金		1	1	0
4款 財産収入	財産運用収入	利子及び配当金	1	1	0
歳 入 合 計			29,343	34,119	△ 4,776

【歳出】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 総務費	施設管理費	一般管理費	2,415	2,139	276
2款 事業費	居宅介護支援事業費	介護予防支援事業費	25,775	31,258	△ 5,483
4款 予備費	予備費		1,152	721	431
5款 基金積立金	介護サービス事業基金積立金		1	1	0
歳 出 合 計			29,343	34,119	△ 4,776



## 平成28年度荒尾市後期高齢者医療特別会計予算資料

## 【歳入】

(単位：千円)

区 分		本年度	前年度	比較
1 款 後期高齢者医療保険料	特別徴収保険料	352,185	369,554	△ 17,369
	普通徴収保険料	127,241	126,684	557
	計	479,426	496,238	△ 16,812
2 款 使用料及び手数料	督促手数料	84	84	0
4 款 繰入金	事務費繰入金	38,046	35,950	2,096
	保険基盤安定繰入金	193,268	183,379	9,889
	計	231,314	219,329	11,985
5 款 繰越金	繰越金	1	1	0
6 款 諸収入	延滞金	100	100	0
	保険料還付金	2,000	2,000	0
	還付加算金	100	100	0
	後期高齢者医療広域 連合受託事業収入	16,502	14,869	1,633
	滞納処分費	1	1	0
	雑入	5,737	5,690	47
計	24,440	22,760	1,680	
歳入合計		735,265	738,412	△ 3,147

## 【歳出】

(単位：千円)

区 分		本年度	前年度	比較
1 款 総務費	一般管理費	39,561	38,073	1,488
	徴收費	3,862	3,082	780
	計	43,423	41,155	2,268
2 款 後期高齢者医療広域連 合納付金	後期高齢者医療広域 連合納付金	672,794	679,717	△ 6,923
3 款 保健事業費	健康診査費	15,948	14,440	1,508
4 款 諸支出金	保険料還付金	2,000	2,000	0
	還付加算金	100	100	0
	計	2,100	2,100	0
5 款 予備費	予備費	1,000	1,000	0
歳出合計		735,265	738,412	△ 3,147

# 議第7号資料

## 平成28年度荒尾市南新地土地地区画整理事業特別会計予算資料

### 【歳入】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
3款 国庫支出金	国庫補助金	土木費国庫補助金	55,000	0	55,000
5款 繰入金	他会計繰入金	一般会計繰入金	69,000	0	69,000
歳 入 合 計			124,000	0	124,000

### 【歳出】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 総務費	総務管理費	一般管理費	11,732	0	11,732
2款 事業費	南新地事業費	南新地事業費	110,848	0	110,848
3款 公債費	公債費	元金	1	0	1
		利子	1	0	1
	計		2	0	2
4款 予備費	予備費	予備費	1,418	0	1,418
歳 出 合 計			124,000	0	124,000

## 平成28年度荒尾市水道事業会計予算資料

## 1. 業務量

項目	本年度	前年度		比較増減	備考
	当初予算	当初予算	決算見込		
給水戸数(戸)	23,100	22,300	23,100	800	
年間総配水量(m <sup>3</sup> )	5,575,000	5,571,300	5,604,000	3,700	
1日平均配水量(m <sup>3</sup> )	15,274	15,222	15,311	52	
有収水量(m <sup>3</sup> )	5,045,300	5,014,100	5,071,600	31,200	
有収率(%)	90.5	90.0	90.5	0.5	

## 2. 収益的収入及び支出

(単位:千円)

収入					支出				
科目	本年度	前年度		比較増減	科目	本年度	前年度		比較増減
	当初予算	当初予算	決算見込			当初予算	当初予算	決算見込	
1. 営業収益	802,814	793,464	805,780	9,350	1. 営業費用	935,307	877,962	852,988	57,345
①給水収益	800,261	790,911	803,229	9,350	①職員給与費	55,135	95,137	73,584	△40,002
②受託工事収益	2	2	0	0	②動力費	0	57,410	57,158	△57,410
③その他営業収益	2,551	2,551	2,551	0	③修繕費	30,133	68,413	68,173	△38,280
2. 営業外収益	276,086	273,470	273,851	2,616	④委託料	409,411	212,340	212,085	197,071
①受取利息	120	120	120	0	⑤受水費	12,878	12,849	12,000	29
②他会計補助金	54,106	55,551	55,382	△1,445	⑥減価償却費	372,439	361,903	360,076	10,536
③長期前受金戻入	194,722	193,286	193,672	1,436	⑦その他	55,311	69,910	69,912	△14,599
④雑収益	27,138	24,513	24,677	2,625	2. 営業外費用	91,795	94,496	99,951	△2,701
3. 特別利益	2	2	0	0	①支払利息	81,795	84,496	84,496	△2,701
					②消費税及び地方消費税	10,000	10,000	15,455	0
					3. 特別損失	2	2	0	0
					4. 予備費	2,000	2,000	0	0
計	1,078,902	1,066,936	1,079,631	11,966	計	1,029,104	974,460	952,939	54,644

\*収入総額 1,078,902千円、支出総額 1,029,104千円、収支差引 49,798千円

\*前年度繰越利益剰余金 183,694千円、その他未処分利益剰余金変動額 219,055千円、当年度未処分利益剰余金 438,229千円

\*対前年度比 収入1.1%増、支出5.6%増

## 3. 資本的収入及び支出

(単位:千円)

収入					支出				
科目	本年度	前年度		比較増減	科目	本年度	前年度		比較増減
	当初予算	当初予算	決算見込			当初予算	当初予算	決算見込	
1. 企業債	227,000	166,600	102,800	60,400	1. 建設改良費	534,699	484,885	472,569	49,814
2. 工事負担金	20,500	20,500	9,081	0	2. 企業債償還金	219,308	212,263	212,217	7,045
3. 他会計負担金	4,050	3,500	3,500	550	3. 予備費	3,000	3,000	0	0
4. 補助金	190,281	173,672	159,495	16,609					
5. 固定資産売却代金	1	1	0	0					
計	441,832	364,273	274,876	77,559	計	757,007	700,148	684,786	56,859

\*収入総額 441,832千円、支出総額 757,007千円、収支差引 △315,175千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額315,175千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23,638千円、当年度分損益勘定留保資金180,717千円及び建設改良積立金110,820千円で補填するものとする。

## \*建設改良費の主なもの

閉山炭鉱水道施設 配水管布設工事

閉山炭鉱水道施設 共同給水栓設置工事

宮内地区配水管布設工事

水野地区配水管布設工事

八幡台1丁目地区配水管布設工事

牛水地区配水管布設工事

金山地区配水管布設工事

荒尾市内ポンプ更新工事

# 議第9号資料

## 平成28年度荒尾市下水道事業会計予算資料

### 1. 業務量

項目	本年度	前年度		比較増減	備考
	当初予算	当初予算	決算見込		
接続戸数(戸)	14,900	14,800	14,800	100	
年間総排水量(m <sup>3</sup> )	4,365,041	4,398,250	4,743,185	△ 33,209	
1日平均処理水量(m <sup>3</sup> )	11,959	12,050	12,995	△ 91	
主要な建設改良事業(千円)	505,000	450,000	222,431	55,000	

### 2. 収益的収入及び支出

(単位:千円)

収入					支出				
科目	本年度	前年度		比較増減	科目	本年度	前年度		比較増減
	当初予算	当初予算	決算見込			当初予算	当初予算	決算見込	
1.営業収益	863,618	852,662	859,656	10,956	1.営業費用	1,084,580	1,070,326	1,058,176	14,254
①下水道使用料	776,160	762,000	770,880	14,160	①職員給与費	63,896	56,723	54,007	7,173
②他会計負担金	87,397	90,587	88,711	△ 3,190	②光熱水費	23,084	25,358	19,569	△ 2,274
③その他営業収益	61	75	65	△ 14	③修繕費	43,047	45,559	43,059	△ 2,512
2.営業外収益	504,190	496,221	496,776	7,969	④委託料	321,531	318,506	317,920	3,025
①受取利息	1	1	54	0	⑤減価償却費	612,777	608,632	608,549	4,145
②他会計補助金	235,167	228,078	228,533	7,089	⑥その他	20,245	15,548	15,072	4,697
③長期前受金戻入	269,019	268,139	268,139	880	2.営業外費用	155,418	175,896	177,241	△ 20,478
④雑収益	3	3	50	0	①支払利息	154,418	165,813	156,839	△ 11,395
					②消費税及び地方消費税	1,000	10,083	20,402	△ 9,083
計	1,367,808	1,348,883	1,356,432	18,925	計	1,239,998	1,246,222	1,235,417	△ 6,224

\*収入総額 1,367,808千円、支出総額 1,239,998千円、収支差引 127,810千円

\*対前年度比 収入1.4%増、支出0.5%減

### 3. 資本的収入及び支出

(単位:千円)

収入					支出				
科目	本年度	前年度		比較増減	科目	本年度	前年度		比較増減
	当初予算	当初予算	決算見込			当初予算	当初予算	決算見込	
1.企業債	517,600	391,500	281,600	126,100	1.建設改良費	813,507	580,660	367,201	232,847
2.補助金	329,405	217,283	147,483	112,122	2.借入償還金	574,911	556,805	556,804	18,106
3.受益者負担金	17,001	18,784	20,100	△ 1,783					
計	864,006	627,567	449,183	236,439	計	1,388,418	1,137,465	924,005	250,953

\*収入総額 864,006千円、支出総額 1,388,418千円、収支差引 △524,412千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額524,412千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額31,657千円、当年度分損益勘定留保資金343,758千円及び建設改良積立金4,165千円で補填し、なお不足する額144,832千円は一時借入金で措置するものとする。

\*建設改良費の主なもの

牛水地区污水管渠布設工事

増永地区污水管渠布設工事

平山地区污水管渠布設工事

荒尾市大島浄化センター汚泥脱水設備(機械・電気)改築更新工事

## 平成28年度荒尾市病院事業会計予算

## 1. 収益的収入及び支出

【収入】				【支出】			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1 病院事業収益	6,164,999	6,258,782	△ 93,783	1 病院事業費用	6,108,902	5,948,770	160,132
1 医業収益	5,813,887	5,703,472	110,415	1 医業費用	6,041,408	5,875,726	165,682
入院収益	3,899,083	3,887,881	11,202	給与	3,580,335	3,539,035	41,300
外来収益	1,547,569	1,460,845	86,724	給与・賃金・報酬	2,626,920	2,638,764	△ 11,844
その他医業収益	383,271	370,793	12,478	法定福利費等其他給与費	953,415	900,271	53,144
(225,592)	(215,912)	(9,680)		材料費	1,287,037	1,237,312	49,725
保険等査定減	△ 16,036	△ 16,047	11	薬品費	815,000	765,407	49,593
2 医業外収益	339,274	343,731	△ 4,457	診療材料費	463,037	465,548	△ 2,511
他会計補助金	137,210	126,260	10,950	医療消耗備品費	9,000	6,357	2,643
(137,210)	(126,260)	(10,950)		経費	903,186	787,539	115,647
資本費繰入収益	65,041	60,616	4,425	光熱水費	87,500	87,218	282
(65,041)	(60,616)	(4,425)		修繕費	70,000	70,000	0
他会計負担金	79,118	99,687	△ 20,569	賃借料	67,855	58,324	9,531
(79,118)	(99,687)	(△ 20,569)		委託料	566,943	445,265	121,678
その他医業外収益	57,905	57,168	737	その他経費	110,888	126,732	△ 15,844
3 特別利益	11,838	211,579	△ 199,741	減価償却費	239,400	284,700	△ 45,300
(0)	(200,000)	(△ 200,000)		資産減耗費	10,000	10,000	0
収益的収入合計	6,164,999	6,258,782	△ 93,783	研究研修費	21,450	17,140	4,310
(506,961)	(702,475)	(△ 195,514)		2 医業外費用	43,494	49,044	△ 5,550
				支払利息	18,000	24,000	△ 6,000
				その他医業外費用	25,494	25,044	450
				3 特別損失	14,000	14,000	0
				4 予備費	10,000	10,000	0
				収益的支出合計	6,108,902	5,948,770	160,132

( )は、繰入金

## ◇患者見込数

- 入院 86,505 人(237人×365日)
  - 一般 72,270 人(198人×365日)
  - 回復期 14,235 人( 39人×365日)
- 外来 89,667 人(369人×243日)

## ◇1日1人当たり収益

- 入院(一般) 48,345 円
- 入院(回復期) 28,465 円
- 外来 17,259 円

## 2. 資本的収入及び支出

【収入】				【支出】			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1 資本的収入	333,189	87,980	245,209	1 資本的支出	632,731	593,034	39,697
1 企業債	291,040	80,428	210,612	1 建設改良費	335,129	90,432	244,697
施設整備事業債	181,040	0	181,040	土地購入費	1	1	0
医療機器整備事業債	110,000	80,428	29,572	建物建設改良費	215,126	1	215,125
2 固定資産売却代金	5,390	5,390	0	器械備品購入費	120,000	90,428	29,572
3 補助金	2,672	2,160	512	その他改良費	2	2	0
4 他会計負担金	1	1	0	2 企業債償還金	278,000	483,000	△ 205,000
5 他会計出資金	34,086	1	34,085	3 医学生奨学資金貸付金	9,600	9,600	0
(34,086)	(0)	(34,086)		4 看護学生奨学資金貸付金	10,000	10,000	0
				5 電話加入権	1	1	0
(繰入金合計)	(541,047)	(702,475)	(△ 161,428)	6 投資	1	1	0

( )は、繰入金

## 平成28年度 収支

	収入	支出	差引収支
1. 収益的収支	6,164,999	6,108,902	56,097
2. 資本的収支	333,189	632,731	△ 299,542
	6,498,188	6,741,633	△ 243,445

※左記収支には、下記の新病院建設に伴う設計費等を含む。  
 ⇒基本設計費 73,833  
 ⇒造成設計費 34,086 実施設計費 181,040

## 参考・・・平成27年度予算

	収入	支出	差引収支
1. 収益的収支	6,258,782	5,948,770	310,012
2. 資本的収支	87,980	593,034	△ 505,054
	6,346,762	6,541,804	△ 195,042

改正行政不服審査法の施行に伴う行政不服審査体制及び関係条例の整備について

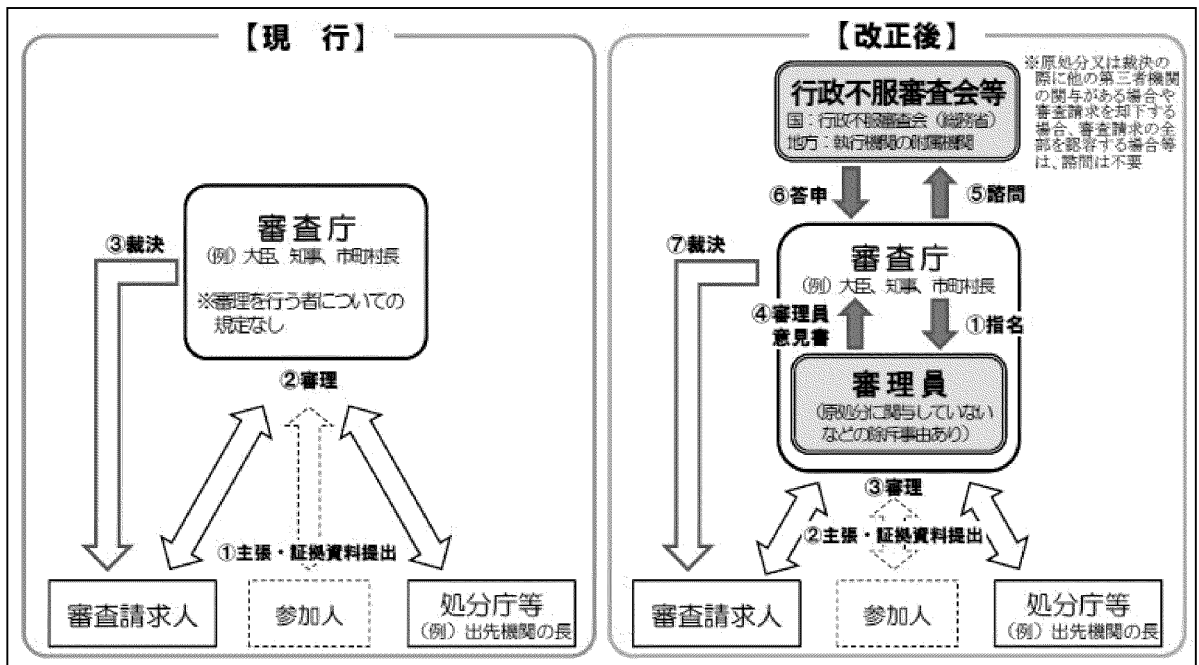
1 行政不服審査法の改正について

(1) 経緯

ア 改正行政不服審査法が平成26年6月に公布され、平成28年4月1日から施行  
 イ 行政手続法等の関係法制度の整備・拡充を踏まえ、不服申立構造の見直し、公正性の向上、使いやすさの向上などの観点から、時代に即して抜本的に見直された。

(2) 改正行政不服審査法の概要

ア イメージ図



イ 現行法と改正法の主な相違点

改正の観点	現行行政不服審査法	改正行政不服審査法
不服申立て構造の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査請求（上級庁がある場合）</li> <li>・ 異議申立て（上級庁がない場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査請求に一元化</li> </ul>
審理手続の公正性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審理を行う者についての規定なし</li> <li>・ 申立てを受けた審査庁のみで判断</li> <li>・ 証拠資料等の閲覧のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審理員制度の導入（原処分に関与していない者が審理）</li> <li>・ 有識者からなる第三者機関に諮問</li> <li>・ 証拠資料等の閲覧・謄写</li> </ul>
使いやすさの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不服申立期間は60日</li> <li>・ 不服申立前置※（96法律）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不服申立期間は3か月</li> <li>・ 不服申立前置※は廃止、縮小</li> </ul>

※ 不服申立前置とは、不服申立てを経なければ出訴できないとする定めのこと。

## 2 本市における行政不服審査体制について

### (1) 基本的な考え方

処分を行った部署（又は処分に関与した職員等）の意向等によって審理や裁決の公正性が損なわれることがないように配慮しつつ、過去の不服申立ての実績等の実情を踏まえた上で、体制整備を行う。

### (2) 本市における行政不服審査体制

#### ア 庁内の担当部署

審査体制	担当部署
処分課	審査請求に係る処分を行った課
裁決課（審査庁）	総務課
審理員	総務課（審理員の補佐）
第三者機関	総務課（事務局）

#### イ 新たに設置することになる機関等の概要

機関等	役割及び体制
審理員	[役割]⇒審査請求及び原処分について、公正性を保ちつつ、適切に論点を整理し、審理員意見書（裁決の案）の作成を行う。 [体制]⇒審理員に必要な知識、経験等を有する課長級の職員
第三者機関	[役割]⇒審査庁から送付された裁決の案の適法性・妥当性を判断する。 [体制]⇒新たな第三者機関を設置し、法律又は行政に関する知見を有する5人以内の外部委員で組織する。また、処分の内容によってはその分野の専門家を専門委員として委嘱することも検討する。

### (3) 運用

行政委員会等（教育委員会、監査委員等）及び附属機関が審査庁である場合並びに審理手続の例外を条例で定める場合（情報公開・個人情報保護に係る審査請求）は、ほぼ現状を維持した審理手続とする。

## 3 関係条例の整備について

### (1) 第三者機関（荒尾市行政不服審査会）の設置、組織及び運営に関する条例の制定

⇒「議第11号 荒尾市行政不服審査会条例の制定について」

### (2) 情報公開条例及び個人情報保護条例の一部改正（審理手続の例外等を規定）

### (3) 手数料条例の一部改正（証拠資料等の謄写に係る手数料等を規定）

### (4) その他関係条例の一部改正（改正行政不服審査法の引用例規の改正等）

⇒「議第19号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

## 荒尾市総合計画条例について

### 【背景・目的】

これまで、総合計画に関する条例としては、「荒尾市総合計画審議会設置条例」があり、本条例に基づく荒尾市総合計画審議会において、計画策定に関する審議を行ってきた。

平成27年10月に策定した、新・第5次荒尾市総合計画は、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して策定しており、国の総合戦略では、PDCA（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））サイクルに基づく、客観的な指標による成果検証が重視されている。

そこで、本市における総合計画の位置付けを明らかにするとともに、荒尾市総合計画審議会に成果検証及び計画変更の機能を追加することで、総合計画の継続的な改善を図る体制を整備するため、新たに「荒尾市総合計画条例」を制定するものである。

### 【条例概要】

#### （総合計画の位置付け（第2条・第3条））

総合計画を本市の最上位計画として位置付けるとともに、新・第5次荒尾市総合計画の構成と整合を図るため、人口ビジョン及び総合戦略の性質を定める。従来の総合計画における基本構想に相当するものが人口ビジョンであり、また、基本計画に相当するものが総合戦略である。

人口ビジョンでは、本市の長期的な人口展望を示すとともに、将来展望人口を達成するために講じる政策を定め、総合戦略では、人口ビジョンに定める政策に基づき、政策の数値目標や具体的な施策を定める。また、PDCAサイクルを確立するため、毎年、具体的な施策に係る重要業績評価指標（KPI（Key Performance Indicator））の成果検証を行うとともに、成果検証に基づく総合計画の改訂を行うことによって、総合計画の継続的な改善を図ることとする。

#### （総合計画審議会（第5条～第9条））

荒尾市総合計画審議会の運営に関する規定は、現在の荒尾市総合計画審議会設置条例の内容に準じている。新たな要素としては、PDCAサイクル構築の観点から、総合計画審議会の役割に、計画策定時の審議だけでなく、成果検証及び計画変更時の審議を追加している。

#### （議会への説明等（第10条））

総合計画の策定や変更を行う際、また、総合計画の成果検証結果については、総合計画審議会における審議内容も含めて、議会に対し説明を行い、意見を求めることによって、総合計画の更なる改善を図ることとする。



行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表

第1条 荒尾市情報公開条例の一部改正	現 行	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第4条)</p> <p>第2章 行政文書の開示 (第5条—第16条)</p> <p>第3章 不服申立て (第17条—第19条)</p> <p>第4章 情報提供の総合的推進 (第20条—第22条の2)</p> <p>第5章 補則 (第23条—第26条)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第4条)</p> <p>第2章 行政文書の開示 (第5条—第16条)</p> <p>第3章 不服申立て (第17条—第19条)</p> <p>第4章 情報提供の総合的推進 (第20条—第22条の2)</p> <p>第5章 補則 (第23条—第26条)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第4条)</p> <p>第2章 行政文書の開示 (第5条—第16条)</p> <p>第3章 審査請求 (第17条—第19条)</p> <p>第4章 情報提供の総合的推進 (第20条—第22条の2)</p> <p>第5章 補則 (第23条—第26条)</p> <p>附則</p>
<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報 (以下「不開示情報」という。) のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等 (国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p>	<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報 (以下「不開示情報」という。) のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等 (国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報の公開に関する法律 (平成13年法律第140号) 第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。) の役員</p>	<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報 (以下「不開示情報」という。) のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等 (国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第2条第1項に規定する国家公務員 (独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第2条第4項に規定する行政執行人等の役員及び職員を除く。)、 独立行政法人等 (独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成13年法律第140号) 第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。) の役員</p>

現 行	改 正 後
<p>(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報及び支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分を除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(6) 市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正かつ適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国若しくは他</p>	<p>及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報及び支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分を除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(6) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正かつ適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法</p>

現 行	改 正 後
<p>の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関する、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p>人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>
<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第13条 開示請求に係る行政文書に市、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をすするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第13条 開示請求に係る行政文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をすするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2・3 略</p>
<p>第3章 不服申立て</p>	<p>第3章 審査請求</p>
<p>(情報公開・個人情報保護審査会への諮問等)</p> <p>第17条 開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、荒尾市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の一部を除く。以下この号及び第19条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の一部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p>	<p>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</p> <p>第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。</p>
<p>2 実施機関は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。</p>	

現 行	改 正 後
<p>(<u>諮問した旨の通知</u>) 第18条</p> <p>前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立人及び参加人</u></p> <p>(2) <u>開示請求者</u>（開示請求者が<u>不服申立人</u>又は<u>参加人</u>である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>不服申立て</u>に係る<u>開示決定等</u>について<u>反対意見書</u>を提出した<u>第三者</u>（当該<u>第三者</u>が<u>不服申立人</u>又は<u>参加人</u>である場合を除く。）</p>	<p>(<u>情報公開・個人情報保護審査会への諮問等</u>) 第18条 <u>開示決定等</u>又は<u>開示請求</u>に係る<u>不作為</u>について<u>審査請求</u>があったときは、当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>をすべき<u>実施機関</u>は、次の各号のいずれかに該当する<u>場合</u>を除き、速やかに、<u>荒尾市情報公開・個人情報保護審査会</u>に<u>諮問</u>しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求</u>が<u>不適法</u>であり、<u>却下</u>する<u>場合</u></p> <p>(2) <u>裁決</u>で、<u>審査請求</u>の<u>全部</u>を<u>認容</u>し、当該<u>審査請求</u>に係る<u>行政文書</u>の<u>全部</u>を<u>開示</u>することとする<u>場合</u>（当該<u>行政文書</u>の<u>開示</u>について<u>反対意見書</u>が提出されている<u>場合</u>を除く。）</p> <p>2. <u>実施機関</u>は、<u>前項</u>の<u>諮問</u>に対する<u>答申</u>を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>をしなければならない。</p> <p>3. 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求人</u>及び<u>参加人</u>（<u>行政不服審査法</u>第13条第4項に規定する<u>参加人</u>をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) <u>開示請求者</u>（<u>開示請求者</u>が<u>審査請求人</u>又は<u>参加人</u>である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る<u>行政文書</u>の<u>開示</u>について<u>反対意見書</u>を提出した<u>第三者</u>（当該<u>第三者</u>が<u>審査請求人</u>又は<u>参加人</u>である場合を除く。）</p> <p>4. 第1項の規定による<u>諮問</u>は、<u>行政不服審査法</u>第9条第3項において読み替えて適用する<u>同法</u>第29条第2項の<u>弁明書</u>の<u>写し</u>を添えてしなければならない。</p>
<p>(<u>第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続</u>) 第19条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>又は<u>決定</u>をする<u>場合</u>について<u>準用</u>する。</p> <p>(1) <u>開示決定</u>に対する<u>第三者</u>からの<u>不服申立て</u>を<u>却下</u>し、又は<u>棄却</u>する<u>裁決</u>又は<u>決定</u></p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る<u>開示決定等</u>を<u>変更</u>し、当該<u>開示決定等</u>に係</p>	<p>(<u>第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等</u>) 第19条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする<u>場合</u>について<u>準用</u>する。</p> <p>(1) <u>開示決定</u>に対する<u>第三者</u>からの<u>審査請求</u>を<u>却下</u>し、又は<u>棄却</u>する<u>裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る<u>開示決定等</u>（<u>開示請求</u>に係る<u>行政文書</u>の<u>全部</u></p>

現	行	改 正 後
る行政文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）	る行政文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）	を開示する旨の決定を除く。）を <del>変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決</del> （第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第2条 荒尾市個人情報保護条例の一部改正

現	行	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第6条—第14条）</p> <p>第3章 個人情報ファイル（第15条・第16条）</p> <p>第4章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示（第17条—第28条）</p> <p>第2節 訂正（第29条—第35条）</p> <p>第3節 利用停止（第36条—第41条）</p> <p>第4節 不服申立て（第42条—第44条）</p> <p>第5章 雑則（第45条—第51条）</p> <p>第6章 罰則（第52条—第55条）</p> <p>附則</p> <p>（利用目的の明示）</p> <p>第8条 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録（第26条及び第54条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならぬ。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 利用目的を本人に明示することにより、実施機関、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等を行う事務</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第6条—第14条）</p> <p>第3章 個人情報ファイル（第15条・第16条）</p> <p>第4章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示（第17条—第28条）</p> <p>第2節 訂正（第29条—第35条）</p> <p>第3節 利用停止（第36条—第41条）</p> <p>第4節 不服申立て（第42条—第44条）</p> <p>第5章 雑則（第45条—第51条）</p> <p>第6章 罰則（第52条—第55条）</p> <p>附則</p> <p>（利用目的の明示）</p> <p>第8条 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録（第26条及び第54条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならぬ。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 利用目的を本人に明示することにより、実施機関、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等を行う事務</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第6条—第14条）</p> <p>第3章 個人情報ファイル（第15条・第16条）</p> <p>第4章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示（第17条—第28条）</p> <p>第2節 訂正（第29条—第35条）</p> <p>第3節 利用停止（第36条—第41条）</p> <p>第4節 審査請求（第42条—第44条）</p> <p>第5章 雑則（第45条—第51条）</p> <p>第6章 罰則（第52条—第55条）</p> <p>附則</p> <p>（利用目的の明示）</p> <p>第8条 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録（第26条及び第54条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならぬ。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 利用目的を本人に明示することにより、実施機関、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等を行う事務</p>

現 行	改 正 後
<p>又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>(4) 略</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 他の実施機関、国の機関、独立行政法人等又は他の地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める業務又は業務の遂行に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することによって相当な理由のあるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>(4) 略</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 他の実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める業務又は業務の遂行に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することによって相当な理由のあるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p>
<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識</p>	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識</p>

現 行

別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することではできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ 略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア・イ 略

(5) 略

(6) 市の機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に利益を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を生じ及ぼすおそれがあるもの

改正後

別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することではできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ 略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア・イ 略

(5) 略

(6) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を生じ及ぼすおそれがあるもの

現 行	改 正 後
<p>(7) 市の機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等若しくは地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p>(7) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>
<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第25条 開示請求に係る保有個人情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下この条、第43条及び第44条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をする第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定め定める事項を通知して、意見書を提出することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第42条及び第43条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第25条 開示請求に係る保有個人情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第43条第3項及び第44条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をする第三者に当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定め定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第43条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>



現 行	改 正 後
<p>第4節 不服申立て (審査会への諮問)</p> <p>第42条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報<sup>を</sup>の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第44条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>(3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。</p> <p>(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。</p> <p>2. 実施機関は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p>	<p>第4節 審査請求 (審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</p> <p>第42条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。</p>
<p>第43条</p>	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第43条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問しな</p>

現 行	改 正 後
<p>前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立人及び参加人</u></p> <p>(2) <u>開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者</u>（これらの者が<u>不服申立人又は参加人</u>である場合を除く。）</p> <p>(3) <u>当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者</u>（当該第三者が<u>不服申立人又は参加人</u>である場合を除く。）</p>	<p>ければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求が不合法であり、却下する場合</u></p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合</u>（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</p> <p>(3) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合</u></p> <p>(4) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合</u></p> <p>2. <u>実施機関は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならぬ。</u></p> <p>3. <u>第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人</u>（<u>行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人</u>をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）</p> <p>(2) <u>開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者</u>（これらの者が<u>審査請求人又は参加人</u>である場合を除く。）</p> <p>(3) <u>当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者</u>（当該第三者が<u>審査請求人又は参加人</u>である場合を除く。）</p> <p>4. <u>第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p>
<p>(第三者からの<u>不服申立てを棄却する場合等</u>における手続等)</p> <p>第44条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決又は決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) <u>開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定</u></p> <p>(2) <u>不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係</u></p>	<p>(第三者からの<u>審査請求を棄却する場合等</u>における手続等)</p> <p>第44条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) <u>開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求に係る開示決定等</u>（<u>開示請求に係る保有個人情報の</u></p>

現 行	改 正 後
<p>る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>	<p>全部を開示する旨の決定を除く。）を<del>変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</del></p>

第3条 荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正

現 行	改 正 後
<p>(設置)</p> <p>第2条 荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第17条及び荒尾市個人情報保護条例（平成15年条例第24号。以下「個人情報保護条例」という。）第42条の規定による諮問に<del>応じ、不服申立てについて調査審議するため、荒尾市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</del></p> <p>2 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第17条及び荒尾市個人情報保護条例（平成15年条例第24号。以下「個人情報保護条例」という。）第42条の規定による諮問に<del>応じ、</del>審査請求について調査審議するため、荒尾市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2 略</p>
<p>(審査会の調査権限)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立てに係る事件</u>に関し、<u>不服申立人、参加人又は資料の提出を求め、</u> <u>不服申立人等</u>という。）に意見書又は資料の提出を求め、その知っている事実を陳述させ又は鑑定をすることができる。</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第9条 審査会は、<u>不服申立人等</u>から申立てがあつたときは、当該<u>不服申立人等</u>に口頭で意見を述べ、<u>審査請求人等</u>を<del>与えなければならない。</del>ただし、<u>審査会</u>がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>不服申立人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>(意見書等の提出)</p>	<p>(審査会の調査権限)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求に係る事件</u>に関し、<u>審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人</u>をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「<u>審査請求人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求め、その知っている事実を陳述させ又は鑑定をすることができる。</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第9条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から申立てがあつたときは、当該<u>審査請求人等</u>に口頭で意見を述べ、<u>審査請求人等</u>を<del>与えなければならない。</del>ただし、<u>審査会</u>がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>審査請求人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>(意見書等の提出)</p>

現 行	改 正 後
<p>第10条 <u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならぬ。</p> <p>(提出資料の閲覧)</p> <p>第11条</p> <p><u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができる。</p> <p>2. 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第13条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、<u>答申書の写し</u>を<u>不服申立人</u>及び参加人に送付するとともに、<u>答申の内容</u>を公表するものとする。</p>	<p>第10条 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならぬ。</p> <p>(提出資料の写しの送付等)</p> <p>第11条 審査会は、第8条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。））にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるとき認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2. <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるとき認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができる。</p> <p>3. 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>4. 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第13条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、<u>答申書の写し</u>を<u>審査請求人</u>及び参加人に送付するとともに、<u>答申の内容</u>を公表するものとする。</p>

第4条 荒尾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

現行	改正後
(公平委員会の報告事項)	(公平委員会の報告事項)
第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 略 (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況	第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 略 (2) 不利益処分に関する <u>審査請求</u> の状況

第5条 荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正

現行	改正後
第16条の7 略	第16条の7 略
2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差し処分」という。)を受けた者は、 <u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条</u> に規定する期間が経過した後においては、当該一時差し処分後の事情の変化を理由に、当該一時差し処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 3～6 略	2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差し処分」という。)を受けた者は、 <u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文</u> に規定する期間が経過した後においては、当該一時差し処分後の事情の変化を理由に、当該一時差し処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 3～6 略

第6条 荒尾市職員退職手当支給条例の一部改正

現行	改正後
(退職手当の支払の差止め)	(退職手当の支払の差止め)
第12条 略	第12条 略
2・3 略	2・3 略
4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差し処分」という。)を受けた者は、 <u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条</u> に規定する期間が経過した後においては、当該支払差し処分後の事情の変化を理由に、当該支払差し処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。 5～10 略	4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差し処分」という。)を受けた者は、 <u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文</u> に規定する期間が経過した後においては、当該支払差し処分後の事情の変化を理由に、当該支払差し処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。 5～10 略

第7条 荒尾市税条例の一部改正

現	行	改	正	後
(災害等による期限の延長) 第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認められる場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。 2～5 略	(災害等による期限の延長) 第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認められる場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。 2～5 略	(災害等による期限の延長) 第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認められる場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。 2～5 略		

第8条 荒尾市固定資産評価審査委員会条例の一部改正

現	行	改	正	後
(審査の申出) 第4条 略 2・3 略 4 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 5 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。 6・7 略	(審査の申出) 第4条 略 2・3 略 4 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 5 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。 6・7 略	(審査の申出) 第4条 略 2・3 略 4 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所 (2) 審査の申出に係る処分の内容 (3) 略 (4) 略 (5) 略 5 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。 6・7 略 8 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない		

現	行	改	正	後
(書面審理) 第6条 略 2・3 略 4 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に 対しその副本及び必要と認め資料の概要を記載した文書を送付し なければならぬ。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、 この限りでない。 5 略		(書面審理) 第6条 略 2・3 略 4 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に 対しその副本及び必要と認め資料の概要を記載した文書を送付し なければならぬ。 5 略 6 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを 市長に送付しなければならない。		
	(決定書の作成) 第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、決定書を作成 しなければならぬ。	(決定書の作成) 第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事 項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならぬ。 い。 (1) 主文 (2) 事案の概要 (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨 (4) 理由 2 略		

第9条 荒尾市手数料条例の一部改正

現	行	改	正	後
(趣旨) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、特 定の者のためにする事務について徴収する手数料については、別に 定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。		(趣旨) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により特定 の者のためにする事務について徴収する手数料及び行政不服審査法 (平成26年法律第68号。他の法律において準用する場合を含む。) の規定によりその事務について徴収する手数料については、別に定 めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。 (納付方法)		

現 行	
第3条 略	
2	既に納付した手数料は還付しない。

改 正 後	
第3条 略	
2	既に納付した手数料は還付しない。ただし、市長（行政不服審査法第38条（同法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により審理員（同法第9条第3項の規定により読み替える場合にあつては、審査庁。他の法律において準用する場合にあつては、当該法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ。）が行う提出書類等の写し等の交付にあつては審理員、同法第81条の規定により同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあつては当該機関。以下同じ。）が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

別表（第2条関係）

区分	手数料の名称	手数料の額
略		
火災類	略	略

区分	手数料の名称	手数料の額
略		
火災類	略	略
行政不服審査	行政不服審査法第38条の規定により審理員が行う提出書類等の写し等の交付手数料 白黒で複写され、又は出力された用紙の交付 カラーで複写され、又は出力された用紙の交付 用紙の両面に複写し、又は出力する場合については、片面を1枚として計算する。	1枚につき 10円 1枚につき 20円
	行政不服審査法第81条の規定により同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付手数料 白黒で複写され、又は出力された用紙の交付	1枚につき 10円



現 行		改 正 後	
		カラーで複写され、又は出力された用紙の交付	1枚につき
		用紙の両面に複写し、又は出力する場合については、片面を1枚として計算する。	20円
その他	略	略	略

第10条 荒尾市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正

現 行	改 正 後
(賦課に対する異議の申立て)	(賦課に対する審査請求)
第7条 第3条の規定により賦課金の賦課を受けた者は、その賦課の算定に異議があるときは、その賦課を受けた日から <u>60日</u> 以内に市長に対して異議を申し立てることができる。	第7条 第3条の規定により賦課金の賦課を受けた者は、その賦課の算定に異議があるときは、その賦課を受けた日から <u>3か月</u> 以内に市長に対して審査請求をすることができる。
2 市長は、前項の規定による異議の申立てを受けたときは、その申立てを受けた日から <u>30日</u> 以内にこれを決定しなければならない。	削る。

第11条 荒尾市消防団員等公務災害補償条例の一部改正

現 行	改 正 後
(異議申立て)	(審査請求)
第3条 市の行う消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、異議申立てをすることができる。	第3条 市の行う消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、審査請求をすることができる。

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中荒尾市情報公開条例第7条及び第13条の改正規定並びに第2条中荒尾市個人情報保護条例第8条、第12条、第19条及び第25条第1項の改正規定（同項の改正規定中「第43条」を「第43条第3項」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。  
(荒尾市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第8条の規定による改正後の荒尾市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る審査の申出について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

## 荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正（概要）

### 1 条例改正の趣旨

平成27年12月に制定した標記の条例に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき本市が実施する独自利用事務を定めます。

#### (1) 個人番号の利用範囲（別表第1）

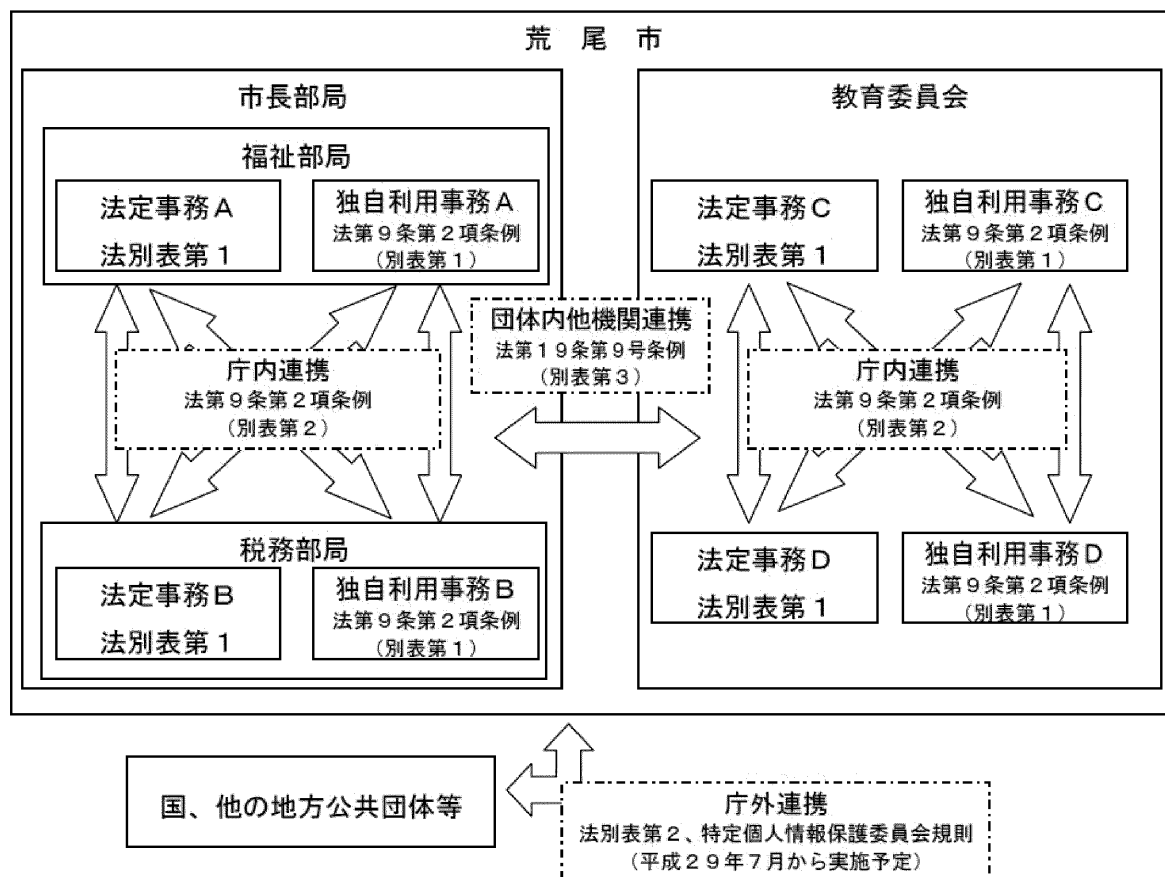
法第9条では、個人番号の利用範囲を規定しており、同条第2項において、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理をするために必要な限度で、個人番号を利用（※）できることとされています。

※ 法第9条第2項の規定による個人番号の利用には、「①法定事務以外の事務における個人番号の利用（独自利用）」と「②同一執行機関内における特定個人情報の連携（庁内連携）」の2種類があり、今回の条例改正で①により個人番号の独自利用を行う事務（独自利用事務）を規定します。

#### (2) 特定個人情報の連携（別表第2、別表第3）

独自利用事務において保有する特定個人情報の庁内連携を可能とするため、既存の庁内連携を規定している別表に独自利用事務を含めた庁内連携の規定を整備します。

### 2 個人番号の利用・提供のイメージ図



荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後												
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務のほか、市の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第1の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行うことができる。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務のほか、市の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行うことができる。</p> <p>3～5 略</p>												
<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報の提供を行うものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報の提供を行うものとする。</p> <p>2 略</p>												
<p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1141 179 1444 1064"> <thead> <tr> <th colspan="2">執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>市長</td> <td>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について (昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「国通知」という。) により行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関		事務	1	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について (昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「国通知」という。) により行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	<p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1141 179 1444 1064"> <thead> <tr> <th colspan="2">執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>市長</td> <td>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について (昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「国通知」という。) により行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関		事務	1	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について (昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「国通知」という。) により行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
執行機関		事務											
1	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について (昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「国通知」という。) により行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの											
執行機関		事務											
1	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について (昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「国通知」という。) により行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの											

現 行		改 正 後	
		2	市長 荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成23年告示第131号）による私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
		3	市長 荒尾市子ども医療費助成に関する条例（平成12年条例第13号）による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
		4	市長 荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和60年条例第4号）によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
		5	市長 荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成9年条例第7号）による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
		6	市長 荒尾市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成21年告示第160号）による小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
		7	市長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
		8	教育委員会 学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助に関する事務であって規則で定めるもの
		9	教育委員会 障害のある児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
別表第2（第4条関係）			
執行機関	事務	執行機関	事務
1	市長 児童福祉法（昭和22年法律第123号）による児童生活保護法（昭和25年法律	1	市長 児童福祉法（昭和22年法律第123号）による児童生活保護法（昭和25年法律

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務	執行機関	事務
1	市長 児童福祉法（昭和22年法律第123号）による児童生活保護法（昭和25年法律	1	市長 児童福祉法（昭和22年法律第123号）による児童生活保護法（昭和25年法律

執行機関	事務	執行機関	事務
1	市長 児童福祉法（昭和22年法律第123号）による児童生活保護法（昭和25年法律	1	市長 児童福祉法（昭和22年法律第123号）による児童生活保護法（昭和25年法律

現	行
<p>第164号) による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>第144号) による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、中国残留邦人等に円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づき条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)<u>又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に</u></p>
改	正
<p>第164号) による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>第144号) による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、中国残留邦人等に円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づき条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)<u>及び社会生活を総合的に</u></p>

現		行		改		正		後	
			に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの						支援するための法律による自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)又は国通知により行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する情報(以下「外国人保護措置関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2	市長 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	2	市長 生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、児童福祉法第21条の5の30に規定する他の法令による給付の支給に関する情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)その他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの	2	市長 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの				生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、児童福祉法第21条の5の30に規定する他の法令による給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)その他の法令による給付の支給に関する情報又は外国人保護措置関係情報であって規則で定めるもの
略	略	略	略	略	略				略
4	市長 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収通所支援に関する情報、地	4	市長 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収通所支援に関する情報、地	4	市長 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収通所支援に関する情報、地				児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地

現 行		改 正 後	
	<p>に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>方税関係情報、障害者自立支援給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>		<p>に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>方税関係情報、障害者自立支援給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>
略	略	略	略
8 市長	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	8 市長	<p>生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者自立支援給付等関係情報又は外国人保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>
9 市長	<p>生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	9 市長	<p>医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは</p>



現 行	改 正 後
<p>は特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国</p>	<p>は特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報、中国残留邦人等</p>

現	行	改正後
	<p>残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>	<p>支援給付等関係情報、荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱による私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する情報（以下「私立幼稚園就園奨励費補助金交付関係情報」という。）、荒尾市子ども医療費助成に関する条例による子どもへの保護者に対する医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）、荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）、荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）</p>

現 行		改 正 後	
			<p>対する日常生活用具の給付に関する情報（以下「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
10 市長	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらによる地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらによる地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報、生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報又は外国人保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>
11 市長	<p>公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、<u>地方税</u>関係情報又は外国人保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>
12 市長	<p>国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
13 市長	<p>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、<u>障害者自立支援給付関係情報</u>又は外国人保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>
14 市長	<p>住宅地区改良法（昭和35</p>	<p>住宅地区改良法（昭和35</p>	<p>生活保護関係情報、<u>地方税</u></p>

現 行		改 正 後	
<p>年法律第84号)による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって定めるもの</p>	<p>略</p>	<p>年法律第84号)による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって定めるもの</p>	<p>関係情報又は外国人保護措置関係情報であって定めるもの</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>16 市長 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって定めるもの</p>	<p>略</p>	<p>16 市長 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、地方税関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報又は外国人保護措置関係情報であって定めるもの</p>
<p>17 市長 老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって定めるもの</p>	<p>略</p>	<p>17 市長 老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、地方税関係情報、介護保険給付等関係情報又は外国人保護措置関係情報であって定めるもの</p>
<p>18 市長 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって定めるもの</p>	<p>略</p>	<p>18 市長 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって定めるもの</p>

現		行		改		正		後	
19	市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者の現にいるもの又は現に児童を扶養しているもの又は寡婦に就いての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、 <u>地方税関係情報</u> 又は児童手当関係情報であって規則で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者の現にいるもの又は現に児童を扶養しているもの又は寡婦に就いての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、 <u>地方税関係情報</u> 又は児童手当関係情報であって規則で定めるもの	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
22	市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は <u>地方税関係情報</u> であって規則で定めるもの	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、 <u>地方税関係情報</u> 、 <u>外国人保護措置関係情報</u> 又は子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
24	市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、 <u>地方税関係情報</u> 又は <u>介護保険給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、 <u>地方税関係情報</u> 、 <u>介護保険給付等関係情報</u> 又は外国人保護措置関係情報であって規則で定めるもの	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
25	市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立に関する法律による配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等に関する法律（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立に関する法律による配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等に関する法律（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給	略	略	略	略

現 行		改 正		後	
	給に関する事務であって規則で定めるもの	給に関する事務であって規則で定めるもの			
	ししくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの	ししくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、私立幼稚園就園奨励費補助金交付関係情報、子ども医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、重度心身障害者医療費助成関係情報又は小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付関係情報であって規則で定めるもの			
略	略	略	略	略	略
28 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	28 市長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略	略	略
略	略	略	略	略	略

現 行		改 正 後	
31	市長 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による通所支援に関する情報、地方税関係情報、障害者自立給付の支給又は地域子ども・子育て支援給付関係情報、生活保護も・子育て支援事業の実施関係情報、児童扶養手当に関する事務であって規則で定めるもの	31	市長 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による通所支援に関する情報、地方税関係情報、障害者自立給付の支給又は地域子ども・子育て支援給付関係情報、生活保護も・子育て支援事業の実施関係情報、児童扶養手当に関する事務であって規則で定めるもの
		32	市長 国通知により行政措置と生活保護に準じた取扱いに よって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、私立幼

現 行

改 正

後

		<p>幼稚園奨励費補助金交付関係情報、子ども医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、重度心身障害者医療費助成関係情報又は小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
33	市長	<p>荒尾市私立幼稚園奨励費補助金交付要綱による私立幼稚園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</p>
34	市長	<p>荒尾市子ども医療費助成に関する条例による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>
35	市長	<p>荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>
		<p>児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、医療保険給付関係情報、地方税関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、医療保険給付関係情報、地方税関係情報、障害者自立支援給付関係情報、生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>



現 行		改 正 後	
36	市長 荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	市長 荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、医療保険給付関係情報、地方自治体関係情報、障害者自立支援給付関係情報、生活保護関係情報、外国人保護措置関係情報、子ども医療費助成関係情報又はひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
37	市長 荒尾市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱による小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	市長 荒尾市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱による小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	障害者自立支援給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人保護措置関係情報であって規則で定めるもの
別表第2 (第5条関係)			
執行機関	事務	執行機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報、学校教育法による就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助に関する情報(以下「就学援助関
別表第3 (第5条関係)			
執行機関	事務	執行機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報、学校教育法による就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助に関する情報(以下「就学援助関

現 行		改 正 後	
2 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	教育委員会		教育委員会
	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの		学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報、就学援助関係情報又は特別支援教育就学奨励費支給関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	国通知により行政措置として日本国民に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報、就学援助関係情報又は特別支援教育就学奨励費支給関係情報であって規則で定めるもの
	教育委員会		教育委員会
	学校教育法による就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助に関する		地方税関係情報であって規則で定めるもの
			係情報」という。)又は障害のある児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する情報(以下「特別支援教育就学奨励費支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの

現 行		改 正 後	
	事務であつて規則で定めるもの		
5 教育委員会	障害のある児童生徒就学の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

荒尾総合文化センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行		改 正 後								
別表 (第10条関係)		別表 (第10条関係)								
(1) 略		(1) 略								
(2) その他の施設使用料		(2) その他の施設使用料								
区分	9時12時 から17時 まで	9時13時 から17時 まで	18時22時 まで	9時17時 まで	9時18時 から22時 まで	13時22時 まで	9時22時 まで	9時22時 まで	9時22時 まで	冷房使用料 1時間につき
楽屋	円 510	円 510	円 770	円 770	円 1,020	円 1,280	円 1,280	円 1,800	円 2,310	円 130
小ホール	円 510	円 510	円 770	円 770	円 1,020	円 1,280	円 1,280	円 1,800	円 2,310	円 130
練習室 1	円 750	円 750	円 1,040	円 1,040	円 1,520	円 1,800	円 1,800	円 2,570	円 3,320	円 220
2	円 600	円 600	円 900	円 900	円 1,210	円 1,510	円 2,110	円 2,720	円 2,720	円 150
3	円 750	円 750	円 1,040	円 1,040	円 1,520	円 1,800	円 2,570	円 3,320	円 3,320	円 220
会議室 1	円 1,150	円 1,150	円 1,810	円 1,810	円 2,320	円 2,970	円 4,140	円 5,280	円 5,280	円 250
2	円 1,150	円 1,150	円 1,810	円 1,810	円 2,320	円 2,970	円 4,140	円 5,280	円 5,280	円 250
3	円 1,550	円 1,550	円 2,320	円 2,320	円 3,100	円 3,880	円 5,440	円 6,980	円 6,980	円 150
4	円 770	円 770	円 1,150	円 1,150	円 1,550	円 1,930	円 2,710	円 3,470	円 3,470	円 150
スタジオ	円 1,210	円 1,210	円 2,120	円 2,120	円 2,730	円 3,340	円 4,860	円 6,070	円 6,070	円 260
ギャラリー	円 1,210	円 1,210	円 2,120	円 2,120	円 2,730	円 3,340	円 4,860	円 6,070	円 6,070	円 430
ホワイエ (ホワイエのみの場合)	円 2,410	円 2,410	円 4,070	円 4,070	円 5,440	円 6,490	円 9,510	円 11,930	円 11,930	円 1,340
アートフォーラム	円 200	円 200	円 300	円 300	円 510	円 510	円 820	円 1,020	円 1,020	円 —
多目的ルーム	円 770	円 770	円 1,150	円 1,150	円 1,550	円 1,930	円 2,710	円 3,470	円 3,470	円 150

備考

備考

現 行	改 正 後
<p>1 略</p> <p>2 使用者が、物品の販売、宣伝等営利行為とみなされる目的で使用する場合の使用料は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「その他の施設使用料」において、楽屋、練習室、会議室、スタジオ、ギャラリー、ホワイエ、アートフォーラム及び多目的ルームについては、それぞれの使用時間区分の使用料の額に100分の額に100分の250を乗じて得た額とする。</p> <p>3～9 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 使用者が、物品の販売、宣伝等営利行為とみなされる目的で使用する場合の使用料は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「その他の施設使用料」において、楽屋、練習室、会議室、ギャラリー、ホワイエ、アートフォーラム及び多目的ルームについては、それぞれの使用時間区分の使用料の額に100分の250を乗じて得た額とする。</p> <p>3～9 略</p> <p>(3) 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日以後における練習室3の使用許可を受けようとする者は、同日前においても、その申請を行うことができる。
- 3 前項の申請に対して使用許可を受けた者が納付すべき使用料については、この条例の施行の日前においても、改正後の別表の規定を適用する。

荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後																								
<p>附 則 (他の法令による給付との調整) 第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>	<p>附 則 (他の法令による給付との調整) 第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>																								
<table border="1"> <tr> <td>傷病補償年</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>金</td> <td>障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td>0.88</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	傷病補償年	略	略	金	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88	略	略	略	略	略	略	<table border="1"> <tr> <td>傷病補償年</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>金</td> <td>障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td>0.88</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	傷病補償年	略	略	金	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88	略	略	略	略	略	略
傷病補償年	略	略																							
金	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88																							
略	略	略																							
略	略	略																							
傷病補償年	略	略																							
金	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88																							
略	略	略																							
略	略	略																							
<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残</p>	<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残</p>																								

現 行	
額) とする。	
略	略
障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について 障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
略	略

改 正 後	
額) とする。	
略	略
障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について 障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
略	略

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の  
公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、  
この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた同日以後の期間  
び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間  
に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生  
じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由  
の生じた休業補償については、なお従前の例による。

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行				改 正 後			
別表第1 (第2条関係) 報酬及び手当				別表第1 (第2条関係) 報酬及び手当			
委員等の別	略	教育委員会委員	略	委員等の別	略	教育委員会委員	略
報酬等の額の基礎	略	月	略	報酬等の額の基礎	略	月	略
報酬等の額	略	委員 77,600円	略	報酬等の額	略	委員 77,600円	略
備考				備考			
1 略				1 教育委員会委員のうち教育長職務代理者の報酬の額は、委員としての月額支給の報酬の額に、月額支給の報酬の額を合算して得た額とする。			
2 略				2 略			
3 略				3 略			
4 略				4 略			

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年9月25日から適用する。  
(報酬の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。



## 「荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」の概要

【平成27年12月から適用】 …国に準じた特別職の給与水準改定

賞 与： 3.10月分 → 3.15月分（年間0.05月分引上げ）

平成27年12月の増額分は、条例改正後に支給

特別職	現行	改正後	
	27年度	27年度	28年度以降
6月 期末手当	1.475月	1.475月	1.50月
12月 期末手当	1.625月	1.675月	1.65月
年間合計	3.10月	3.15月	3.15月

&lt;特別職&gt;

市長、副市長、教育長、企業管理者、病院事業管理者、市議会議員

荒尾市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

<荒尾市長等の給与等に関する条例の一部改正>

第1条 (平成27年12月1日適用)

現 行	改 正 後
<p>(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

第2条 (平成28年4月1日施行)

現 行	改 正 後
<p>(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

＜荒尾市企業管理者の給与等に関する条例の一部改正＞

第3条（平成27年12月1日適用）

現 行	改 正 後
<p>(給与及び旅費の支給方法)            第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法)            第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

第4条（平成28年4月1日施行）

現 行	改 正 後
<p>(給与及び旅費の支給方法)            第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法)            第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

＜荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正＞

第5条（平成27年12月1日適用）

現	行	改正後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

第6条（平成28年4月1日施行）

現	行	改正後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」とし、同条第5項において、規則で定めるところとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

＜荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正＞

第7条（平成27年12月1日適用）

現	行	改	正	後
<p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>			

第8条（平成28年4月1日施行）

現	行	改	正	後
<p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>			

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の企業管理者給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の病院管理者給与条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。  
(給与の内払)

- 3 次の表の左欄に掲げる条例の規定を適用する場合には、同表の右欄に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ同表の左欄に掲げる条例の規定による給与の内払とみなす。

改正後の市長等給与条例	第1条の規定による改正前の荒尾市長等の給与等に関する条例
改正後の企業管理者給与条例	第3条の規定による改正前の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例
改正後の病院管理者給与条例	第5条の規定による改正前の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例
改正後の議員報酬条例	第7条の規定による改正前の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例

「荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」の概要

1 給料月額等の改定

① 第1条関係【平成27年4月から遡及適用分】

…県内自治体に準じた一般職の給与水準改定

月例給：1,100円～2,500円 引上げ（初任給・若年層に重点）

② 第2条、第3条関係【平成28年4月施行分】

…国に準じた「給与制度の総合的見直し」、地域の民間給与水準との均衡

月例給：①の月例給を最高16,700円 引下げ（高給ほど引下げ額が大きい）  
激変緩和のための経過措置として2年間の現給保障

（保障終了時期は改めて検討予定）

地域手当：給料表水準の引下げに合わせた支給割合の見直し

（本庁を含め熊本県内は支給対象地域外）

（市民病院の医師）現行15% → 改正後16%

2 賞与の改定 …国に準じた支給割合の引上げ

4.10月分 → **4.20月分（年間0.1月分引上げ）**

平成27年12月の増額分は、条例改正後に支給

一般職員 〔 〕は特定幹部	現行	改正後	
	27年度	27年度	28年度以降
6月 期末手当	1.225月〔1.025月〕	1.225月〔1.025月〕	1.225月〔1.025月〕
勤勉手当	0.75月〔0.95月〕	0.75月〔0.95月〕	<b>0.80月〔1.00月〕</b>
12月 期末手当	1.375月〔1.175月〕	1.375月〔1.175月〕	1.375月〔1.175月〕
勤勉手当	0.75月〔0.95月〕	<b>0.85月〔1.05月〕</b>	<b>0.80月〔1.00月〕</b>
年間合計	4.10月〔4.10月〕	<b>4.20月〔4.20月〕</b>	<b>4.20月〔4.20月〕</b>

再任用職員 〔 〕は特定幹部	現行	改正後	
	27年度	27年度	28年度以降
6月 期末手当	0.65月〔0.55月〕	0.65月〔0.55月〕	0.65月〔0.55月〕
勤勉手当	0.35月〔0.45月〕	0.35月〔0.45月〕	<b>0.375月〔0.475月〕</b>
12月 期末手当	0.80月〔0.70月〕	0.80月〔0.70月〕	0.80月〔0.70月〕
勤勉手当	0.35月〔0.45月〕	<b>0.40月〔0.50月〕</b>	<b>0.375月〔0.475月〕</b>
年間合計	2.15月〔2.15月〕	<b>2.20月〔2.20月〕</b>	<b>2.20月〔2.20月〕</b>

荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正（平成27年4月1日適用）

現 行	改 正 後																																														
<p>(勤勉手当) 第16条の8 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当) 第16条の8 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合には100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合には100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>																																														
<p>別表第1（第3条関係） 行政職給料表(1)</p> <table border="1" data-bbox="1308 1164 1449 2060"> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th colspan="7">職務の級</th> </tr> <tr> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> </tr> <tr> <td>号給</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> </tr> </table>	職員の区分	職務の級							1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	<p>別表第1（第3条関係） 行政職給料表(1)</p> <table border="1" data-bbox="1308 179 1449 1075"> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th colspan="7">職務の級</th> </tr> <tr> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> </tr> <tr> <td>号給</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> </tr> </table>	職員の区分	職務の級							1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
職員の区分		職務の級																																													
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																								
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																								
職員の区分	職務の級																																														
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																								
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																								



		現 行						改 正						後											
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					
1		137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	140,100	190,200	227,100	265,100	291,900	323,300	368,700										
2		138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	141,200	192,000	229,000	267,100	294,200	325,600	371,300										
3		139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	142,400	193,800	230,800	269,000	296,500	327,900	373,900										
4		141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	143,500	195,600	232,600	271,100	298,800	330,200	376,500										
5		142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	144,600	197,200	234,200	273,100	300,900	332,500	378,700										
6		143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	145,700	199,000	236,100	275,100	303,200	334,600	381,200										
7		144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	146,800	200,800	237,900	277,100	305,500	336,800	383,600										
8		145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	147,900	202,600	239,700	279,200	307,800	339,000	386,100										
9		146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	149,000	204,300	241,300	281,300	310,000	341,200	388,700										
10		147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	150,400	206,100	243,100	283,400	312,300	343,400	391,400										
11		149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	151,700	207,900	244,900	285,500	314,600	345,600	394,100										
12		150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	153,000	209,700	246,700	287,600	316,900	347,800	396,800										
13		151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	154,300	211,300	248,300	289,700	319,100	349,800	399,300										
14		153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	155,800	213,200	250,200	291,800	321,300	351,900	401,600										
15		154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	157,300	215,100	251,900	293,900	323,500	354,000	403,900										
16		156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	158,900	217,000	253,600	296,000	325,700	356,100	406,300										
17		157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	160,200	218,800	255,300	298,000	327,800	358,000	408,200										
18		159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	161,700	220,700	257,200	300,100	329,900	360,000	410,200										
19		160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	163,200	222,500	259,100	302,200	332,000	361,900	412,100										
20		162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	164,700	224,400	261,100	304,300	334,000	363,800	414,000										
21		163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	166,100	226,000	263,000	306,400	336,100	365,900	415,900										
22		166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	168,800	227,900	264,800	308,500	338,200	367,800	417,700										
23		168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	171,400	229,700	266,600	310,600	340,300	369,800	419,600										
24		171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	174,000	231,600	268,400	312,700	342,400	371,800	421,600										
25		174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	176,700	233,100	270,400	314,600	344,000	373,800	423,400										
26		175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	178,400	234,800	272,300	316,700	346,000	375,800	424,900										
27		177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	180,100	236,500	274,200	318,800	347,900	377,800	426,500										
28		179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	181,800	238,200	276,100	320,900	349,900	379,800	428,100										
		再任用職員以外の職員																							

		現					行					改					正					後				
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	183,300	239,500	277,900	322,900	351,700	381,400	429,700												
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	185,100	241,000	279,800	325,000	353,600	383,200	431,000												
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	186,900	242,400	281,700	327,100	355,500	385,000	432,300												
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	188,600	243,800	283,600	329,200	357,400	386,700	433,600												
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	190,200	245,200	285,300	330,800	359,300	388,500	434,800												
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	191,700	246,600	287,200	332,800	361,100	389,900	436,100												
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	193,200	248,000	289,100	334,800	362,900	391,500	437,400												
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	194,700	249,600	291,000	336,900	364,600	393,100	438,600												
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	196,000	250,900	292,700	338,800	366,100	394,600	439,800												
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	197,300	252,400	294,500	340,800	367,400	395,800	440,600												
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	198,600	253,900	296,300	342,800	368,800	397,000	441,400												
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	199,900	255,500	298,100	344,800	370,200	398,200	442,200												
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	201,200	256,900	299,900	346,700	371,700	399,300	442,800												
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	202,500	258,300	301,600	348,600	372,600	400,500	443,500												
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	203,800	259,700	303,300	350,500	373,700	401,700	444,200												
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	205,100	261,100	305,000	352,400	374,800	402,900	444,900												
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	206,300	262,300	306,700	353,900	375,600	403,600	445,700												
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400	207,600	263,700	308,400	355,400	376,500	404,300	446,500												
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100	208,900	265,100	310,100	356,900	377,400	405,000	447,200												
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900	210,200	266,500	311,800	358,400	378,300	405,700	448,000												
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500	211,300	267,800	313,000	360,100	379,300	406,300	448,600												
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200	212,400	269,000	314,600	360,900	380,100	407,000	449,300												
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000	213,400	270,300	316,100	362,100	380,900	407,700	450,100												
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800	214,500	271,600	317,700	363,100	381,700	408,400	450,900												
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400	215,600	272,700	319,400	364,000	382,400	409,100	451,500												
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200	216,600	273,900	321,000	365,100	383,100	409,800	452,300												
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000	217,500	275,200	322,600	366,100	383,800	410,500	453,100												
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600	218,500	276,500	324,200	367,200	384,500	411,100	453,700												
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200	219,200	277,600	325,700	368,100	385,000	411,700	454,300												

		現 行						改 正						後					
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000	220,100	278,700	326,900	368,800	385,600	412,300	455,100					
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800	221,000	279,800	328,100	369,500	386,300	412,900	455,900					
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600	221,900	280,900	329,300	370,200	387,000	413,500	456,700					
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200	222,600	282,100	330,100	370,700	387,400	414,000	457,300					
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600		223,600	283,100	331,000	371,300	388,100	414,700						
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200		224,500	284,100	331,800	372,000	388,700	415,300						
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800		225,400	285,100	332,600	372,700	389,300	415,900						
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100		226,100	285,900	333,500	373,000	389,800	416,200						
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700		227,000	286,800	333,900	373,700	390,400	416,800						
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400		227,900	287,600	334,700	374,400	391,000	417,500						
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900		229,000	288,500	335,500	375,100	391,600	418,000						
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400		229,800	289,500	336,300	375,500	392,000	418,500						
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100		230,500	290,300	337,000	376,100	392,600	419,200						
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800		231,200	291,100	337,700	376,800	393,300	419,900						
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500		232,000	291,900	338,400	377,400	393,900	420,600						
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000		232,800	292,700	338,900	377,800	394,200	421,100						
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700		233,500	293,200	339,500	378,400	394,900	421,800						
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400		234,200	293,700	340,100	379,100	395,600	422,500						
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100		234,900	294,200	340,700	379,700	396,100	423,200						
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600		235,600	294,300	341,000	380,100	396,500	423,700						
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100			236,400	294,700	341,500	380,600	397,200							
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800			237,200	294,900	341,900	381,200	397,900							
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500			238,000	295,300	342,400	381,700	398,600							
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000			238,700	295,500	342,800	382,200	399,100							
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700			239,400	295,700	343,300	382,800	399,800							
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400			240,100	296,100	343,800	383,400	400,500							
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100			240,800	296,400	344,300	383,800	401,200							
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600			241,500	296,700	344,700	384,400	401,700							
86	241,000	295,900	344,000	383,900				242,200	297,000	345,100	385,000								

現		行		改		正		後	
87	241,700	296,200	344,500	242,900	297,300	345,600	385,600		
88	242,400	296,600	344,900	243,600	297,700	346,000	386,200		
89	243,100	296,900	345,200	244,300	298,000	346,300	386,900		
90	243,600	297,300	345,600	244,800	298,400	346,700	387,500		
91	244,100	297,700	346,100	245,300	298,800	347,200	388,100		
92	244,600	298,100	346,500	245,800	299,200	347,600	388,700		
93	244,900	298,200	346,700	246,100	299,300	347,800	389,400		
94		298,500	347,100		299,600	348,200			
95		298,900	347,600		300,000	348,700			
96		299,300	348,000		300,400	349,100			
97		299,500	348,100		300,600	349,200			
98		299,800	348,600		300,900	349,700			
99		300,200	349,100		301,300	350,200			
100		300,600	349,400		301,700	350,500			
101		300,800	349,700		301,900	350,800			
102		301,100	350,100		302,200	351,200			
103		301,500	350,500		302,600	351,600			
104		301,800	350,900		302,900	352,000			
105		302,000	351,400		303,100	352,500			
106		302,300	351,800		303,400	352,900			
107		302,700	352,200		303,800	353,300			
108		303,000	352,600		304,100	353,700			
109		303,200	353,100		304,300	354,200			
110		303,600	353,500		304,700	354,600			
111		304,000	353,900		305,100	355,000			
112		304,300	354,200		305,400	355,300			
113		304,400	354,700		305,500	355,800			
114		304,700			305,800				
115		305,000			306,100				

現 行			改 正 後		
116	305,400		116	306,500	
117	305,600		117	306,700	
118	305,800		118	306,900	
119	306,100		119	307,200	
120	306,400		120	307,500	
121	306,800		121	307,900	
122	307,000		122	308,100	
123	307,300		123	308,400	
124	307,600		124	308,700	
125	308,000		125	309,100	
再任用 職員	185,800	213,400		186,900	214,500
		277,800		278,900	320,200
		293,200		294,300	362,700
		319,100		319,100	361,600

第2条 荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正（平成28年4月1日施行）

現 行		改 正 後	
(昇格、昇給の基準)		(昇格、昇給の基準)	
第4条 略		第4条 略	
2 略		2 略	
3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。		3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。 <u>この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</u>	
4～8 略		4～8 略	
(地域手当)		(地域手当)	
第9条の3 略		第9条の3 略	
2 地域手当の月額は、給料及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合		2 地域手当の月額は、給料及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合	

現 行	改 正 後
<p>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 1 級地 <u>100分の18</u></p> <p>(2) 2 級地 <u>100分の15</u></p> <p>(3) 3 級地 <u>100分の12</u></p> <p>(4) 4 級地 <u>100分の10</u></p> <p>(5) 5 級地 <u>100分の6</u></p> <p>(6) 6 級地 <u>100分の3</u></p> <p>3 略</p>	<p>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 1 級地 <u>100分の20</u></p> <p>(2) 2 級地 <u>100分の16</u></p> <p>(3) 3 級地 <u>100分の15</u></p> <p>(4) 4 級地 <u>100分の12</u></p> <p>(5) 5 級地 <u>100分の10</u></p> <p>(6) 6 級地 <u>100分の6</u></p> <p>(7) 7 級地 <u>100分の3</u></p> <p>3 略</p>
<p>第9条の5 第9条の3第1項の規則で定める地域若しくは公署に引き続き1年以上在勤する職員がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合において、当該異動若しくは移転（以下この条において「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に掲げる割合をいう。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同項各号に掲げる割合をいう。）に達しないこととなり、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が同条第1項の規則で定める地域若しくは公署に該当しないこととなり、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定により当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に係る地域手当の支給割合（第9条の3第2項各号に掲げる割合をいう。）以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前2条の規定にかかわらず、当該異動等の日から1年を経過するまでの間、当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に在勤するものとした場合に第9条の3の規定により支給されることとなる地域手当（当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に掲げる割合をいう。以下同じ。）が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の支給割合による地域手当）を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日に</p>	<p>第9条の5 第9条の3第1項の規則で定める地域若しくは公署に引き続き1年以上在勤する職員がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合において、当該異動若しくは移転（以下この条において「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に掲げる割合をいう。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同項各号に掲げる割合をいう。以下この条において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなり、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が同条第1項の規則で定める地域若しくは公署に該当しないこととなり、異動等の円滑を図るため、当該職員には、同条の規定にかかわらず、当該異動等の日から1年を経過するまでの間、当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に在勤するものとした場合に同条の規定により支給されることとなる地域手当（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合による地域手当）を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から1年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他市長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、市長の定めるところによる。</p>

現 行	改 正 後
<p>ら1年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他市長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、市長の定めるところによる。</p> <p>(勤 hands 当)</p> <p>第16条の8 勤 hands 当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月の基準日以前1か月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 勤 hands 当の額は、勤 hands 当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤 hands 当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤 hands 当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の75(特定幹部職員にあっては、100分の95)、12月に支給する場合には100分の85(特定幹部職員にあっては、100分の105)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤 hands 当基礎額に、6月に支給する場合には100分の35(特定幹部職員にあっては、100分の45)、12月に支給する場合には100分の40(特定幹部職員にあっては、100分の50)を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤 hands 当)</p> <p>第16条の8 勤 hands 当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月の基準日以前1か月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 勤 hands 当の額は、勤 hands 当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤 hands 当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤 hands 当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の80(特定幹部職員にあっては、100分の100)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤 hands 当基礎額に100分の37.5(特定幹部職員にあっては、100分の47.5)を乗じて得た額の総額</p>

現 行

改 正 後

額  
3～5 略

別表第1 (第3条関係)

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表(1)

職 の 分	職 務 の 級 の 号	給料月額						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	1	140,100	190,200	227,100	265,100	291,900	323,300	368,700
	2	141,200	192,000	229,000	267,100	294,200	325,600	371,300
	3	142,400	193,800	230,800	269,000	296,500	327,900	373,900
	4	143,500	195,600	232,600	271,100	298,800	330,200	376,500
	5	144,600	197,200	234,200	273,100	300,900	332,500	378,700
	6	145,700	199,000	236,100	275,100	303,200	334,600	381,200
	7	146,800	200,800	237,900	277,100	305,500	336,800	383,600
	8	147,900	202,600	239,700	279,200	307,800	339,000	386,100
	9	149,000	204,300	241,300	281,300	310,000	341,200	388,700
	10	150,400	206,100	243,100	283,400	312,300	343,400	391,400
	11	151,700	207,900	244,900	285,500	314,600	345,600	394,100
	12	153,000	209,700	246,700	287,600	316,900	347,800	396,800
	13	154,300	211,300	248,300	289,700	319,100	349,800	399,300
	14	155,800	213,200	250,200	291,800	321,300	351,900	401,600
	15	157,300	215,100	251,900	293,900	323,500	354,000	403,900
	16	158,900	217,000	253,600	296,000	325,700	356,100	406,300
	17	160,200	218,800	255,300	298,000	327,800	358,000	408,200
	18	161,700	220,700	257,200	300,100	329,900	360,000	410,200
	19	163,200	222,500	259,100	302,200	332,000	361,900	412,100
	20	164,700	224,400	261,100	304,300	334,000	363,800	414,000
	21	166,100	226,000	263,000	306,400	336,100	365,900	415,900

行政職給料表(1)

職 の 分	職 務 の 級 の 号	給料月額						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600



		現 行					改 正					後				
22	168,800	227,900	264,800	308,500	338,200	367,800	417,700	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400		
23	171,400	229,700	266,600	310,600	340,300	369,800	419,600	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200		
24	174,000	231,600	268,400	312,700	342,400	371,800	421,600	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100		
25	176,700	233,100	270,400	314,600	344,000	373,800	423,400	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900		
26	178,400	234,800	272,300	316,700	346,000	375,800	424,900	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400		
27	180,100	236,500	274,200	318,800	347,900	377,800	426,500	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900		
28	181,800	238,200	276,100	320,900	349,900	379,800	428,100	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500		
29	183,300	239,500	277,900	322,900	351,700	381,400	429,700	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100		
30	185,100	241,000	279,800	325,000	353,600	383,200	431,000	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400		
31	186,900	242,400	281,700	327,100	355,500	385,000	432,300	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700		
32	188,600	243,800	283,600	329,200	357,400	386,700	433,600	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900		
33	190,200	245,200	285,300	330,800	359,300	388,500	434,800	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100		
34	191,700	246,600	287,200	332,800	361,100	389,900	436,100	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400		
35	193,200	248,000	289,100	334,800	362,900	391,500	437,400	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700		
36	194,700	249,600	291,000	336,900	364,600	393,100	438,600	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900		
37	196,000	250,900	292,700	338,800	366,100	394,600	439,800	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100		
38	197,300	252,400	294,500	340,800	367,400	395,800	440,600	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900		
39	198,600	253,900	296,300	342,800	368,800	397,000	441,400	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700		
40	199,900	255,500	298,100	344,800	370,200	398,200	442,200	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500		
41	201,200	256,900	299,900	346,700	371,700	399,300	442,800	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100		
42	202,500	258,300	301,600	348,600	372,600	400,500	443,500	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800		
43	203,800	259,700	303,300	350,500	373,700	401,700	444,200	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500		
44	205,100	261,100	305,000	352,400	374,800	402,900	444,900	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200		
45	206,300	262,300	306,700	353,900	375,600	403,600	445,700	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000		
46	207,600	263,700	308,400	355,400	376,500	404,300	446,500	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800		
47	208,900	265,100	310,100	356,900	377,400	405,000	447,200	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200		
48	210,200	266,500	311,800	358,400	378,300	405,700	448,000	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900		
49	211,300	267,800	313,000	360,100	379,300	406,300	448,600	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400		
50	212,400	269,000	314,600	360,900	380,100	407,000	449,300	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800		

現		行		改		正		後							
51	213,400	270,300	316,100	362,100	380,900	407,700	450,100	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	271,600	317,700	363,100	381,700	408,400	450,900	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	272,700	319,400	364,000	382,400	409,100	451,500	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	273,900	321,000	365,100	383,100	409,800	452,300	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	275,200	322,600	366,100	383,800	410,500	453,100	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	276,500	324,200	367,200	384,500	411,100	453,700	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	277,600	325,700	368,100	385,000	411,700	454,300	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	278,700	326,900	368,800	385,600	412,300	455,100	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	279,800	328,100	369,500	386,300	412,900	455,900	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	280,900	329,300	370,200	387,000	413,500	456,700	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	282,100	330,100	370,700	387,400	414,000	457,300	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	283,100	331,000	371,300	388,100	414,700		62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	284,100	331,800	372,000	388,700	415,300		63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	285,100	332,600	372,700	389,300	415,900		64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	285,900	333,500	373,000	389,800	416,200		65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	286,800	333,900	373,700	390,400	416,800		66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	287,600	334,700	374,400	391,000	417,500		67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	288,500	335,500	375,100	391,600	418,000		68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	289,500	336,300	375,500	392,000	418,500		69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	290,300	337,000	376,100	392,600	419,200		70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	291,100	337,700	376,800	393,300	419,900		71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	291,900	338,400	377,400	393,900	420,600		72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	292,700	338,900	377,800	394,200	421,100		73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	293,200	339,500	378,400	394,900	421,800		74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	293,700	340,100	379,100	395,600	422,500		75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
76	234,900	294,200	340,700	379,700	396,100	423,200		76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
77	235,600	294,300	341,000	380,100	396,500	423,700		77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
78	236,400	294,700	341,500	380,600	397,200			78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
79	237,200	294,900	341,900	381,200	397,900			79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	

		現 行				改 正				後			
80	238,000	295,300	342,400	381,700	398,600	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	374,200	388,600	407,800
81	238,700	295,500	342,800	382,200	399,100	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	374,700	388,800	408,000
82	239,400	295,700	343,300	382,800	399,800	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	375,300	389,100	408,300
83	240,100	296,100	343,800	383,400	400,500	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	375,800	389,400	408,600
84	240,800	296,400	344,300	383,800	401,200	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	296,700	344,700	384,400	401,700	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	376,500	389,800	409,000
86	242,200	297,000	345,100	385,000		242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	377,000	390,100	
87	242,900	297,300	345,600	385,600		242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	377,400	390,400	
88	243,600	297,700	346,000	386,200		243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	377,800	390,600	
89	244,300	298,000	346,300	386,900		244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	378,200	390,800	
90	244,800	298,400	346,700	387,500		244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	378,700	391,100	
91	245,300	298,800	347,200	388,100		245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	379,100	391,400	
92	245,800	299,200	347,600	388,700		245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	379,500	391,600	
93	246,100	299,300	347,800	389,400		246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	379,800	391,800	
94		299,600	348,200				293,600	341,400					
95		300,000	348,700				294,000	341,900					
96		300,400	349,100				294,400	342,300					
97		300,600	349,200				294,600	342,400					
98		300,900	349,700				294,900	342,900					
99		301,300	350,200				295,300	343,300					
100		301,700	350,500				295,700	343,600					
101		301,900	350,800				295,900	343,900					
102		302,200	351,200				296,200	344,300					
103		302,600	351,600				296,600	344,700					
104		302,900	352,000				296,900	345,100					
105		303,100	352,500				297,100	345,600					
106		303,400	352,900				297,400	346,000					
107		303,800	353,300				297,800	346,400					
108		304,100	353,700				298,100	346,800					

現		行		改		正		後	
109	304,300	354,200		109	298,300	347,300			
110	304,700	354,600		110	298,700	347,700			
111	305,100	355,000		111	299,100	348,000			
112	305,400	355,300		112	299,400	348,300			
113	305,500	355,800		113	299,500	348,800			
114	305,800			114	299,800				
115	306,100			115	300,100				
116	306,500			116	300,500				
117	306,700			117	300,700				
118	306,900			118	300,900				
119	307,200			119	301,200				
120	307,500			120	301,500				
121	307,900			121	301,900				
122	308,100			122	302,100				
123	308,400			123	302,400				
124	308,700			124	302,700				
125	309,100			125	303,000				
再任用 職員	186,900	214,500	278,900		186,500	214,000	273,400	288,500	313,900
		362,700	320,200			254,000			355,600

第3条 荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（平成28年4月1日施行）

現		行		改		正		後	
(地域手当)				(地域手当)					
第5条の2 略				第5条の2 略					
2 地域手当の月額、給料及び扶養手当の月額、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。				2 地域手当の月額は、給料及び扶養手当の月額、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。					
(1) 1級地 100分の18				(1) 1級地 100分の20					

現 行	改 正 後
<p>(2) 2級地 <u>100分の15</u></p> <p>(3) 3級地 <u>100分の12</u></p> <p>(4) 4級地 <u>100分の10</u></p> <p>(5) 5級地 <u>100分の6</u></p> <p>(6) 6級地 <u>100分の3</u></p>	<p>(2) 2級地 <u>100分の16</u></p> <p>(3) 3級地 <u>100分の15</u></p> <p>(4) 4級地 <u>100分の12</u></p> <p>(5) 5級地 <u>100分の10</u></p> <p>(6) 6級地 <u>100分の6</u></p> <p>(7) 7級地 <u>100分の3</u></p>
<p>3 略</p> <p>4 職員のうち市民病院に勤務する医師には、第2項の規定にかかわらず、給料及び扶養手当の月額に<u>100分の15</u>を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</p>	<p>3 略</p> <p>4 職員のうち市民病院に勤務する医師には、第2項の規定にかかわらず、給料及び扶養手当の月額に<u>100分の16</u>を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</p>
<p>第5条の3 前条第1項の管理者が定める地域若しくは公署に引き続き1年以上在勤する職員がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれからの職員の在勤する公署が移転した場合において、当該異動若しくは移転（以下この条において「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に掲げる割合をいう。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同項各号に掲げる割合をいう。）に達しないこととなり、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が同条第1項の管理者が定める地域若しくは公署に該当しないこととなり、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定により当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に係る地域手当の支給割合（前条第2項各号に掲げる割合をいう。）以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前条の規定にかかわらず、当該異動等の日から1年を経過するまでの間、当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に在勤するものとした場合に前条の規定により支給されることとなる地域手当（当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に掲げる割合をいう。以下同じ。）が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の支給割合による地域手</p>	<p>第5条の3 前条第1項の管理者が定める地域若しくは公署に引き続き1年以上在勤する職員がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれからの職員の在勤する公署が移転した場合において、当該異動若しくは移転（以下この条において「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に掲げる割合をいう。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同項各号に掲げる割合をいう。以下この条において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなり、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が同条第1項の管理者が定める地域若しくは公署に該当しないこととなり、異動等の円滑を図るため、当該職員には、同条の規定により当該異動等に係るこの条本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、同条の規定にかかわらず、当該異動等の日から1年を経過するまでの間、当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に在勤するものとした場合に同条の規定により支給されることとなる地域手当（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合による地域手当）を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から1年を経過するまでの間に更に在勤する地域又</p>

現 行	改 正 後
<p>当)を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から1年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他管理者の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、管理者の定めるところによる。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第13条 勤勉手当は、職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。</p>	<p>は公署を異にして異動した場合その他管理者の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、管理者の定めるところによる。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第13条 勤勉手当は、職員の人事評価の結果及び勤務の状況に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。</p>

附 則  
(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定（荒尾市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第9条の5及び荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「企業給与条例」という。）第5条の3の改正規定を除く。）並びに附則第3条から第6条まで及び第8条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の給与条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第3条 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものは、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される

職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

第4条 前条の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第7条第2項、第16条の3第2項及び第16条の5第5項（給与条例第16条の8第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、給与条例第7条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第 号。以下「平成28年改正条例」という。）附則第3条の規定による給料の額（荒尾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第13号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第7条の規定による給料を支給される職員にあっては、当該額に当該給料の額を加えた額）との合計額」と、給与条例第16条の3第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成28年改正条例附則第3条の規定による給料の額（平成18年改正条例附則第7条の規定による給料を支給される職員にあっては、当該額に当該給料の額を加えた額）との合計額」と、給与条例第16条の5第5項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と平成28年改正条例附則第3条の規定による給料の額（平成18年改正条例附則第7条の規定による給料を支給される職員にあっては、当該額に当該給料の額を加えた額）との合計額」とする。

（地域手当に関する経過措置）

第5条 第2条の規定の施行の際現に給与条例第9条の5の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において第2条の規定による改正前の給与条例第9条の3の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤

する公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する給与条例第9条の5の規定の適用については、同条中「同項各号」とあるのは、「荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第 号）第2条の規定による改正前の第9条の3第2項各号」とする。

2 第3条の規定の施行の際現に企業給与条例第5条の3の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において第3条の規定による改正前の企業給与条例第5条の2の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する企業給与条例第5条の3の規定の適用については、同条中「同項各号」とあるのは、「荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第 号）第3条の規定による改正前の前条第2項各号」とする。

（勤勉手当に関する経過措置）

第6条 当分の間、第2条の規定による改正後の給与条例第16条の8第1項の規定及び第3条の規定による改正後の企業給与条例第13条の規定の適用については、これらの規定中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

（規則等への委任）

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則及び企業管理規程で定める。

（荒尾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）  
第8条 荒尾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「受ける給料月額」の次に「（荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第 号。以下「平成28



年改正条例」という。) 附則第3条の規定による給料を支給される職員にあっては、平成28年3月31日において受けていた給料月額)を加え、「同日」を「切替日の前日」に改め、同条第3項中「支給される職員」の次に「(平成28年改正条例附則第3条の規定による給料を支給される職員を除く。)」を加える。

## 「荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」の概要

国家公務員に準じた退職手当支給水準については、官民均衡を図るため平成25年度から段階的に引下げを行った。平成28年度からの給与制度の総合的見直しによる給料月額引下げを行った場合、給料月額を算定基礎としている退職手当の支給水準がさらに低下することとなる。これらの影響を踏まえ、職員の公務への貢献度をよりの確に反映させるよう、国に準じた措置を講ずる。

**1 調整額の改定**

退職する職員の退職前の職責（5年分）に応じて加算する「調整額」を改定

	在職した職務の級	現行（月額）	改正後（月額）
第1号区分	医療職（1）5級	54,150円	<b>70,400円</b>
第2号区分		50,000円	<b>65,000円</b>
第3号区分	医療職（1）4級	45,850円	<b>59,550円</b>
第4号区分	行政職（1）7級 医療職（1）4級 医療職（3）6級	41,700円	<b>54,150円</b>
第5号区分	行政職（1）6級 医療職（1）3級 医療職（2）5級 医療職（3）5級	33,350円	<b>43,350円</b>
第6号区分	行政職（1）5級 医療職（1）2級 医療職（2）5級 医療職（3）5級	25,000円	<b>32,500円</b>
第7号区分	行政職（1）4級 医療職（1）2級 医療職（2）5級・4級 医療職（3）5級・4級	20,850円	<b>27,100円</b>
第8号区分	行政職（1）3級 医療職（1）1級 医療職（2）3級 医療職（3）3級	16,700円	<b>21,700円</b>

＜勤続期間24年以下の退職者＞

（現行）第8号区分は加算対象外 → （改正後）加算対象に含める。

**2 施行期日**

平成28年4月1日

荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎 在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下 同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属す る月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による退職 （公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。） 同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実 に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事 することを要する日のあった月を除く。）ごと「休職月等」という。） のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属し ていた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額 （以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順 次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当 該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を 合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 54,150円</p> <p>(2) 第2号区分 50,000円</p> <p>(3) 第3号区分 45,850円</p> <p>(4) 第4号区分 41,700円</p> <p>(5) 第5号区分 33,350円</p> <p>(6) 第6号区分 25,000円</p> <p>(7) 第7号区分 20,850円</p> <p>(8) 第8号区分 16,700円</p> <p>(9) 第9号区分 0</p> <p>2・3 略</p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎 在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下 同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属す る月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による退職 （公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。） 同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実 に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事 することを要する日のあった月を除く。）ごと「休職月等」という。） のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属し ていた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額 （以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順 次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当 該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を 合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 70,400円</p> <p>(2) 第2号区分 65,000円</p> <p>(3) 第3号区分 59,550円</p> <p>(4) 第4号区分 54,150円</p> <p>(5) 第5号区分 43,350円</p> <p>(6) 第6号区分 32,500円</p> <p>(7) 第7号区分 27,100円</p> <p>(8) 第8号区分 21,700円</p> <p>(9) 第9号区分 0</p> <p>2・3 略</p>
<p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定 にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものとその勤続期</p>	<p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定 にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p>

現 行	改 正 後
<p>間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第7号まで又は第9号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第8号に掲げる職員の区分にあっては0として、同項の規定を適用して計算した額</p> <p>(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(5) 略</p> <p>5 略</p>	<p>(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(4) 略</p> <p>5 略</p>
<p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</p> <p>第7条の4 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者</p> <p>10 略</p> <p>11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をすすめるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をす</p>	<p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</p> <p>第7条の4 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。第11項第2号において同じ。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者</p> <p>10 略</p> <p>11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をすすめるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をす</p>

現 行	改 正 後
<p>る人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していただき、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。</p> <p>(1) 応募者が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合</p> <p>(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(第9項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けた場合</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>12～15 略</p> <p>16 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき(前2号に掲げるときを除く。)</p> <p>(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分及び第9項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>17 略</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日</p>	<p>る人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していただき、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。</p> <p>(1) 応募者が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合</p> <p>(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>12～15 略</p> <p>16 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第13項若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき(前2号に掲げるときを除く。)</p> <p>(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>17 略</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日</p>

現 行	改 正 後
<p>(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が、18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を超えて雇用された者)については、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限り、であった者(以下この項において「職員等」という。)であったこととあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3～17 略</p>	<p>(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が、18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を超えて雇用された者)については、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限り、であった者(以下この項において「職員等」という。)であったこととあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3～17 略</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

荒尾市税条例の一部を改正する条例の概要

改正項目	改正内容		改正の趣旨	市税条例 (関係条項)	適用時期
	現行	改正後			
1 徴収猶予の規定の整備	<p>法律で分割納付等ができる旨のみ規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収猶予の条件</li> <li>※原則担保が必要であるが、税額が50万円以下である場合は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、担保不要</li> </ul>	<p>条例で分割納付又は分割納入の方法、申請手続等を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収猶予の条件</li> <li>※原則担保が必要であるが、税額が50万円以下、猶予期間が3月以内又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、担保不要</li> <li>・徴収金の分割納付又は分割納入の規定</li> <li>※原則徴収猶予期間内の各月に納付する。ただし、やむを得ない事情がある場合は指定する月に納付する。</li> <li>・徴収猶予の申請書の記載事項に関する規定</li> <li>・資産、収入等が分かる資料の提出を求める規定</li> <li>・不備がある徴収猶予の申請書の訂正期限(20日以内)を定める規定</li> </ul>	<p>平成27年度税制改正において、納税者の負担軽減と早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、地方税の徴収猶予制度の見直しが行われ、一定の事項については、地方の実情に応じ、条例で定められることとされたため。</p>	<p>第8条、第9条及び第13条</p>	<p>平成28年4月1日から(平成28年4月1日以後の徴収猶予及び換価の猶予から適用する。)</p>
2 換価の猶予の規定の整備	<p>【職権による猶予】</p> <p>法律で分割納付等ができる旨のみ規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換価の猶予の条件</li> <li>※原則担保が必要であるが、税額が50万円以下である場合は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、担保不要</li> </ul> <p>【申請による猶予】</p> <p>法律に規定なし。</p>	<p>条例で分割納付又は分割納入の方法、申請手続等を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換価の猶予の条件</li> <li>※原則担保が必要であるが、税額が50万円以下、猶予期間が3月以内又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、担保不要</li> <li>・換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の規定</li> <li>※原則換価の猶予期間内の各月に納付する。ただし、やむを得ない事情がある場合は指定する月に納付する。</li> <li>・資産、収入等が分かる資料の提出を求める規定</li> </ul> <p>条例で規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換価の猶予の申請書の提出期限(徴収金の納期限後6月以内)を定める規定以外は、徴収猶予の規定と同じ内容を規定する。</li> </ul>	<p>第11条及び第13条</p>	<p>第12条及び第13条</p>	

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現	行	改	正	後
(職員) 第10条 略	(職員) 第10条 略	(職員) 第10条 略		
2 略	2 略	2 略		
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。		
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略	(1)～(3) 略		
(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者	(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者	(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者		
(5)～(9) 略	(5)～(9) 略	(5)～(9) 略		
4・5 略	4・5 略	4・5 略		

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



荒尾市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行		改 正 後	
(名称及び位置) 第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
有明小放課後児童クラブ	荒尾市一部305番地 小学校内	有明小放課後児童クラブ	荒尾市一部305番地 小学校内
平井小放課後児童クラブ	荒尾市上井手1108番地 井小学校内	平井小放課後児童クラブ	荒尾市上井手1108番地 井小学校内
		清里小放課後児童クラブ	荒尾市牛水1555番地 小学校内

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 地域密着型サービスの基準等を定めた条例の改正について

### 1 条例改正の経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により、これまで国の省令で一律に規定されていた地域密着型サービスに関する基準等を市の条例で整備することとされたため、平成25年に地域密着型サービスに関する諸条例の整備を行いました。

今回、平成28年4月1日から、地域密着型通所介護の創設（小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行）等により、地域密着型サービスに関する基準等の省令が改正されたため、同省令に準じて市条例の一部の改正を行います。

### 2 改正する条例について

次の2つの条例について改正を行います。

- (1) 荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

### 3 主な改正内容

- (1) 荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

#### 第3章の2 地域密着型通所介護

- ・基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準を新たに定める。
- ・地域密着型通所介護のうち指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を新たに定める。

- (2) 荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

#### 第2章 介護予防認知症対応型通所介護

- ・運営に関する基準を追加する。

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>目次 略</p> <p><u>第4章 認知症対応型通所介護</u> 略</p> <p>(心身の状況等の把握) 第14条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準省令」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第67条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) 第16条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期</p>	<p>目次 略</p> <p><u>第3章の2 地域密着型通所介護</u> <u>第1節 基本方針（第59条の2）</u> <u>第2節 人員に関する基準（第59条の3・第59条の4）</u> <u>第3節 設備に関する基準（第59条の5）</u> <u>第4節 運営に関する基準（第59条の6－第59条の20）</u> <u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u> <u>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）</u> <u>第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）</u> <u>第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）</u> <u>第4款 運営に関する基準（第59条の27－第59条の38）</u> <u>第4章 認知症対応型通所介護</u> 略</p> <p>(心身の状況等の把握) 第14条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準省令」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第59条の6、第59条の28及び第59条の29において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) 第16条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期</p>

現 行	改 正 後
<p>巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）</p> <p>第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p> <p>（管理者等の責務）</p> <p>第30条 略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の従業者<u>にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>（管理者等の責務）</p> <p>第54条 略</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業者の従業者<u>にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u></p> <p>3 略</p>	<p>巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）</p> <p>第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p> <p>（管理者等の責務）</p> <p>第30条 略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の従業者<u>にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>（管理者等の責務）</p> <p>第54条 略</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業者の従業者<u>にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u></p> <p>3 略</p>
	<p>第3章の2 地域密着型通所介護</p> <p>第1節 基本方針</p>

現 行	改 正 後
	<p>第59条の2 <u>指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護</u>（以下「<u>指定地域密着型通所介護</u>」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬ。</p> <p><u>第2節 人員に関する基準</u>  <u>(従業者の員数)</u></p> <p>第59条の3 <u>指定地域密着型通所介護の事業を行う者</u>（以下「<u>指定地域密着型通所介護事業者</u>」という。）が当該事業を行う事業所（以下「<u>指定地域密着型通所介護事業所</u>」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>生活相談員</u> <u>指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間帯で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数</u></p> <p>(2) <u>看護師又は准看護師</u>（以下この章において「<u>看護職員</u>」という。）<u>指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数</u></p> <p>(3) <u>介護職員</u> <u>指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯（次項において「提供単位時間数」という。）で除して</u></p>

現 行	改 正 後
	<p>得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合）は、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合）は1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(4) 機能訓練指導員 1以上</p> <p>2. 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</p> <p>3. 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処</p>

現 行	改 正 後
	<p>遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができる。</p> <p>5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならぬ。</p> <p>8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
	<p>(管理者)</p> <p>第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>
	<p>第3節 設備に関する基準</p> <p>第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備のうち、次の各号に掲げる施設の基準は、当該各号に定めるとおとしする。</p>

現 行	改 正 後
	<p>(1) <u>食堂及び機能訓練室</u>  <u>食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</u>  <u>イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合において、同一の場所とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</u></p> <p>3 <u>第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市に届け出るものとする。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p>
	<p><u>第4節 運営に関する基準</u>  <u>（心身の状況等の把握）</u>  <u>第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利</u></p>



現 行	改 正 後
	<p>用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額を支払う利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用</p> <p>(4) おむつ代</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>4 前項第3号に掲げる費用については、指定地域密着型サービス省令第24条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p>

現 行	改 正 後
	<p>5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)</p> <p>第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>
	<p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。</p> <p>(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進</p>

現 行	改 正 後
	<p>歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができて体制を整えるものとする。</p>
	<p>(地域密着型通所介護計画の作成)</p> <p>第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業者の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p>

現 行	改 正 後
	<p>2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定地域密着型通所介護の利用定員</p> <p>(5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) その他運営に関する重要事項</p>
	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならぬ。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。</p> <p>(定員の遵守)</p>
	<p>第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指</p>

現 行	改 正 後
	<p>定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>
	<p>(非常災害対策)</p> <p>第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>
	<p>(衛生管理等)</p> <p>第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
	<p>(地域との連携等)</p> <p>第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等々の地域との交流を図らなければならない。</p>

現 行	改 正 後
	<p>4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</p>
	<p>(事故発生時の対応)</p> <p>第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、市に報告しなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合又は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p>
	<p>(記録の整備)</p> <p>第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。</p>

現 行	改 正 後
	<p>(1) <u>地域密着型通所介護計画</u></p> <p>(2) <u>次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(6) <u>第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></p>
	<p><u>(準用)</u></p> <p><u>第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p>
	<p><u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u></p> <p><u>第1款 この節の趣旨及び基本方針</u></p> <p><u>(この節の趣旨)</u></p> <p><u>第59条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事</u></p>

現 行	改 正 後
	<p>業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合において、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬ。</p> <p>2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。</p>
	<p>第2款 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に對し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。</p> <p>2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であつて専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならぬ。</p>
	<p>(管理者)</p> <p>第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ご</p>



現 行	改 正 後
	<p>とに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</p>
	<p><u>第3款 設備に関する基準</u> (利用定員)</p> <p>第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。</p>
	<p>(設備及び備品等)</p> <p>第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。</p> <p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市に届け出るものとする。</p>
	<p><u>第4款 運営に関する基準</u> (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の</p>

現 行	改 正 後
	<p>開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p>
	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。</p>
	<p>(指定居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提</p>

現 行	改 正 後
	<p>供するよう努めなければならない。</p> <p>4 <u>指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p>
	<p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の30 <u>指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</u></p> <p>(3) <u>指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u></p> <p>(4) <u>指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。</u></p> <p>(5) <u>指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。</u></p> <p>(療養通所介護計画の作成)</p> <p>第59条の31 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>養通所介護計画を作成しなければならぬ。</u></p> <p>2. <u>療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならぬ。</u></p> <p>3. <u>療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準条例第74条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならぬ。</u></p> <p>4. <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならぬ。</u></p> <p>5. <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならぬ。</u></p> <p>6. <u>療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</u></p>
	<p><u>（緊急時等の対応）</u></p> <p>第59条の32 <u>指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならぬ。</u></p> <p>2. <u>指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならぬ。</u></p> <p>3. <u>療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊</u></p>

現 行	改 正 後
	<p>急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。</p> <p>5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第59条の33 指定療養通所介護事業者の管理者は、当該指定療養通所介護事業者の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業者の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</p> <p>5 指定療養通所介護事業者の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者がこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p>

現 行	改 正 後
	<p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p>(3) <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>(4) <u>指定療養通所介護の利用定員</u></p> <p>(5) <u>指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</u></p> <p>(6) <u>通常の事業の実施地域</u></p> <p>(7) <u>サービス利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8) <u>非常災害対策</u></p> <p>(9) <u>その他運営に関する重要事項</u></p> <p>(緊急時対応医療機関)</p>
	<p>第59条の35 <u>指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。</u></p> <p>2 <u>緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。</u></p>
	<p>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</p> <p>第59条の36 <u>指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データを踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。</u></p>

現 行	改 正 後
	<p>3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 療養通所介護計画</p> <p>(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」</p>

現 行	改 正 後
<p>第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>（利用定員等）</p> <p>第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時にご利用指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する</p>	<p>とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>（利用定員等）</p> <p>第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時にご利用指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する</p>



現 行	改 正 後
<p>指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>(心身の状況等の把握)  <u>第67条</u> 指定認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p><u>第67条及び第68条</u> 削除</p>
<p>(利用料等の受領)  <u>第68条</u> 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>	
<p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>	
<p>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。  (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p>	

現 行	改 正 後
<p>(2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用</p> <p>(4) おむつ代</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>4 前項第3号に掲げる費用については、指定地域密着型サービス省令第49条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	
<p>(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)</p> <p>第69条 略</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)</p> <p>第69条 略</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>
<p>(管理者の責務)</p> <p>第72条 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業者がこの節の規定を遵守させるため必要</p>	<p>第72条 削除</p>

現 行	改 正 後
<p>な指揮命令を行うものとする。</p>	
<p>(運営規程)  第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。  (1)～(3) 略  (4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員 (第61条第4項又は第65条第1項の利用定員をいう。第75条において同じ。)  (5)～(10) 略  (勤務体制の確保等)</p>	<p>(運営規程)  第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。  (1)～(3) 略  (4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員 (第61条第4項又は第65条第1項の利用定員をいう。)  (5)～(10) 略</p>
<p>第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業者の従業員によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>第74条から第78条の2まで 削除</p>
<p>(定員の遵守)  第75条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	
<p>(非常災害対策)  第76条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難</p>	

現 行	改 正 後
<p>訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	
<p>(衛生管理等)</p>	
<p>第77条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	
<p>(地域との連携等)</p>	
<p>第78条 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p>	
<p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	
<p>(事故発生時の対応)</p>	
<p>第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、市に報告しなければならない。</p>	
<p>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	
<p>4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講</p>	

現 行	改 正 後
<p>じなければならぬ。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第79条 略</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第79条 略</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>
<p>(準用)</p> <p>第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」とあり、第73条に規定する重要事項に関する規程とは、「定期巡回・随時訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」とあり、第34条中「定期巡回・随時訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」とあり、第73条に規定する重要事項に関する規程とは、「定期巡回・随時訪問介護看護従業者」とあり、第34条中「定期巡回・随時訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」とあり、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあり、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。</p>
<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。</p>

現 行	改 正 後
<p>以下この条及び第93条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等)をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(地域との連携等)</p>	<p>以下この条及び第93条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等)をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>
<p><u>第105条</u> 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならぬ。</p> <p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して</p>	<p><u>第105条</u> 削除</p>

現 行	改 正 後
<p>指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>(記録の整備) 第107条 略</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第72条、第74条及び第77条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合においては、第9条第1項中「第31条の規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護型居宅介護事業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護事業者」とあり、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護型居宅介護事業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護事業者」とあり、第72条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護事業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(記録の整備) 第107条 略</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護型居宅介護事業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護事業者」とあり、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護型居宅介護事業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護事業者」とあり、第5章第4節と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護事業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護事業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>第109条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第</p>
<p>第109条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第</p>	<p>第109条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第</p>

現 行	改 正 後
<p>8 条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができようにするものでなければならぬ。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第127条 略</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に關する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第72条、第77条、第99条、第102条、第104条及び第105条第1項から第4項までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」第4節」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、<u>「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>8 条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができようにするものでなければならぬ。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第127条 略</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に關する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に關する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」第4節」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>



現 行	改 正 後
<p>第129条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第20項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならぬ。</p> <p>2 略</p> <p>（記録の整備） 第148条 略</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 （1）～（7） 略</p> <p>（8） 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 （準用）</p>	<p>第129条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第21項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならぬ。</p> <p>2 略</p> <p>（記録の整備） 第148条 略</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 （1）～（7） 略</p> <p>（8） 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 （準用）</p>
<p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知</p>	<p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入</p>

現 行	改 正 後
<p>見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>第150条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになすことを目指すものでなければならぬ。</p> <p>2・3 略</p>	<p>居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第150条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになすことを目指すものでなければならぬ。</p> <p>2・3 略</p>
<p>第151条 略</p> <p>2～12 略</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるとき、これを置かないこと</p> <p>14～17 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第176条 略</p>	<p>第151条 略</p> <p>2～12 略</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないこと</p> <p>14～17 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第176条 略</p>

現 行	改 正 後
<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p>	<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p>
<p>第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第72条、第76条、第105条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に、」と、同条第2項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が利用者が利用していない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「第8章第4節」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p>	<p>第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に、」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者が利用していない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p>
<p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合に</p>	<p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。こ</p>

現 行	改 正 後
<p>において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」と、同条第7項中「第177条」とあるのは「第182条第7項」と、同条第7号中「第175条第3項」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項中「第176条第2項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」と、同項第4号及び第5号中「第182条第7項」と、同項第6号中「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条」と読み替えるものとする。</p>	<p>の場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「第182条第7項」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条」と読み替えるものとする。</p>
<p>(記録の整備) 第201条 略 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)～(9) 略 (10) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>	<p>(記録の整備) 第201条 略 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)～(9) 略 (10) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>

現 行	改 正 後
<p>(準用) 第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第72条、第74条、第77条、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第98条及び第100条から第106条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用) 第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、指

定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）附則第2条に規定する厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、同条例第86条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

荒尾市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(利用定員等)</p> <p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員                      (当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができない利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において<del>は</del>共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスを含む。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)の運営(同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならぬ。</p> <p>(地域との連携等)</p>	<p>(利用定員等)</p> <p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員                      (当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができない利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において<del>は</del>共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスを含む。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)の運営(同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならぬ。</p> <p>(地域との連携等)</p>

現 行	改 正 後
<p>第39条</p> <p>略</p> <p>2 略</p>	<p>第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>
<p>(地域との連携等)</p> <p>第62条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の</p>	<p>第62条 削除</p>



現 行	改 正 後
<p>家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</p>	
<p>(記録の整備) 第64条 略</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記</p>	<p>(記録の整備) 第64条 略</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記</p>

現 行	改 正 後
<p>録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>第62条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第31条から第36条まで、第37条(第4項を除く。)及び<u>第38条</u>の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>次条</u>において準用する<u>第39条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第31条から第36条まで、第37条(第4項を除く。)から<u>第39条</u>までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第39条第1項</u>中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第85条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第62条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)、第38</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第85条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第39条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)、第38</p>

現 行

条、第56条、第59条、第61条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「指定介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービスマス及び宿泊サービスマスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

改 正 後

条、第39条、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護従業者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

荒尾市斎場条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行		改 正 後	
(使用料の額)			
第3条 使用料の額は、次のとおりとする。			
種別	区分	単位	市外居住者
大人		1 体	25,000円
小人(13歳以下)		1 体	14,000円
死産児		1 胎	7,000円
汚物		1 件	7,000円
改葬等による焼骨		1 植	7,000円
(使用料の額)			
第3条 使用料の額は、次のとおりとする。			
種別	区分	単位	市外居住者
大人		1 体	42,000円
小人(13歳以下)		1 体	23,500円
死産児		1 胎	12,000円
改葬等による焼骨		1 植	12,000円
その他		1 件	12,000円
(使用許可の手續)			
第4条 略			
2 略			

附 則  
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

荒尾市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行		改 正 後	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
占用物件	占用料 単位 金額	占用物件	占用料 単位 金額
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱 1本につき 1年 690 1,100 1,400 620 990 1,400 62	第1種電柱 第2種電柱 第3種電柱 第1種電話柱 第2種電話柱 第3種電話柱 その他の柱類	700 1,100 1,400 620 1,000 1,400 62
共架電線その他上空に設 ける線類	長さ1メー トルにつき 1年 6	共架電線その他上空に設 ける線類	長さ1メー トルにつき 1年 6
地下に設ける電線その他 の線類	4	地下に設ける電線その他 の線類	4
路上に設ける変圧器	1個につき 1年 600	路上に設ける変圧器	1個につき 1年 610
地下に設ける変圧器	370	地下に設ける変圧器	370
変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所	1個につき 1年 1,200	変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所	1個につき 1年 1,200
郵便差出箱及び信書便差 出箱	520	郵便差出箱及び信書便差 出箱	520
広告塔	表示面積1 平方メー トルにつき 1年 1,600	広告塔	表示面積1 平方メー トルにつき 1年 1,800

現 行		改 正 後	
1,200	1,200	1,200	1,200
占用面積1 平方メートルにつき1 年	占用面積1 平方メートルにつき1 年	占用面積1 平方メートルにつき1 年	占用面積1 平方メートルにつき1 年
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
法第32条第1項第2号に掲げる物件	法第32条第1項第2号に掲げる物件	法第32条第1項第2号に掲げる物件	法第32条第1項第2号に掲げる物件
外径が0.07メートル未満のもの	外径が0.07メートル未満のもの	外径が0.07メートル未満のもの	外径が0.07メートル未満のもの
0.1メートル未満のもの	0.1メートル未満のもの	0.1メートル未満のもの	0.1メートル未満のもの
外径が0.1メートル以上	外径が0.1メートル以上	外径が0.1メートル以上	外径が0.1メートル以上
0.15メートル未満のもの	0.15メートル未満のもの	0.15メートル未満のもの	0.15メートル未満のもの
外径が0.15メートル以上	外径が0.15メートル以上	外径が0.15メートル以上	外径が0.15メートル以上
0.2メートル未満のもの	0.2メートル未満のもの	0.2メートル未満のもの	0.2メートル未満のもの
外径が0.2メートル以上	外径が0.2メートル以上	外径が0.2メートル以上	外径が0.2メートル以上
0.3メートル未満のもの	0.3メートル未満のもの	0.3メートル未満のもの	0.3メートル未満のもの
外径が0.3メートル以上	外径が0.3メートル以上	外径が0.3メートル以上	外径が0.3メートル以上
0.4メートル未満のもの	0.4メートル未満のもの	0.4メートル未満のもの	0.4メートル未満のもの
外径が0.4メートル以上	外径が0.4メートル以上	外径が0.4メートル以上	外径が0.4メートル以上
0.7メートル未満のもの	0.7メートル未満のもの	0.7メートル未満のもの	0.7メートル未満のもの
外径が0.7メートル以上	外径が0.7メートル以上	外径が0.7メートル以上	外径が0.7メートル以上
1メートル未満のもの	1メートル未満のもの	1メートル未満のもの	1メートル未満のもの
外径が1メートル以上のもの	外径が1メートル以上のもの	外径が1メートル以上のもの	外径が1メートル以上のもの
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設
1,200	1,200	1,200	1,200
占用面積1 平方メートルにつき1 年	占用面積1 平方メートルにつき1 年	占用面積1 平方メートルにつき1 年	占用面積1 平方メートルにつき1 年
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設
下街階数が1のもの	下街階数が1のもの	下街階数が1のもの	下街階数が1のもの
及び地	及び地	及び地	及び地
地下室	地下室	地下室	地下室
階数が2のもの	階数が2のもの	階数が2のもの	階数が2のもの
A に0.004を乗じて得た額	A に0.004を乗じて得た額	A に0.004を乗じて得た額	A に0.004を乗じて得た額
A に0.006を乗じて得た額	A に0.006を乗じて得た額	A に0.007を乗じて得た額	A に0.007を乗じて得た額

現行			改正後						
	階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じた額	法第32条第1項第6号に掲げる施設	階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じた額				
		800			900				
		480			540				
		1,200			1,200				
	上空に設ける通路	占有面積1平方メートルにつき1日	法第32条第1項第6号に掲げる施設	上空に設ける通路	占有面積1平方メートルにつき1日				
						その他のもの	16		
								祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	18
	板一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	板一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月				
						160	180		
								除く。	1,600
	標識	1本につき1年	法第32条第1項第6号に掲げる施設	標識	1本につき1年				
						990	1,000		
								祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	18





現		改		正		後	
9号に掲げる施設	その他のもの	9号に掲げる施設	その他のもの			乗じて得た額	乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの	令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの			Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの			Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車専用道路若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの 上空に設けるもの	令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車専用道路若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの 上空に設けるもの			Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
						Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額

現 行		改 正 後	
その他のもの	A に 0.025 を乗じて得た額	その他のもの	A に 0.028 を乗じて得た額
備考略		備考略	

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の道路の占有に係る占有料について適用し、同日前の道路の占有に係る占有料については、なお従前の例による。

荒尾市営住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後																																										
<p>(入居者の公開抽選及び選考)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、炭鉱離職者、心身障害者又は特別な事情があると認められた者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、第2項からは、第2項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p>	<p>(入居者の公開抽選及び選考)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、心身障害者又は特別な事情があると認められた者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、第2項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p>																																										
別表 (第2条の2関係)	別表 (第2条の2関係)																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荒尾市中央区団地市営住宅</td> <td>荒尾市大字増永2,002番地ほか</td> </tr> <tr> <td>〃 朝日ヶ丘 〃</td> <td>〃 〃 荒尾4,657番地</td> </tr> <tr> <td>〃 新生区 〃</td> <td>〃 〃 川登1,791番地</td> </tr> <tr> <td>〃 大和 〃</td> <td>〃 〃 川登2,010番地</td> </tr> <tr> <td>〃 新区 〃</td> <td>〃 〃 川登1,597番地の14</td> </tr> <tr> <td>〃 桜山 〃</td> <td>〃 桜山町1.2.3.4丁目</td> </tr> <tr> <td>〃 ひばりヶ丘 〃</td> <td>〃 大字増永1,468番地</td> </tr> <tr> <td>〃 八幡台 〃</td> <td>〃 八幡台4丁目</td> </tr> <tr> <td>〃 北五反田 〃</td> <td>〃 大字川登1,802番地の14</td> </tr> <tr> <td>〃 中増永 〃</td> <td>〃 増永1,599番地ほか</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	荒尾市中央区団地市営住宅	荒尾市大字増永2,002番地ほか	〃 朝日ヶ丘 〃	〃 〃 荒尾4,657番地	〃 新生区 〃	〃 〃 川登1,791番地	〃 大和 〃	〃 〃 川登2,010番地	〃 新区 〃	〃 〃 川登1,597番地の14	〃 桜山 〃	〃 桜山町1.2.3.4丁目	〃 ひばりヶ丘 〃	〃 大字増永1,468番地	〃 八幡台 〃	〃 八幡台4丁目	〃 北五反田 〃	〃 大字川登1,802番地の14	〃 中増永 〃	〃 増永1,599番地ほか	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荒尾市中央区団地市営住宅</td> <td>荒尾市増永2002番地ほか</td> </tr> <tr> <td>荒尾市新生区団地市営住宅</td> <td>荒尾市川登1791番地</td> </tr> <tr> <td>荒尾市大和団地市営住宅</td> <td>荒尾市川登2010番地</td> </tr> <tr> <td>荒尾市新区団地市営住宅</td> <td>荒尾市川登1597番地14</td> </tr> <tr> <td>荒尾市桜山団地市営住宅</td> <td>荒尾市桜山町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目</td> </tr> <tr> <td>荒尾市ひばりヶ丘団地市営住宅</td> <td>荒尾市増永1468番地</td> </tr> <tr> <td>荒尾市八幡台団地市営住宅</td> <td>荒尾市八幡台四丁目</td> </tr> <tr> <td>荒尾市北五反田団地市営住宅</td> <td>荒尾市川登1802番地14</td> </tr> <tr> <td>荒尾市中増永団地市営改良住宅</td> <td>荒尾市増永1599番地ほか</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	荒尾市中央区団地市営住宅	荒尾市増永2002番地ほか	荒尾市新生区団地市営住宅	荒尾市川登1791番地	荒尾市大和団地市営住宅	荒尾市川登2010番地	荒尾市新区団地市営住宅	荒尾市川登1597番地14	荒尾市桜山団地市営住宅	荒尾市桜山町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目	荒尾市ひばりヶ丘団地市営住宅	荒尾市増永1468番地	荒尾市八幡台団地市営住宅	荒尾市八幡台四丁目	荒尾市北五反田団地市営住宅	荒尾市川登1802番地14	荒尾市中増永団地市営改良住宅	荒尾市増永1599番地ほか
名 称	位 置																																										
荒尾市中央区団地市営住宅	荒尾市大字増永2,002番地ほか																																										
〃 朝日ヶ丘 〃	〃 〃 荒尾4,657番地																																										
〃 新生区 〃	〃 〃 川登1,791番地																																										
〃 大和 〃	〃 〃 川登2,010番地																																										
〃 新区 〃	〃 〃 川登1,597番地の14																																										
〃 桜山 〃	〃 桜山町1.2.3.4丁目																																										
〃 ひばりヶ丘 〃	〃 大字増永1,468番地																																										
〃 八幡台 〃	〃 八幡台4丁目																																										
〃 北五反田 〃	〃 大字川登1,802番地の14																																										
〃 中増永 〃	〃 増永1,599番地ほか																																										
名 称	位 置																																										
荒尾市中央区団地市営住宅	荒尾市増永2002番地ほか																																										
荒尾市新生区団地市営住宅	荒尾市川登1791番地																																										
荒尾市大和団地市営住宅	荒尾市川登2010番地																																										
荒尾市新区団地市営住宅	荒尾市川登1597番地14																																										
荒尾市桜山団地市営住宅	荒尾市桜山町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目																																										
荒尾市ひばりヶ丘団地市営住宅	荒尾市増永1468番地																																										
荒尾市八幡台団地市営住宅	荒尾市八幡台四丁目																																										
荒尾市北五反田団地市営住宅	荒尾市川登1802番地14																																										
荒尾市中増永団地市営改良住宅	荒尾市増永1599番地ほか																																										

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第1条 荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 (業務) 第3条 荒尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、第1条に規定する設置の目的を達成するため、万田坑施設において次に掲げる業務を行う。 (1)～(5) 略 (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務 (職員)</p>	<p>(業務) 第3条 第1条に規定する設置の目的を達成するため、万田坑施設において次に掲げる業務を行う。 (1)～(5) 略 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 (職員)</p>
<p>第4条 教育委員会は、万田坑施設に施設長その他必要な職員を置くことができる。 2 略 (休業日) 第5条 略 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、同項の休業日を変更し、別に休業日を定め、又は休業日に特別に入場させることができる。 (開業時間)</p>	<p>第4条 万田坑施設に施設長その他必要な職員を置くことができる。 2 略 (休業日) 第5条 略 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の休業日を変更し、別に休業日を定め、又は休業日に特別に入場させることができる。 (開業時間)</p>
<p>第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、同項の開業時間又は旧万田坑への入場時間を変更することができる。 (入場の制限)</p>	<p>第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の開業時間又は旧万田坑への入場時間を変更することができる。 (入場の制限)</p>
<p>第7条 教育委員会は、万田坑施設に入場しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その入場を禁止、又は退場させることができる。 (1) 略 (2) 万田坑施設内の施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。</p>	<p>第7条 市長は、万田坑施設に入場しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その入場を禁止、又は退場させることができる。 (1) 略 (2) 万田坑施設内の施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。</p>

現 行	改 正 後
<p>(3) 略 (観覧料) 第8条 略 2 前項の規定にかかわらず、万田坑施設内に資料の特別展示等をした場合における観覧料の額については、<u>教育委員会</u>が別に定めることができる。</p>	<p>(3) 略 (観覧料) 第8条 略 2 前項の規定にかかわらず、万田坑施設内に資料の特別展示等をした場合における観覧料の額については、<u>市長</u>が別に定めることができる。</p>
<p>(資料の貸出し) 第10条 <u>教育委員会</u>は、万田坑施設内に展示され、又は保存されている資料の貸出しについては、原則として行わないものとする。ただし、教育、学術又は文化に関する機関、団体等が教育、学術研究又は文化普及の目的で使用するものであるときは、資料の貸出しを行うことができる。</p>	<p>(資料の貸出し) 第10条 <u>市長</u>は、万田坑施設内に展示され、又は保存されている資料の貸出しについては、原則として行わないものとする。ただし、教育、学術又は文化に関する機関、団体等が教育、学術研究又は文化普及の目的で使用するものであるときは、資料の貸出しを行うことができる。</p>
<p>(撮影等の許可) 第11条 万田坑施設内の撮影を禁止している場所において施設若しくは資料の撮影をし、又は万田坑施設内に展示され、若しくは保存されている資料の複写、模造等をしようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p>	<p>(撮影等の許可) 第11条 万田坑施設内の撮影を禁止している場所において施設若しくは資料の撮影をし、又は万田坑施設内に展示され、若しくは保存されている資料の複写、模造等をしようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p>
<p>(指定管理者による管理) 第12条 万田坑施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 2 前項の規定により万田坑施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があるとき、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て、万田坑施設の休業日を変更し、若しくは別に定め、休業日に特別に入場させ、又は開業時間を変更することができる。 3 第1項の規定により万田坑施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条中「<u>教育委員会</u>」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(指定管理者による管理) 第12条 万田坑施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>市長</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 2 前項の規定により万田坑施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があるとき、あらかじめ<u>市長</u>の承認を得て、万田坑施設の休業日を変更し、若しくは別に定め、休業日に特別に入場させ、又は開業時間を変更することができる。 3 第1項の規定により万田坑施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条中「<u>市長</u>」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</p>

現	行	改	正	後
(利用料金制) 第14条 略	(利用料金制) 第14条 略	(利用料金制) 第14条 略		
2 略	2 略	2 略		
3 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ <u>教育委員会</u> の承認を得て定める額とする。	3 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ <u>市長</u> の承認を得て定める額とする。	3 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ <u>市長</u> の承認を得て定める額とする。		
4 前項の規定にかかわらず、指定管理者が万田坑施設内に資料の特別展示等をした場合における利用料金の額については、指定管理者があらかじめ <u>教育委員会</u> の承認を得て、別に定めることができる。	4 前項の規定にかかわらず、指定管理者が万田坑施設内に資料の特別展示等をした場合における利用料金の額については、指定管理者があらかじめ <u>市長</u> の承認を得て、別に定めることができる。	4 前項の規定にかかわらず、指定管理者が万田坑施設内に資料の特別展示等をした場合における利用料金の額については、指定管理者があらかじめ <u>市長</u> の承認を得て、別に定めることができる。		
5 略	5 略	5 略		
(損害賠償)	(損害賠償)	(損害賠償)		
第15条 万田坑施設の入場者又は資料の貸出しを受けた者で、故意又は過失により施設若しくは設備又は資料を <u>き損し</u> 、又は滅失したものは、 <u>教育委員会</u> の指示に従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならぬ。ただし、 <u>教育委員会</u> が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免ずることができる。	第15条 万田坑施設の入場者又は資料の貸出しを受けた者で、故意又は過失により施設若しくは設備又は資料を <u>き損し</u> 、又は滅失したものは、 <u>市長</u> の指示に従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならぬ。ただし、 <u>市長</u> が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免ずることができる。	第15条 万田坑施設の入場者又は資料の貸出しを受けた者で、故意又は過失により施設若しくは設備又は資料を <u>毀損し</u> 、又は滅失したものは、 <u>市長</u> の指示に従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならぬ。ただし、 <u>市長</u> が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免ずることができる。		
(委任)	(委任)	(委任)		
第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に <u>必要なる事項は、教育委員会規則</u> で定める。	第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に <u>必要なる事項は、教育委員会規則</u> で定める。	第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に <u>必要なる事項は、規則</u> で定める。		

第2条 荒尾市万田坑ステーション条例の一部改正

現	行	改	正	後
(管理運営)	(管理運営)			
第4条 ステーションの管理運営は、荒尾市教育委員会（以下「 <u>教育委員会</u> 」という。）が行う。	第4条 ステーションの管理運営は、荒尾市教育委員会（以下「 <u>教育委員会</u> 」という。）が行う。	第4条 <u>削除</u>		
(休館日)	(休館日)	(休館日)		
第6条 略	第6条 略	第6条 略		
2 前項の規定にかかわらず、 <u>教育委員会</u> が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。	2 前項の規定にかかわらず、 <u>教育委員会</u> が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。	2 前項の規定にかかわらず、 <u>市長</u> が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。		
(開館時間)	(開館時間)	(開館時間)		

現 行	改 正 後
<p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第8条 <u>教育委員会</u>は、ステーションを利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その入館を禁じ、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ステーションの施設又は設備を<u>き損し</u>、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(資料の貸出し)</p> <p>第9条 <u>教育委員会</u>は、ステーションに展示され、又は保存されている資料の貸出しについては、原則として行わないものとする。ただし、教育、学術又は文化に関する機関又は団体が学術研究又は教育普及の目的で使用されるものであると認められるときは、貸出しを行うことができる。</p> <p>(資料の撮影等の許可)</p> <p>第10条 ステーションに展示され、又は保存されている資料の撮影、複写、模造等をしようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第11条 ステーションの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定によりステーションの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て、ステーションの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間</p>	<p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、ステーションを利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その入館を禁じ、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ステーションの施設又は設備を<u>毀損し</u>、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(資料の貸出し)</p> <p>第9条 <u>市長</u>は、ステーションに展示され、又は保存されている資料の貸出しについては、原則として行わないものとする。ただし、教育、学術又は文化に関する機関又は団体が学術研究又は教育普及の目的で使用されるものであると認められるときは、貸出しを行うことができる。</p> <p>(資料の撮影等の許可)</p> <p>第10条 ステーションに展示され、又は保存されている資料の撮影、複写、模造等をしようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第11条 ステーションの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて<u>市長</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定によりステーションの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ<u>市長</u>の承認を得て、ステーションの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更</p>

現 行	改 正 後
<p>を変更することができる。</p> <p>3 第1項の規定によりステーションの管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条中「<u>教育委員会</u>」とあるのは、「<u>指定管理者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第13条 故意又は過失によりステーションの施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならぬ。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>することができる。</p> <p>3 第1項の規定によりステーションの管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条中「<u>市長</u>」とあるのは、「<u>指定管理者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第13条 故意又は過失によりステーションの施設又は設備を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならぬ。ただし、<u>市長</u>が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>

第3条 荒尾市万田炭鉱館条例の一部改正

現 行	改 正 後
<p>(業務)</p> <p>第3条 荒尾市教育委員会(以下「<u>教育委員会</u>」という。)は、第1条に規定する設置の目的を達成するため、炭鉱館において次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、炭鉱館に館長その他の必要な職員を置くことができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。</p> <p>(開館時間)</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 第1条に規定する設置の目的を達成するため、炭鉱館において次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認める業務</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 炭鉱館に館長その他の必要な職員を置くことができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。</p> <p>(開館時間)</p>



現 行	改 正 後
<p>第6条 炭鉱館の開館時間は、午前9時30分から午後9時30分までとする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(使用の許可)</p>	<p>第6条 炭鉱館の開館時間は、午前9時30分から午後9時30分までとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(使用の許可)</p>
<p>第7条 炭鉱館を使用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p>	<p>第7条 炭鉱館を使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p>
<p>2 略</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、炭鉱館の管理運営上必要があると認めるときは、使用の許可について条件を付することができる。</p>	<p>2 略</p> <p>3 <u>市長</u>は、炭鉱館の管理運営上必要があると認めるときは、使用の許可について条件を付することができる。</p>
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第8条 <u>教育委員会</u>は、炭鉱館を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、炭鉱館を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 <u>教育委員会</u>は、炭鉱館を使用する者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 <u>市長</u>は、炭鉱館を使用する者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
<p>2 前項の規定による使用の許可の取消しによって生じた損害について、<u>教育委員会</u>はその責めを負わない。</p>	<p>2 前項の規定による使用の許可の取消しによって生じた損害について、<u>市長</u>はその責めを負わない。</p>
<p>(損害賠償)</p> <p>第12条 使用者が施設又は器具を破損し、又は亡失したときは、<u>教育委員会</u>の指示に従い、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を免ずることができる。</p> <p>(指定管理者による管理)</p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第12条 使用者が施設又は器具を破損し、又は亡失したときは、<u>市長</u>の指示に従い、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を免ずることができる。</p> <p>(指定管理者による管理)</p>
<p>第13条 炭鉱館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>教育委員会</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p>	<p>第13条 炭鉱館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>市長</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p>

現 行	改 正 後
<p>2 前項の規定により炭鉱館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があるとき、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て、炭鉱館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。</p> <p>3 第1項の規定により指定管理者が指定された場合は、第7条から第9条第1項までの規定及び前条本文中「<u>教育委員会</u>」とあるのは「<u>教育委員会及び指定管理者</u>」と読み替える。</p> <p>4・5 略</p>	<p>2 前項の規定により炭鉱館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があるとき、あらかじめ<u>市長</u>の承認を得て、炭鉱館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。</p> <p>3 第1項の規定により指定管理者が指定された場合は、第7条から第9条第1項までの規定及び前条本文中「<u>市長</u>」とあるのは「<u>指定管理者</u>」と、第9条第2項中「<u>市長</u>」とあるのは「<u>市長及び指定管理者</u>」と読み替える。</p> <p>4・5 略</p>
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が炭鉱館の管理及び運営に<u>関し必要と認める業務</u></p> <p>(利用料金制)</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が炭鉱館の管理及び運営に<u>関し必要と認める業務</u></p> <p>(利用料金制)</p>
<p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定める額とする。</p> <p>4 略</p> <p>(委任)</p>	<p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ<u>市長</u>の承認を得て定める額とする。</p> <p>4 略</p> <p>(委任)</p>
<p>第16条 この条例の施行に<u>関し必要な事項は、教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>第16条 この条例の施行に<u>関し必要な事項は、規則</u>で定める。</p>

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定

定によりなされた各施設の使用等に係る申請、処分その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現	行	改 正	後
<p>(経営の基本) 第4条 略 2 診療科目は、次のとおりとする。 (1)～(25) 略</p> <p>3 略</p>		<p>(経営の基本) 第4条 略 2 診療科目は、次のとおりとする。 (1)～(25) 略 <u>(26) 総合診療科</u></p> <p>3 略</p>	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 市道路線の認定について

## 1 認定の概要

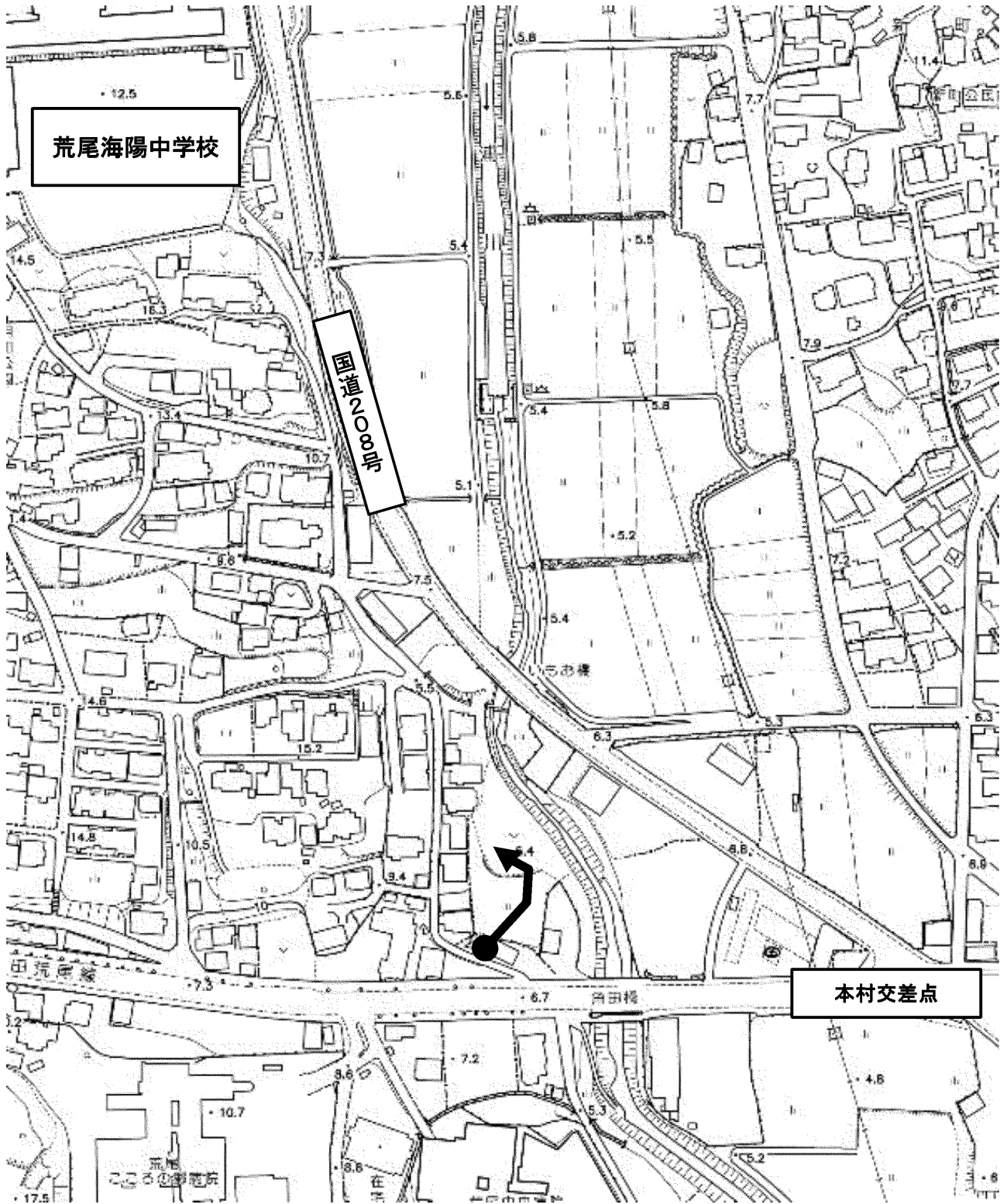
認定する市道路線 1 路線

## 2 認定の状況

	平成27年6月30日現在	今回追加分
総延長 (m)	298,499.8	80.5
実延長 (m)	282,316.4	80.5
舗装済延長 (m)	280,203.8	80.5
舗装率 (%)	99.3	100.0

認定する市道路線

路線 番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	延長 (m)
754	合路1号線	荒尾市荒尾字合路	荒尾市荒尾字合路	なし	80.5



認定する路線番号=754  
路線名=合路1号線  
L=80.5m

# 議第38号資料

## 平成27年度荒尾市一般会計補正予算（第6号）資料

### 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 総 務 費	有明広域行政事務組合費	614				614	□一部事務組合の増額補正による ・負担金 614 (現計予算 22,274)
	いじめに関する第三者調査委員会事業費		888			△ 888	□国庫補助金採択による (財源) ・国庫補助金 888
	広報戦略事業費		3,686			△ 3,686	□地域住民生活等緊急支援のための 交付金採択による (財源) ・国庫補助金 3,686
	庁舎施設改修費			△ 4,000		4,000	□地方債の充実に伴う財源調整 (財源) ・庁舎施設整備事業債 △4,000
	基金費（政策企画課）	1,640				1,640	□前年度運用益金及びふるさと応援 寄附金の積立て ・文化振興基金積立金 15 ・ふるさと創生基金積立金 47 ・ふるさと応援基金積立金 1,578
	基金費（財政課）	200,226				200,226	□運用益金等の積立て (前年度運用益金) ・財政調整基金積立金 4,615 ・減債基金積立金 230 ・職員退職手当基金積立金 193 ・土地開発基金積立金 161 ・地域活性化基金積立金 27 (前年度決算剰余金処分) ・財政調整基金積立金 195,000
	地方バス対策費	△ 8,824				△ 8,824	□バス路線欠損補助金の減額による ・補助金 △8,824 (現計予算 55,363)
	情報化対策推進事業費	24,214	9,350	9,300		5,564	□国の補正予算を活用したセキュ リティ対策 ・委託料 24,214 (財源) ・国庫補助金 9,350 ・情報化推進事業債 9,300
	地方創生人材発掘・育成事業費	22,840	22,840				□地方創生加速化交付金を活用し た移住促進 ・普通旅費 960 ・委託料 21,880 (財源) ・国庫補助金 22,840



(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	お試し暮らし体験住宅事業費	△ 8,800	△ 5,000			△ 3,800	□事業見直しによる減 ・委託料 △7,500 ・備品購入費 △1,300 (現計予算 8,800) (財源) ・県補助金 △5,000
	個人番号カード交付事業費	9,186	9,186				□国の補正に伴う個人番号カード 関連事務の委任に係る交付金の増 ・交付金 9,186 (財源) ・国庫補助金 9,186
	2 款計	241,096	40,950	5,300		194,846	
3 民 生 費	国民健康保険特別会計繰出金	357,079	25,032			332,047	□特別会計の決算見込み等及び財政健全化計画に基づく繰出金 ・国民健康保険特別会計繰出金 357,079 (財源) ・国庫負担金 22,018 ・県負担金 3,014
	介護保険特別会計繰出金	747				747	□特別会計の事務費補正による ・介護保険特別会計(保険事業勘定)繰出金 747
	基金費(福祉課)	254				254	□前年度運用益金の積立て ・社会福祉振興基金積立金 254
	臨時福祉給付金事業費	3,271				3,271	□平成26年度国庫補助金の精算 ・返還金 3,271
	年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費	287,429	287,429				□平成27年度簡素な給付金対象者のうち低所得の高齢者への給付金の給付 ・普通旅費 10 ・一般消耗品費 371 ・郵便料 3,348 ・電話料 70 ・手数料 1,120 ・委託料 9,510 ・交付金 273,000 (財源) ・国庫補助金 287,429
	特養多床室プライバシー確保事業費	△ 28,000	△ 28,000				□事業所における事業見送りによる減 ・補助金 △28,000 (現計予算 28,000) (財源) ・県補助金 △28,000

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	後期高齢者医療特別会計繰出金	△ 508	△ 625			117	□特別会計の決算見込み等による補正に伴う ・後期高齢者医療特別会計繰出金 △508 (現計予算 219,288) (財源) ・県負担金 △625
	児童福祉総務費	918	459			459	□制度改正に対応するシステム改修 ・委託料 918 (財源) ・国庫補助金 459
	特別保育事業費	△ 11,164	△ 7,442			△ 3,722	□不用額による減 ・補助金 △11,164 (現計予算 52,506) (財源) ・国庫補助金 △3,721 ・県補助金 △3,721
	一時預かり事業費(幼稚園型)	△ 15,110	△ 10,072			△ 5,038	□不用額による減 ・委託料 △15,110 (現計予算 18,078) (財源) ・国庫補助金 △5,036 ・県補助金 △5,036
	特定教育・保育施設型給付費	△ 93,307	△ 62,015			△ 31,292	□不用額による減 ・負担金 △93,307 (現計予算 516,250) (財源) ・国庫負担金 △37,282 ・県負担金 △25,762 ・県補助金 1,029
	母子生活支援施設入所措置費	△ 5,558	△ 4,172			△ 1,386	□不用額による減 ・扶助費 △5,558 (現計予算 8,663) (財源) ・国庫負担金 △2,781 ・県負担金 △1,391
	生活保護受給者就労支援事業費						□県補助金から国庫負担金への財源の組替え (財源) ・国庫負担金 1,071 ・県補助金 △1,071
	3款計	496,051	200,594			295,457	
4 衛 生 費	予防接種費	△ 22,000			△ 3,600	△ 18,400	□不用額による減 ・委託料 △22,000 (現計予算 162,060) (財源) ・実費徴収金 △3,600

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	火葬場費	△ 1,000				△ 1,000	□不用額による減 ・燃料費 (現計予算 4,965) △1,000
	がん検診推進事業費		△ 1,896			1,896	□補助制度改正による (財源) ・国庫補助金 △1,896
	塵芥処理費	△ 4,000				△ 4,000	□不用額による減 ・一般消耗品費 △3,000 ・燃料費 △1,000 (現計予算 4,190)
	大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	△ 28,593				△ 28,593	□繰越金の増及び燃料費等の減に伴う組合予算の補正による ・負担金 △28,593
	し尿処理費	△ 2,000				△ 2,000	□不用額による減 ・医薬材料費 △2,000 (現計予算 11,532)
	4 款計	△ 57,593	△ 1,896			△ 3,600	△ 52,097
6 農 林 水 産 業 費	機構集積協力金交付事業費	△ 13,079	△ 13,079				□不用額による減 ・補助金 △13,079 (現計予算 19,885) (財源) ・県補助金 △13,079
	担い手確保・経営強化支援事業費	6,935	6,935				□国の補正予算を活用した農業用機械・施設整備に対する補助 ・補助金 6,935 (財源) ・県補助金 6,935
	地域おこし協力隊事業費 (農林水産課)	△ 1,569				△ 1,569	□不用額による減 ・非常勤職員報酬 △833 ・健康労働保険料 △146 ・費用弁償 △28 ・一般消耗品費 △312 ・借上料 △250 (現計予算 2,602)
	地域経済循環創造事業費	△ 18,900	△ 18,900				□不用額による減 ・補助金 △18,900 (現計予算 38,900) (財源) ・国庫補助金 △18,900
	人・農地プラン事業費	6,750	6,750				□国の補正に伴う青年就農給付金の支給 ・補助金 6,750 (財源) ・県補助金 6,750

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	会下地区渇水恒久対策施設管理事業費	109				109	□前年度運用益金の積立て ・農業用水源渇水恒久対策施設管理基金積立金 109
	古屋敷地区渇水恒久対策施設管理事業費	98				98	□前年度運用益金の積立て ・農業用水源渇水恒久対策施設管理基金積立金 98
	観音寺・南上揚地区渇水恒久対策施設管理事業費	212				212	□前年度運用益金の積立て ・農業用水源渇水恒久対策施設管理基金積立金 212
	県営土地改良総合整備事業費	23,400		9,600	13,000	800	□国の補正等に伴う県事業負担金の増 ・県事業負担金 23,400 (財源) ・農業基盤整備事業債 9,600 ・地元負担金 13,000
	農村地域防災減災事業費	△ 9,456	△ 9,500			44	□不用額による減 ・委託料 △9,456 (現計予算 17,600) (財源) ・県補助金 △9,500
	林業木材産業生産性強化対策事業費	77,550	77,550				□木材加工施設整備事業への補助 ・補助金 77,550 (財源) ・県補助金 77,550
	有明海共生対流新産業創出事業費	40,000	40,000				□地方創生加速化交付金を活用した貝殻の有効活用調査等 ・補助金 40,000 (財源) ・国庫補助金 40,000
	6 款計	112,050	89,756	9,600	13,000	△ 306	
7 商 工 費	いきいき産業立地促進助成事業費	△ 2,500				△ 2,500	□翌年度で措置 ・補助金 △2,500 (現計予算 39,688)
	7 款計	△ 2,500				△ 2,500	
8 土 木 費	道路施設改修費			△ 9,000		9,000	□地方債の充当に伴う財源調整(財源) ・道路橋梁事業債 △9,000
	集落道路改良事業費			△ 8,100		8,100	□地方債の充当に伴う財源調整(財源) ・道路橋梁事業債 △8,100

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	道路改良単独事業費			△ 21,600		21,600	□地方債の充当に伴う財源調整 (財源) ・道路橋梁事業債 △21,600
	競馬場跡地管理事業費	△ 30,000				△ 30,000	□不用額による減 ・工事請負費 △30,000 (現計予算 39,600)
	街路整備事業費	1,000		900		100	□県街路整備事業による負担金 ・県事業負担金 1,000 (財源) ・都市計画事業債 900
	新生区団地公営住宅建替事業費	126,717	57,127	57,100		12,490	□国の補正に伴う公営住宅建替工事 ・工事請負費 126,717 (財源) ・国庫補助金 57,127 ・公営住宅建設事業債 57,100
	8 款計	97,717	57,127	19,300		21,290	
9 消 防 費	有明広域行政事務組合消防負担金	△ 1,564				△ 1,564	□一部事務組合の減額補正による ・負担金 △1,564 (現計予算 515,757)
	9 款計	△ 1,564				△ 1,564	
10 教 育 費	教育委員報酬	783				783	□教育長職務代理者報酬の増額 ・教育委員報酬 783
	幼稚園就園奨励費管理費	△ 2,976	△ 884			△ 2,092	□不用額による減及び制度改正に伴うシステム改修 ・委託料 648 ・補助金 △3,624 (現計予算 17,703) (財源) ・国庫補助金 △884
	基金費 (教育振興課)	2,910			2,270	640	□旧二小校舎の有償貸与に伴う財産処分手続による基金への積立て ・学校教育施設整備基金積立金 2,910 (財源) ・市有地建物賃賃料 2,270
	中学校プール改築事業費		△ 31,485	30,500		985	□国庫補助金及び地方債の充当に伴う財源調整 (財源) ・第三中学校プール改築事業国庫補助金 △31,485 ・中学校施設整備事業債 30,500

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	三池炭鉱(旧万田坑)の世界文化遺産登録推進事業費	5,084	5,084				<input type="checkbox"/> 地方創生加速化交付金を活用した世界遺産説明板の設置及びガイドアプリ開発等に係る負担金 ・委託料 2,500 ・負担金 2,584 (財源) ・国庫補助金 5,084
	万田坑世界遺産登録に伴う集客増対応事業費	△ 19,980	△ 19,980				<input type="checkbox"/> 地方創生交付金不採択による ・委託料 △19,980 (現計予算 19,980) (財源) ・国庫補助金 △19,980
	万田坑施設指定寄附金活用事業費	46			46		<input type="checkbox"/> 寄附金による消耗品の購入 ・一般消耗品費 46 (財源) ・寄附金 46
	地域未来塾事業費	8,395	8,395				<input type="checkbox"/> 国の補正予算を活用したICT機器導入 ・委託料 8,395 (財源) ・国庫補助金 8,395
	孫文記念館交流事業費		4,350			△ 4,350	<input type="checkbox"/> 地域住民生活等緊急支援のための交付金採択による (財源) ・国庫補助金 4,350
	10款計	△ 5,738	△ 34,520	30,500	2,316	△ 4,034	
	款 合 計	879,519	352,011	64,700	11,716	451,092	
	各款職員等人件費	87,010	15		5	86,990	<input type="checkbox"/> 勸奨退職者数増及び給与改定等による ・一般職給 △10,851 ・退職手当(勸奨5人、普通2人) 117,395 ・共済組合負担金 △11,529 など (財源) ・退職手当企業会計負担金△63 ・巡回相談支援国庫補助金 10 ・巡回相談支援県補助金 5 ・清掃施設組合派遣職員人件費負担金 68
	補 正 額	966,529	352,026	64,700	11,721	538,082	一般財源 ・普通交付税 265,599 ・土地売払収入 9,938 ・繰越金 195,000 ・後期高齢者医療療養給付費返還金 5,723 ・財政調整基金繰入金 64,092 ・市有地建物賃貸料 △2,270
	補正前の額	21,334,798	6,295,343	839,100	1,155,860	13,044,495	
	合 計	22,301,327	6,647,369	903,800	1,167,581	13,582,577	

## 平成27年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）資料

## 【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
3款 国庫支出金	高額医療費共同事業負担金	43,390	432	43,822	決算見込による負担金の増額
	その他	2,115,987	0	2,115,987	
	計	2,159,377	432	2,159,809	
4款 療養給付費交付金	療養給付費交付金	372,410	△ 106,439	265,971	決算見込による交付金の減額
6款 県支出金	県負担金	43,390	432	43,822	決算見込による負担金の増額
	その他	420,795	0	420,795	
	計	464,185	432	464,617	
7款 共同事業交付金	共同事業交付金	1,903,284	132,653	2,035,937	決算見込による保険財政共同安定化事業交付金等の増額
9款 繰入金	一般会計繰入金	656,990	357,079	1,014,069	繰出基準額の変更及び国民健康保険特別会計財政健全化繰入金の決定に伴う増額
	財政調整基金繰入金	0	100,000	100,000	国保特会財政健全化計画に伴う財政調整基金からの繰入金
	計	656,990	457,079	1,114,069	
11款 諸収入	雑入	403,697	△ 73,533	330,164	県国保連合会積立金返還金 45,869 高額療養資金貸付基金廃止 30,000 雑入 △149,402
	その他	9,200	0	9,200	
	計	412,897	△ 73,533	339,364	
その他		3,562,232	0	3,562,232	
歳入合計		9,531,375	410,624	9,941,999	

## 【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	79,668	704	80,372	給与改定に伴う増額
	その他	21,943	0	21,943	
	計	101,611	704	102,315	
7款 共同事業拠出金	高額医療費共同事業拠出金	173,562	199	173,761	決算見込による拠出金の増額
	保険財政共同安定化事業拠出金	1,621,251	109,132	1,730,383	決算見込による拠出金の増額
	その他	5	0	5	
	計	1,794,818	109,331	1,904,149	
9款 基金積立金	国保財政調整基金積立金	1	299,999	300,000	国民健康保険特別会計財政健全化繰入金の財政調整基金への積立て
11款 諸支出金	償還金	48,964	590	49,554	精算に伴う平成26年度国庫補助金(特別調整交付金)返還金
	その他	2,340	0	2,340	
	計	51,304	590	51,894	
その他		7,583,641	0	7,583,641	
歳出合計		9,531,375	410,624	9,941,999	

# 議第40号資料

## 平成27年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第3号）資料

### < 保険事業勘定 >

#### 【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 保険料	現年度分特別徴収保険料	1,023,690	38	1,023,728	給与改定に伴う増額
	その他	80,127	0	80,127	
	計	1,103,817	38	1,103,855	
4款 国庫支出金	地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	35,878	64	35,942	給与改定に伴う増額
	その他	1,502,975	0	1,502,975	
	計	1,538,853	64	1,538,917	
6款 県支出金	地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	17,938	32	17,970	給与改定に伴う増額
	その他	818,644	0	818,644	
	計	836,582	32	836,614	
9款 繰入金	職員給与費等繰入金	55,517	284	55,801	給与改定等に伴う増額
	事務費繰入金	60,510	431	60,941	有明広域行政事務組合負担金の増額
	地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	17,938	32	17,970	給与改定に伴う増額
	その他	771,081	0	771,081	
	計	905,046	747	905,793	
その他		1,750,744	0	1,750,744	
歳入合計		6,135,042	881	6,135,923	

#### 【歳出】

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	86,124	881	87,005	給与改定等に伴う増額 介護保険係職員分 284 地域包括支援センター職員分 166 有明広域行政事務組合負担金の増額 431
	その他	54,893	0	54,893	
	計	141,017	881	141,898	
その他		5,994,025	0	5,994,025	
歳出合計		6,135,042	881	6,135,923	

2号補正後の介護保険特別会計予算は6,169,164千円で、その内訳は、保険事業勘定6,135,042千円、介護サービス事業勘定34,122千円となります。

今回の3号補正により、保険事業勘定を881千円増額しますので、3号補正後介護保険特別会計予算は6,170,045千円となります。



## 平成27年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）資料

## 【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 後期高齢者医療保険料	特別徴収保険料	369,554	△ 21,976	347,578	特別徴収保険料の減額
	普通徴収保険料	126,684	724	127,408	普通徴収保険料の増額
	計	496,238	△ 21,252	474,986	
4款 繰入金	事務費繰入金	35,909	324	36,233	給与改定に伴う増額
	保険基盤安定繰入金	183,379	△ 832	182,547	保険基盤安定負担金確定に伴う減額
	計	219,288	△ 508	218,780	
6款 諸収入	雑入	5,680	△ 2	5,678	給与改定に伴う減額
	その他	17,070	0	17,070	
	計	22,750	△ 2	22,748	
その他		12,025	0	12,025	
歳入合計		750,301	△ 21,762	728,539	

## 【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	38,022	322	38,344	給与改定に伴う増額
	その他	3,082	0	3,082	
	計	41,104	322	41,426	
2款 後期高齢者医療 広域連合納付金	後期高齢者医療 広域連合納付金	691,657	△ 22,084	669,573	保険料負担金の減額△21,252 保険基盤安定負担金確定に伴う減額△832
その他		17,540	0	17,540	
歳出合計		750,301	△ 21,762	728,539	